
シンポジウム

ライフサイクル思考が生み出す新たな環境価値
～建築物ライフサイクルカーボン評価制度の可能性～

<講演資料>

2026年7月13日（月）

主 催

国土交通省 経済産業省

共 催

一般社団法人日本経済団体連合会

一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター

協 賛

住宅・建築 SDGs フォーラム

発行 2026 年 7 月 13 日 非売品
編集・発行 一般財団法人 住宅・建築 SDGs 推進センター（IBECs）
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-8-9 HB 平河町ビル
Tel. 03 - 5213 - 4191

＊不許複製・禁無断転載＊

プログラム（目次）

総合司会：長崎 卓 氏 （一財）住宅・建築SDGs推進センター専務理事

資料ページ

13:30～13:40 (10分)	【開会挨拶】	国土交通省住宅局長 経済産業省GXグループ長 (一社)日本経済団体連合会 環境委員会地球環境部会長 (日本製鉄(株)副社長)	宿本 尚吾 氏 伊藤 禎則 氏 舩越 弘文 氏	
13:40～14:00 (20分)	【基調講演】 「建築物のライフサイクルカーボン評価のこれまでとこれからについて」 建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等 を促進する制度に関する検討会 座長 ゼロカーボンビル推進会議 委員長 (一財)住宅・建築SDGs推進センター 理事長		伊香賀 俊治 氏	p.1
14:00～14:10 (10分)	【情報提供1】 「GXをめぐる情勢とGX需要創出施策について」	経済産業省GXグループGX推進企画室長	河野 孝史 氏	p.13
14:10～14:20 (10分)	【情報提供2】 「有価証券報告書におけるサステナビリティ情報開示・保証制度の導入 (改正金融商品取引法案)」	金融庁企画市場局企業開示課長	小長谷 章人 氏	p.23
14:20～14:50 (30分)	【情報提供3】 「建築物ライフサイクルカーボン評価制度の創設(改正建築物省エネ法案)」	国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)	高木 直人 氏	p.29
14:50～15:00 (10分)	【途中休憩】			
15:00～16:25 (85分)	【パネルディスカッション】 テーマ：建築物ライフサイクルカーボン評価が生み出す新たな価値			p.51

モデレーター：清家 剛 氏 東京大学大学院教授、ゼロカーボンビル推進会議WG主査				
パネリスト				
(0) はじめに				
	(前出)	清家 剛 氏		p.53
(1) セメント産業の現状とカーボンニュートラルに向けた取組み				
	太平洋セメント(株)執行役員 研究開発本部副本部長	江里口 玲 氏		p.59
(2) 建築物ライフサイクルカーボン評価の活用に向けた サイプレス・スナダヤの取組み				
	(株)サイプレス・スナダヤ 代表取締役社長	砂田 雄太郎 氏		p.63
(3) 日本製鉄のカーボンニュートラルに向けた取組み状況				
	日本製鉄(株) 環境政策企画部 上席主幹	平川 智久 氏		p.65
(4) 「見える化」から始める、環境価値の創出 ～建設時GHG排出量算定と&EARTH for Nature～				
	三井不動産(株)サステナビリティ推進部長	松野 健太郎 氏		p.69
(5) 建築物ライフサイクルカーボン評価の活用に向けた〈みずほ〉 および金融機関の取組み				
	(株)みずほ銀行 サステナビリティ企画部 担当部長	山我 哲平 氏		p.71
(6) ディスカッション				
		パネリスト全員		
16:25～16:30 (5分)	【閉会挨拶】	内閣官房 内閣審議官	今村 敬 氏	
16:30	閉会			

シンポジウム

ライフサイクル思考が生み出す新たな環境価値

開 会 挨 拶

国土交通省住宅局長 宿本 尚吾 氏

経済産業省 GX グループ長 伊藤 禎則 氏

(一社)日本経済団体連合会 環境委員会 地球環境部会長
(日本製鉄(株) 副社長)
船越 弘文 氏

シンポジウム

ライフサイクル思考が生み出す新たな環境価値

基 調 講 演

演 題：建築物ライフサイクルカーボン評価のこれまでとこれから

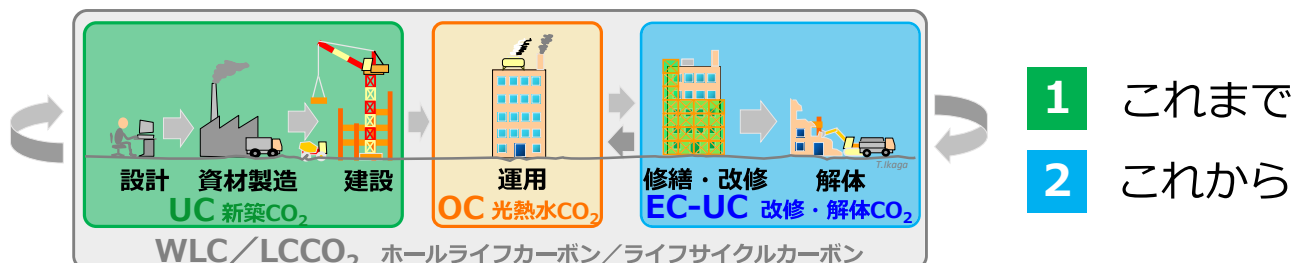
ご講演者：伊香賀 俊治 氏

建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を
促進する制度に関する検討会 座長

ゼロカーボンビル推進会議 委員長

（一財）住宅・建築 SDGs 推進センター理事長

建築物ライフサイクルカーボン評価の これまでとこれから



UC: Upfront Carbon EC: Embodied Carbon OC: Operational Carbon WLC: Whole Life Carbon LCCO₂: Life Cycle Carbon

伊香賀 俊治

建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会 座長
ゼロカーボンビル推進会議 委員長
(一財)住宅・建築SDGs推進センター 理事長

IBECs 住宅・建築SDGs推進センター理事長
President, Institute for Built Environment and Carbon Neutral for SDGs

慶應義塾大学名誉教授
Prof. Emeritus, Keio University

伊香賀俊治
Toshiharu IKAGA

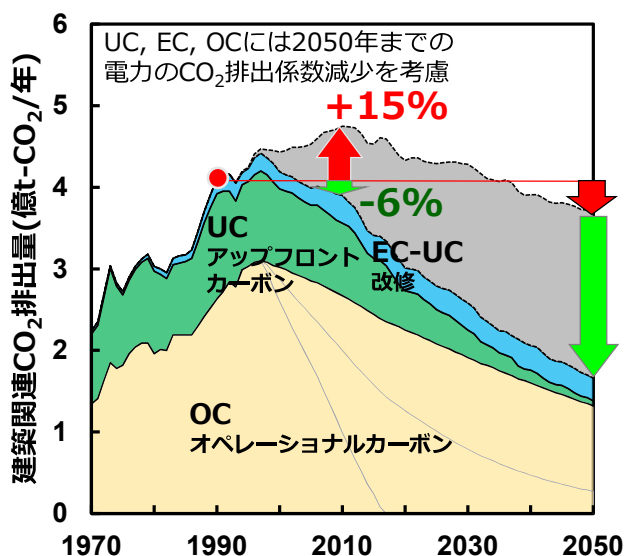
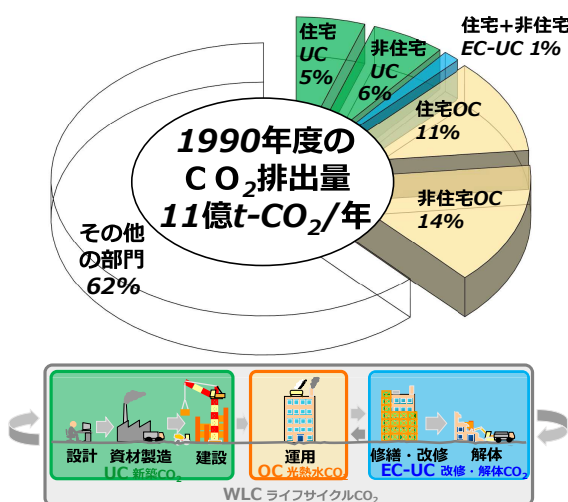
1

建築物ライフサイクルカーボン(LCCO₂)削減への取り組み

CO₂排出量の40%は建築物LCCO₂

日本建築学会会長声明（1997.12）

気候変動枠組条約
COP3京都締約国
会議に合わせて



現状維持の場合
- 10%

**日本建築学会
会長声明達成
の場合**
- 59%

1998年以降、全ての
新築建物で30%省エネ
対策、改修建物で15%
省エネ対策+耐用年数
3倍延伸対策推進
電力のCO₂削減努力も
見込んだ場合

伊香賀俊治・村上周三・加藤信介・白石靖幸：我が国の建築関連CO₂排出量の2050年までの予測、日本建築学会計画系論文集 65巻 535号 p. 53-58（2000.9）
https://doi.org/10.3130/aيجا.65.53_5

IBECs 住宅・建築SDGs推進センター理事長
President, Institute for Built Environment and Carbon Neutral for SDGs

慶應義塾大学名誉教授
Prof. Emeritus, Keio University

伊香賀俊治
Toshiharu IKAGA

2

LCA, LCC & CASBEE Tool

グリーン庁舎基準及び同解説・グリーン診断・改修計画基準及び同解説

これまで

1



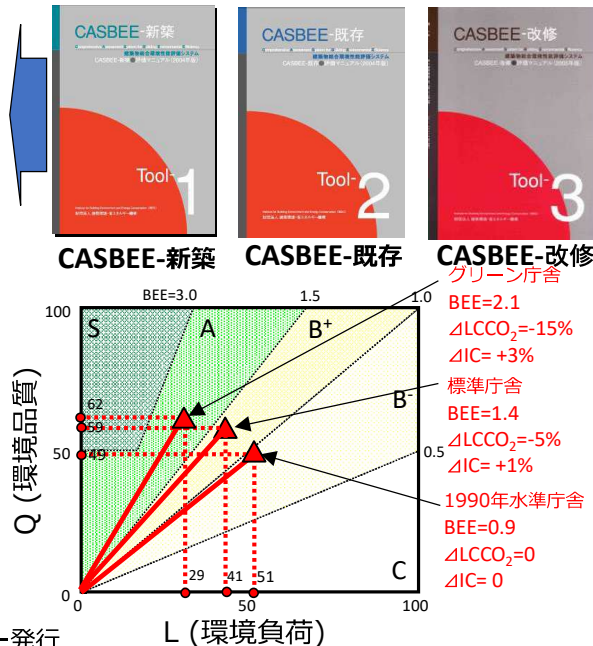
1999年4月指針発行
2006年1月基準発行

国土交通大臣官房官庁営繕部監修



2001年3月指針発行
2006年3月基準発行

公共建築協会／建築保全センター発行



IBECs 住宅・建築SDGs推進センター理事長
President, Institute for Built Environment and Carbon Neutral for SDGs



慶應義塾大学名誉教授
Prof. Emeritus, Keio University

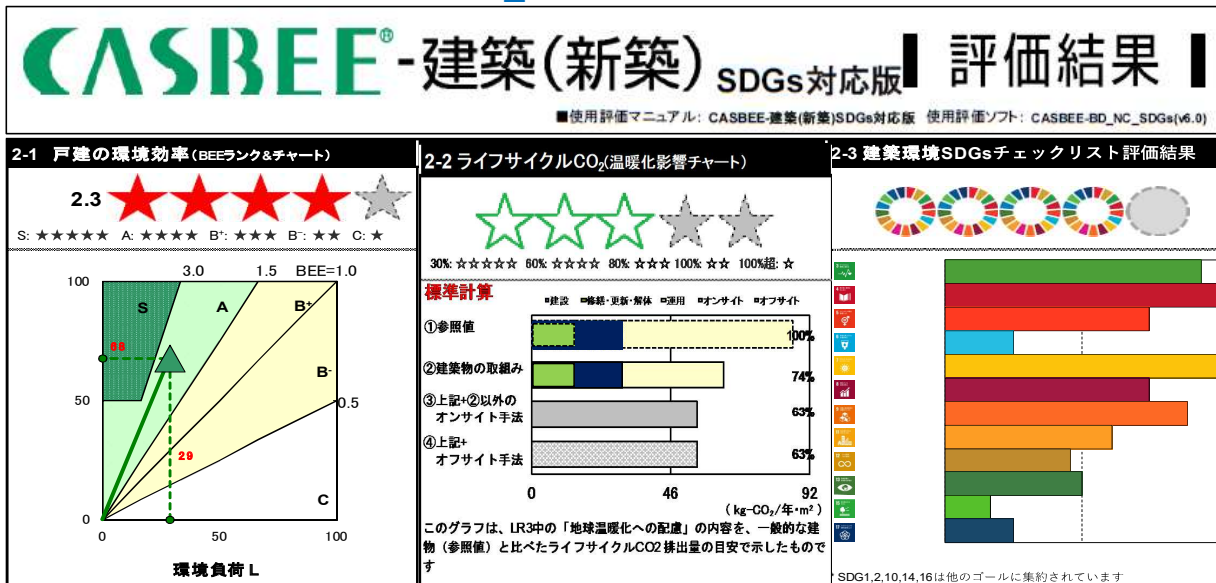
伊香賀俊治
Toshiharu IKAGA

5

CASBEEへのLCCO₂導入 2008年版から

これまで

1



LCCO₂表示
2008年版から導入

SDGs表示
2021年版から導入

IBECs 住宅・建築SDGs推進センター理事長
President, Institute for Built Environment and Carbon Neutral for SDGs



慶應義塾大学名誉教授
Prof. Emeritus, Keio University

伊香賀俊治
Toshiharu IKAGA

6

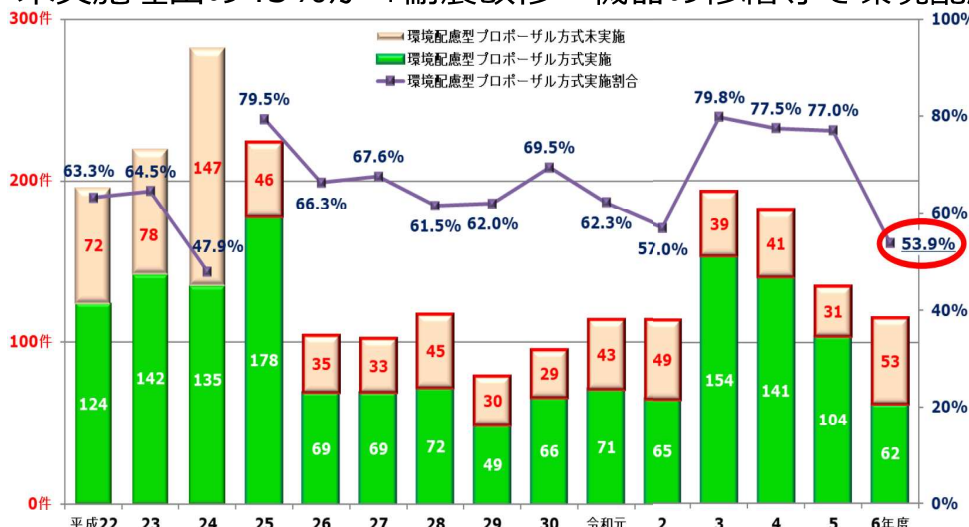
環境配慮契約法 2007.5公布、11施行

これまで

1

プロポーザル方式のうち環境配慮型プロポーザル方式の実施割合は**53.9%**

未実施理由の45%が「耐震改修・機器の修繕等で環境配慮の余地がない事業」



注：「未実施の件数」は、平成22年度から24年度は総数から実施件数を差し引いて算出。平成25年度以降は「プロポーザル方式を実施した件数のうち環境配慮型プロポーザル方式を未実施」の件数

環境省 <https://www.env.go.jp/content/000346642.pdf>

IBECs 住宅・建築 SDGs 推進センター理事長
President, Institute for Built Environment and Carbon Neutral for SDGs



慶應義塾大学名誉教授
Prof. Emeritus, Keio University

伊香賀俊治
Toshiharu IKAGA

環境配慮型プロポーザル方式を採用した業務にあつては、設計成果に総合的な環境保全性能及び**ライフサイクルカーボン (LCCO₂) 評価**を設計者に求める

国等の施設の評価手法

- ・官庁施設にあつては**官庁施設の環境保全性基準**
- ・住宅の用途にあつては住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準

その他の評価手法

- ・**建築物総合環境性能評価システム (CASBEE)**

7

建築物ライフサイクルカーボン(LCCO₂)削減への国際的取り組み

これから

2

- 2023年G7環境大臣会合声明等において、**建築物のライフサイクルの脱炭素化の重要性**を指摘
- 欧州委員会は、2024年4月にEU建築物エネルギー指令を改正し、加盟国に対して、**2028年から一定規模以上の新築建築物に対して、ライフサイクルGWP*1の算定及び開示の義務付け**を決定
既に現時点で欧州9か国*2でエンボディドカーボンやライフサイクルカーボンの算定義務制度を導入

*1: Global Warming Potential : 建築物のライフサイクル全体 (50年) における温室効果ガスの影響を二酸化炭素量に換算したものの(kgCO₂eq/m²)

*2: オランダ(2013)、スウェーデン(2022)、フランス(2022)、デンマーク(2023)、フィンランド(2025)、ロンドン(2021)、ノルウェー(2022)、エストニア(2025予定)、アイスランド(2025予定)

G7気候・エネルギー・環境大臣会合声明 (2023年4月16日)

建築物のライフサイクル全体の排出量削減目標推進を推奨

G7都市大臣会合声明 (2023年7月9日)

建築物のライフサイクルのネット・ゼロ推進の必要に留意



EU建築物エネルギー性能指令 (EPBD) 2024年4月改正

2028年 : 1,000m²超建築物

1,000m²超の新築建築物について、ライフサイクル GWPを算定し、開示しなければならない。

2030年 : 全建築物

全ての新築建築物について、ライフサイクル GWPを算定し、開示しなければならない。

ロードマップの策定

2027年初までに、各国は全ての新築建築物のライフサイクルGWP累積値に関する上限値の導入等のロードマップを策定しなければならない。

国土交通省：建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価を促進するための制度のあり方 (中間とりまとめ案)
20251009公表 https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_001327.html

IBECs 住宅・建築 SDGs 推進センター理事長
President, Institute for Built Environment and Carbon Neutral for SDGs



慶應義塾大学名誉教授
Prof. Emeritus, Keio University

伊香賀俊治
Toshiharu IKAGA

8

建築物ライフサイクルカーボン(LCCO₂)削減への国内の取り組み

これから

2

国交省補助事業 ゼロカーボンビル推進会議 2022年度設置

ゼロカーボンビル推進会議

委員長：村上周三 東京大学名誉教授
同代理：伊香賀俊治 慶應義塾大学名誉教授
幹事：丹羽勝巳 日建設設計 ディレクター
委員：伊藤明子、柏木孝夫、澤地孝男、下田吉之、
清家剛、高村ゆかり、竹ヶ原啓介、田辺新一、
坊垣和明、堀江隆一、松岡公介(東京都)、
馬場博之(大阪府)、山本有(不動協)、
柳井崇(日事連)、川端裕司(日建連)
陪席者：内閣官房、国交省、経産省、環境省、農水省

基本問題検討WG

主査：伊香賀俊治 (前出)

ツール開発 SWG

主査：伊香賀 俊治 (前出)

データベース検討 SWG

主査：清家 剛 東京大学教授

海外情報 SWG

主査：堀江 隆一 CSRデザイン環境投資顧問社長



村上周三
委員長

国土交通省

経済産業省

環境省

大阪府

東京都

伊香賀俊治
委員長代理

田辺新一 委員
日本建築学会会長 (当時)

第1回ゼロカーボンビル推進会議 (2022年12月5日)



大規模建築版

2024年10月正式版公表

建築用木材の
炭素貯蔵効果も評価



戸建住宅版

2026年 5月正式版公表

建築用木材の
炭素貯蔵効果も評価

【事務局：IBECs/JSBC】2022年度- I期、24年度- II期

IBECs 住宅・建築 SDGs 推進センター理事長
President, Institute for Built Environment and Carbon Neutral for SDGs

慶應義塾大学名誉教授
Prof. Emeritus, Keio University
伊香賀俊治
Toshiharu IKAGA

ゼロカーボンビル推進会議 https://www.ibecs.or.jp/zero-carbon_building/

9

J-CAT 建築物ホールライフカーボン算定ツール

これから

2

J-CAT®
Japan Carbon Assessment Tool for Building Lifecycle
建築物ホールライフカーボン算定ツール
操作マニュアル

約 **170頁**

マニュアル 0_J-CAT_Manual_v2.0

算定ソフト_簡易算定法
EXCEL ファイル名
1_J-CAT_Software_Simplified Calculation_v2.0

算定ソフト_標準算定法
2_J-CAT_Software_Standard Calculation_v2.0

支援ツール_詳細算定法
3_J-CAT_Classification Table_v2.0
(内訳書) 仕訳表

4_J-CAT_Summary Table_v2.0
(集計表)

5_J-CAT_Software_Detailed Calculation_v2.0
(算定結果表示ソフト)

ソフト

2024年10月正式版公表
ゼロカーボンビル推進会議

特徴① 活用目的に合わせた**3つの算定法**を提供

簡易算定法

標準算定法

詳細算定法

特徴② **ホールライフカーボンの算定が可能**

特徴③ 従来から多用されている簡易的な金額ベースではなく、**数量ベースで算定が可能**

特徴④ **デフォルト値の充実**
冷媒漏洩率/更新率/修繕率など

特徴⑤ **算定結果情報の充実**
詳細な内訳、時間経過に伴う算定条件の変化を加味した結果表記など

資材数量削減、低炭素資材採用、EPD (環境製品宣言) の活用、木材利用、施工努力、長寿命化、フロン削減、オペレーショナルとエンボデイドのトレードオフなど、多様なGHG排出量削減手法に対応

マニュアル+ソフト=**ツール**

IBECs 住宅・建築 SDGs 推進センター理事長
President, Institute for Built Environment and Carbon Neutral for SDGs

慶應義塾大学名誉教授
Prof. Emeritus, Keio University
伊香賀俊治
Toshiharu IKAGA

ゼロカーボンビル推進会議 https://www.ibecs.or.jp/zero-carbon_building/

10

J-CAT 簡易・標準・詳細算定法の違い<A1-A5>

これから **2**

			簡易算定法 主に設計段階での利用を想定	標準算定法 最も標準的に利用しやすい位置づけ	詳細算定法 特に詳細な分析・検証に用いる想定
ISO 21930区分		活用ステージ	主に設計初期段階	設計～施工～竣工	任意
資材製造段階	A1 原材料の調達	躯体 杭基礎	資材量入力	資材量入力	資材量入力
	A2 工場への輸送	建築主要資材 屋根・外壁・内部仕上	統計資材量	資材量入力	資材量入力
	A3 製造	建築その他 断熱・雑工事・他	統計資材量	統計資材量	資材量入力
	A4 現場への輸送	設備 電気・機械・衛生	統計資材量	統計資材量	資材量入力
	A5 施工	共通費	工事分倍率 (統計値)	工事分倍率 (統計値)	工事分倍率 (統計値)

簡易算定法の補正係数：建築6工事細目+6工事細目以外＝建築主要6工事細目×1.6倍

標準算定法の補正係数：建築14工事細目+14工事細目以外＝建築主要14工事細目×1.1倍

IBECs 住宅・建築SDGs推進センター理事長
President, Institute for Built Environment and Carbon Neutral for SDGs



慶應義塾大学名誉教授
Prof. Emeritus, Keio University

伊香賀俊治
Toshiharu IKAGA

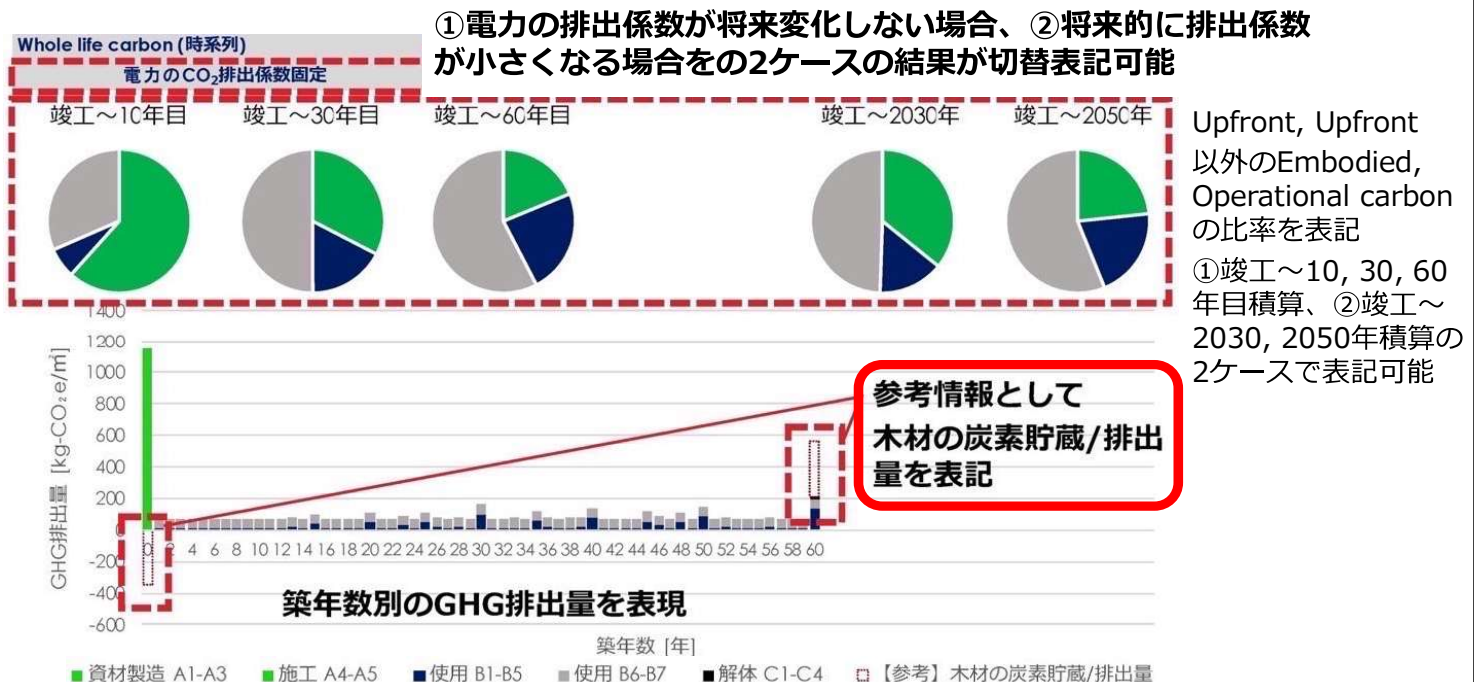
ゼロカーボンビル推進会議

https://www.ibecs.or.jp/zero-carbon_building/

11

J-CAT 標準算定法 出力シート例

これから **2**



IBECs 住宅・建築SDGs推進センター理事長
President, Institute for Built Environment and Carbon Neutral for SDGs



慶應義塾大学名誉教授
Prof. Emeritus, Keio University

伊香賀俊治
Toshiharu IKAGA

ゼロカーボンビル推進会議

https://www.ibecs.or.jp/zero-carbon_building/

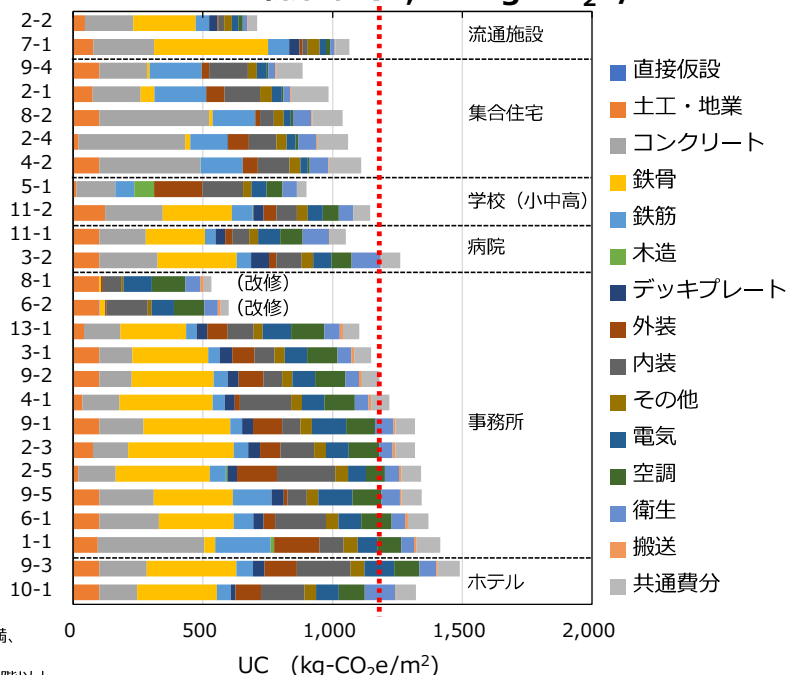
12

アップフロントカーボンの分析結果

ID	新築・改修	主用途	主構造	面積	階数
2-2	新築	流通施設	S	E	a
7-1	新築	流通施設	S	G	b
9-4	新築	集合住宅	RC	H	e
2-1	新築	集合住宅	SRC	G	e
8-2	新築	集合住宅	RC	D	a
2-4	新築	集合住宅	RC	E	b
4-2	新築	集合住宅	RC	C	a
5-1	新築	学校（小中高）	W	C	a
11-2	新築	学校（小中高）	S	E	a
11-1	新築	病院	S	G	b
3-2	新築	病院・診療所	S	E	b
8-1	改修	事務所	S	E	b
6-2	改修	事務所	SRC	D	b
13-1	新築	事務所	S	E	c
3-1	新築	事務所	S	D	b
9-2	新築	事務所	S	D	c
4-1	新築	事務所	S	D	c
9-1	新築	事務所	S	G	d
2-3	新築	事務所	S	D	c
2-5	新築	事務所	S	B	b
9-5	新築	事務所	S	H	d
6-1	新築	事務所	S	D	a
1-1	新築	事務所	RC	C	a
9-3	新築	事務所等複合	S	H	e
10-1	新築	ホテル	S	E	c

[延面積分類] A:300㎡未満、B:300㎡以上2,000㎡未満、C:2,000㎡以上5,000㎡未満、D:5,000㎡以上10,000㎡未満、E:10,000㎡以上30,000㎡未満、F:30,000㎡以上50,000㎡未満、G:50,000㎡以上100,000㎡未満、H:100,000㎡以上
 [階数分類] a:地上5階以下、b:地上6～10階、c:地上11～20階、d:地上21～30階、e:31階以上

新築平均1,164kg-CO₂e/m²

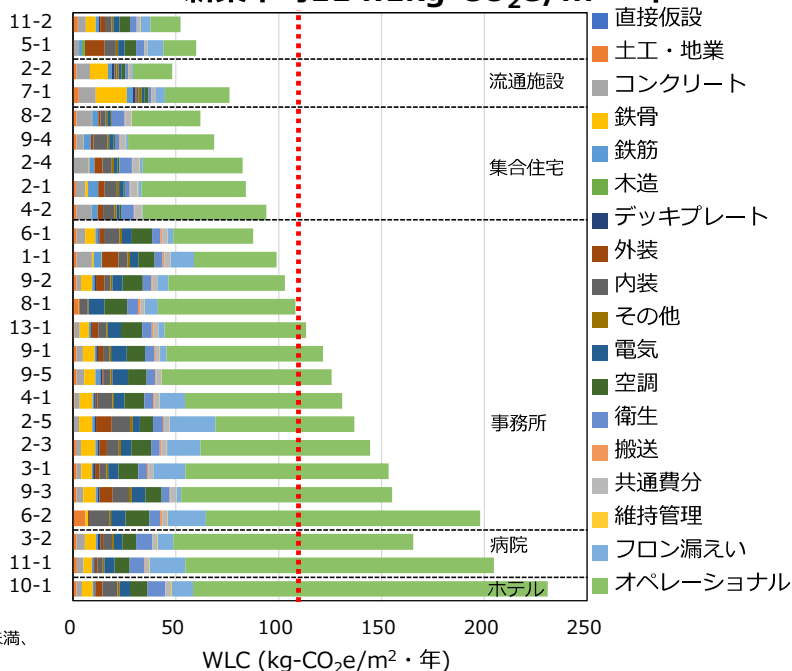


ホールライフカーボンの分析結果

ID	新築・改修	主用途	主構造	面積	階数
11-2	新築	学校（小中高）	S	E	a
5-1	新築	学校（小中高）	W	C	a
2-2	新築	流通施設	S	E	a
7-1	新築	流通施設	S	G	b
8-2	新築	集合住宅	RC	D	a
9-4	新築	集合住宅	RC	H	e
2-4	新築	集合住宅	RC	E	b
2-1	新築	集合住宅	SRC	G	e
4-2	新築	集合住宅	RC	C	a
6-1	新築	事務所	S	D	a
1-1	新築	事務所	RC	C	a
9-2	新築	事務所	S	D	c
8-1	改修	事務所	S	E	b
13-1	新築	事務所	S	E	c
9-1	新築	事務所	S	G	d
9-5	新築	事務所	S	H	d
4-1	新築	事務所	S	D	c
2-5	新築	事務所	S	B	b
2-3	新築	事務所	S	D	c
3-1	新築	事務所	S	D	b
9-3	新築	事務所等複合	S	H	e
6-2	改修	事務所	SRC	D	b
3-2	新築	病院・診療所	S	E	b
11-1	新築	病院・診療所	S	G	b
10-1	新築	ホテル	S	E	c

[延面積分類] A:300㎡未満、B:300㎡以上2,000㎡未満、C:2,000㎡以上5,000㎡未満、D:5,000㎡以上10,000㎡未満、E:10,000㎡以上30,000㎡未満、F:30,000㎡以上50,000㎡未満、G:50,000㎡以上100,000㎡未満、H:100,000㎡以上
 [階数分類] a:地上5階以下、b:地上6～10階、c:地上11～20階、d:地上21～30階、e:31階以上

新築平均114.1kg-CO₂e/m²・年



企画から維持管理の各段階でのLCCO₂削減手法

これから **2**



手法1：資材数量の適正化

躯体：棟配置/平面/立面/断面/地上地下比率/階高/構造形式
仕上：外装システム
内装システム
設備：空調システム
照明システム

躯体：構造形式の選択
合成デッキスラブ採用/ロングスパン中止/耐震壁の合理的配置/杭長削減/仮設山留壁本設利用
仕上：範囲縮小
設備：70%漏洩量削減/設備容量適正化

仕上：範囲縮小
設備：フロン漏洩量削減

仕上：範囲縮小
設備：フロン漏洩量削減

手法2：低炭素資材の採用

躯体：構造種別選択

躯体：既存躯体再利用/既存躯体残置/低炭素コンクリート採用/電炉鋼採用/CLT等を活用した木造建築
仕上：グリーンアルミ採用(外装)/木材代替(内装)
設備：低GWP冷媒採用/段ボール採用

仕上：グリーンアルミ採用(外装)
木材代替(内装)
設備：低GWP冷媒採用
段ボール採用

仕上：木材代替(内装)
設備：低GWP冷媒採用/段ボール採用

手法3：施工努力

施工：現場内再生可能エネルギー採用率向上

構造関連の削減ホットスポット検討

削減ポテンシャル検討

IBECs 住宅・建築 SDGs 推進センター理事長
President, Institute for Built Environment and Carbon Neutral for SDGs

慶應義塾大学名誉教授
Prof. Emeritus, Keio University

伊香賀俊治
Toshiharu IKAGA

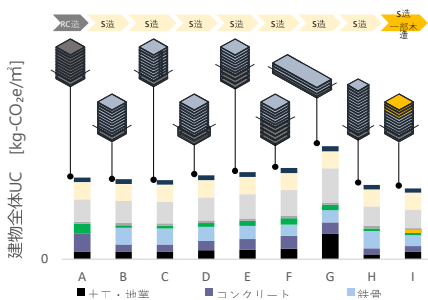
ゼロカーボンビル推進会議

https://www.ibecs.or.jp/zero-carbon_building/

15

建築物LCCO₂削減のための設計施工事例集

これから **2**



手法1:資材量の削減

躯体
杭長削減
仮設山留壁の本設利用
合成デッキスラブ採用
ロングスパン 中止
耐震壁の合理的配置
等

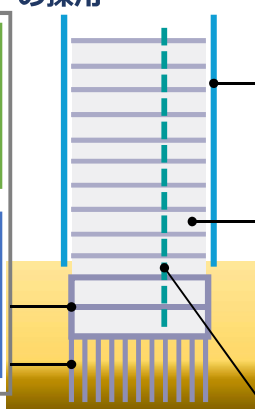
UC排出割合
56%

既存躯体再利用
環境配慮コンクリート採用
電炉鋼採用率拡大
CLT等を活用した木造建築
既存躯体残置 等

施工
現場内再生可能エネルギー採用率向上
等

UC排出割合
7%

手法2:環境配慮資材の採用



手法3:施工努力

外装
ECとOCのトレードオフ
UC排出割合
6%
グリーンアルミ採用 等

内装
OAフロア中止
天井中止
UC排出割合
10%
木製防火戸採用 等

設備
設備容量適正化
UC排出割合
18%
段ボールダクト採用 等

UC排出割合：J-CATケーススタディ新築23件の工事項目別の割合の平均

不動産協会が利用されているサンプルビル（事務所、延床1万㎡、SRC造）を想定

ゼロカーボンビル推進会議 URL https://www.ibecs.or.jp/zero-carbon_building/files/lcco2_202603.pdf

IBECs 住宅・建築 SDGs 推進センター理事長
President, Institute for Built Environment and Carbon Neutral for SDGs

慶應義塾大学名誉教授
Prof. Emeritus, Keio University

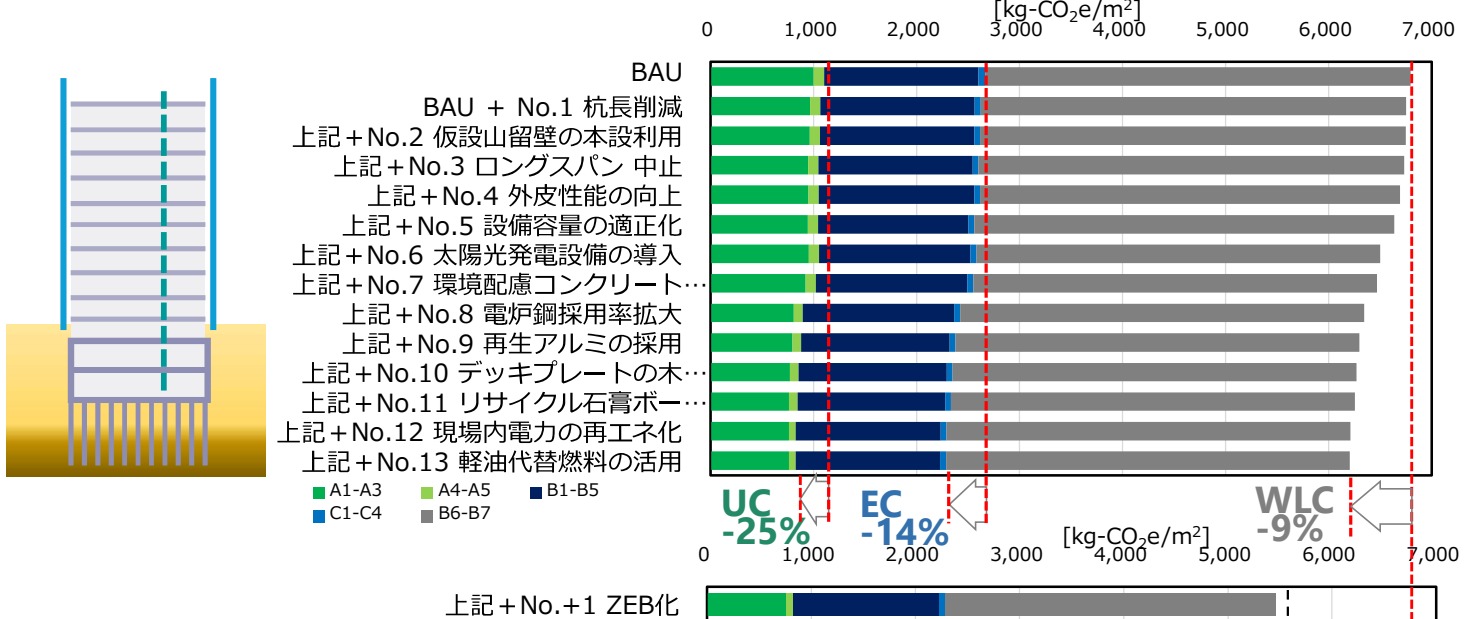
伊香賀俊治
Toshiharu IKAGA

16

建築物LCCO₂削減のための設計施工事例集

これから **2**

アップフロントカーボン(UC), エンボディドカーボン(EC), ライフサイクルカーボン(LCCO₂)



ゼロカーボンビル推進会議 URL https://www.ibecs.or.jp/zero-carbon_building/files/lcco2_202603.pdf

IBECs 住宅・建築 SDGs 推進センター理事長
 President, Institute for Built Environment and Carbon Neutral for SDGs



慶應義塾大学名誉教授
 Prof. Emeritus, Keio University

伊香賀俊治
 Toshiharu IKAGA

WLC -20%

17

建築物ライフサイクルカーボン評価ツール

これから **2**

ゼロカーボンビル推進会議 III期

委員長：伊香賀俊治 慶應義塾大学名誉教授
 顧問：村上周三 東京大学名誉教授
 幹事：丹羽勝巳 日建設計 ディレクター
 委員：五十田博, 伊藤明子, 柏木孝夫, 川端裕司(日建連),
 澤地孝男, 下田吉之, 清家剛, 竹ヶ原啓介, 田辺新一,
 近田智也(住団連), 坊垣和明, 堀江隆一, 松岡公介
 (東京都), 松野健太郎(不動協), 嶺倉栄(大阪府),
 安成信次(JBN), 柳井崇(日事連)
 陪席者：内閣官房, 国交省, 経産省, 環境省, 農水省, 金融庁

ツール開発WG 主査：伊香賀俊治

長寿命評価SWG 主査：五十田 博 京都大学教授

ミッシング評価SWG 主査：秋元孝之 芝浦工業大学教授

データベース検討WG 主査：清家 剛 東京大学教授

海外情報WG 主査：堀江隆一 CSRデザイン環境投資顧問社長

【連携】 建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係
 省庁連絡会議 議長：阪田渉 内閣官房副長官補（内政担当）

【事務局：内閣官房・国土交通省】 2024年度設置

【連携】 建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を
 促進する制度に関する検討会 座長：伊香賀俊治

【事務局：国土交通省住宅局】 2025年度設置

【連携】 官庁施設のライフサイクルカーボン削減に関する
 検討会 座長：伊香賀俊治

【事務局：国土交通省大臣官房】 2025年度設置

【連携】 建設時GHG排出量算定マニュアル検討会

座長：松野 健太郎 三井不動産 戦略・リイ推進部長

【事務局：不動産協会】 2022年度設置

【連携】 建材・設備EPD・CFP検討会議 委員長：清家 剛 東京大学教授

【事務局：日本建材・住宅設備産業協会】 2024年度設置

【連携】 IEA/EBC/Annex 89委員会 OA: Prof. A. Passer Graz Univ of Tech Austria

【事務局：国際エネルギー機関IEA】 2023年度設置

【連携】 都市におけるゼロカーボン建築PJ

【事務局：経済協力開発機構OECD】 2025年度設置

【連携】 J-CAT人材育成委員会 委員長：坊垣和明 東京都市大学名誉教授

【事務局：IBECs】 2024年度設置

【事務局：IBECs/JSBC】 2022年度- I期、24年度- II期、26年度- III期

IBECs 住宅・建築 SDGs 推進センター理事長
 President, Institute for Built Environment and Carbon Neutral for SDGs



慶應義塾大学名誉教授
 Prof. Emeritus, Keio University

伊香賀俊治
 Toshiharu IKAGA

ゼロカーボンビル推進会議

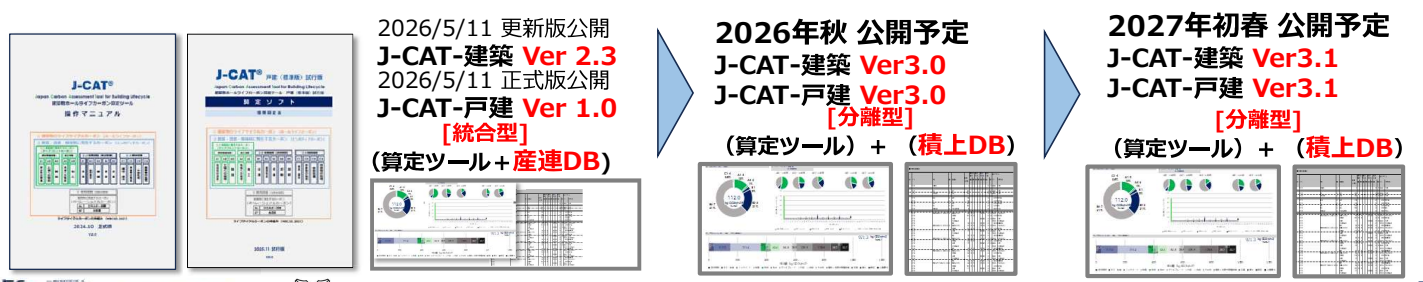
https://www.ibecs.or.jp/zero-carbon_building/

18

産業連関DBから積上DBへ、ツールとDB分離型へ これから 2

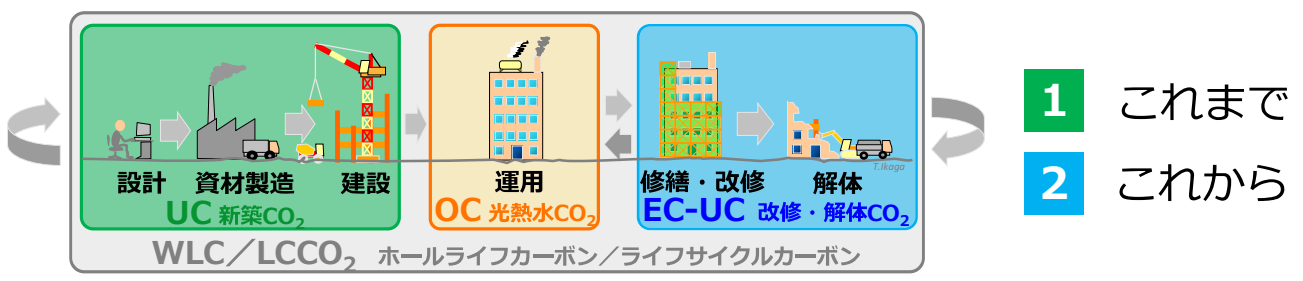
	2025年度	2026年度	制度開始前準備	2027年度	2028年度以降
ツール	従来型	積み上げ型試行版		積み上げ型正式版	
データセット	産業連関分析法によるデータ EPD + 波及効果相当	$J-CAT用デフォルト値 = \text{ベース値} \times \text{係り増し係数}$ ベース値は個社製品データ (EPD・CFP) または 波及効果を除去した産業連関分析法によるデータ (当面の過渡期の措置) 製品データ (EPD・CFP)、業界代表データ (EPD・CFP)			

積み上げ型試行版の利用開始時点でのJ-CAT用デフォルト値のあり方
 主要建材のみとした場合、それ以外は波及効果を除去した産業連関分析法によるデータに係り増し係数を掛けたデータとするか



国土交通省・経済産業省主催：ライフサイクル思考が生み出す新たな環境価値 ～建築物ライフサイクルカーボン評価制度の可能性～ (2026.7.13)

建築物ライフサイクルカーボン評価の これまでとこれから



UC: Upfront Carbon EC: Embodied Carbon OC: Operational Carbon WLC: Whole Life Carbon LCCO₂: Life Cycle Carbon

ご聴講ありがとうございました

シンポジウム

ライフサイクル思考が生み出す新たな環境価値

情 報 提 供 1

演 題：GX をめぐる情勢と GX 需要創出施策について

ご講演者：河野 孝史 氏 経済産業省 GX グループ GX 推進企画室長

GXをめぐる情勢とGX需要創出施策について

2026年7月13日

経済産業省 GXグループ GX推進企画室長

河野 孝史

1. GXをめぐる情勢について

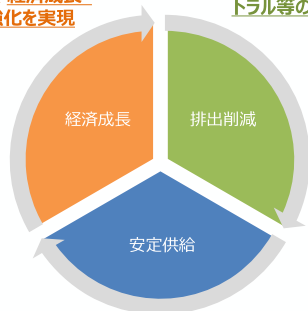
GX政策の枠組について

- GXは、「**エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素**」の3つを同時追求する取組。2022年7月にGX実行会議を立ち上げ「GX推進法」の制定・改定、「GX2040ビジョン」の策定などを通じて、グリーン一足飛びではなく、**多様なアプローチで2050年カーボンニュートラル実現を志向**した取組を推進。
- 「GX経済移行債」を活用した**20兆円規模の先行投資支援と制度的措置を一体的に講ずる**ことにより、**150兆円超の官民GX投資の実現**を目指す。

GXの基本理念

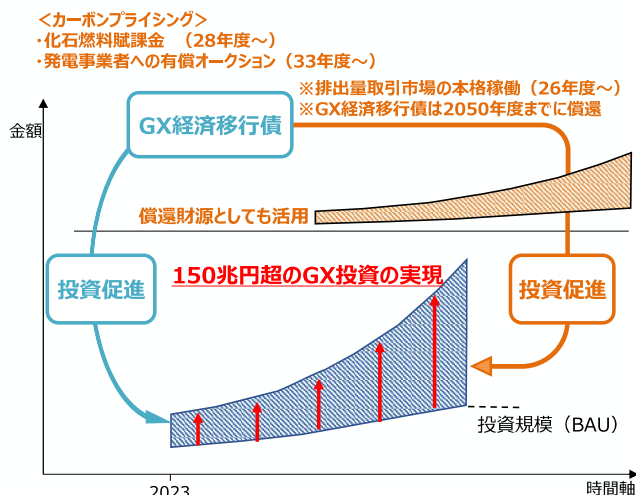
日本が強みを有する関連技術等を活用し、**経済成長・産業競争力強化を実現**

2050年カーボンニュートラル等の国際約束



- ・ ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、世界各国でエネルギー価格を中心にインフレが発生
- ・ 化石燃料への過度な依存から脱却し、**危機にも強いエネルギー需給構造を構築**

成長志向型カーボンプライシング



「GX2040ビジョン（2025年2月閣議決定）」の主な進捗

	目指す姿と取組例(2025.2)	主な進捗（2026.7現在）
GX産業構造	● 新たなGX事業の創出 ● サプライチェーンの高度化 ● GX市場創造 ● 中堅・中小のGX 等	● 重点16分野への投資促進と需要創出の取組 ● GX機構によるスタートアップ支援の実施 ● 中堅・中小企業のGX（とくに省エネ） 後押し
GX産業立地	● 新たな産業用地の整備 ● 脱炭素電源の整備 等	● 「GX戦略地域制度」の有望地域を選定 ● 国も伴走しながら、計画の磨き上げを実施中
現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献	● AZEC等をはじめとした各国との協調 等	● AZEC首脳・閣僚会合開催 ● 新たなトランジションファイナンスガイドライン公表。
GXを加速させるための個別分野の取組	● 分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づいたGXの取組 ● 資源有効利用促進法改正案の提出 等	● 「分野別投資戦略」に沿って複数年の予算措置、研究開発から設備投資まで官民連携の強化 ● サークュラーエコミーを支える制度の施行 ● エネ基に基づく各種施策の着実な実施
成長志向型カーボンプライシング構想	● 排出量取引制度の本格稼働 ● 化石燃料賦課金の導入	● 2026年4月よりGX-ETS開始（割当て・取引は2027年度から）。 ● 化石燃料賦課金は2028年度より導入予定。
公正な移行	● 移行に伴う雇用・人材への配慮	● GX分野のリスキリング支援等を引き続き実施。 ● GX企業の人材確保に関する事例集(2025年3月)、製造プロセス等を転換する産業における働き手のスキルガイド（2026年4月）を公表。

GXをめぐる国際議論の深化 ～「グリーン」に加えて「エネルギー安全保障と経済成長」へ

- AI・データセンター等による世界的な電力需要増を背景に、「エネルギー・トランジション」だけではなく「エネルギー・アディクション（供給力拡張）」が世界的な課題、GXは後者のドライバーとしても不可欠に。
- IEAの直近のWorld Energy Outlookで“マルチパス”の重要性が明記。また、EUでは2035年以降の内燃機関車の新車販売の原則禁止を予定していたところ、今般、見直し案を公表。金融界やエネルギー地政学の有識者からも日本が追求してきたGXの重要性が指摘されはじめています。

主な世界の動き

④ In a volatile world, energy security takes centre stage

④ Each country will have its own pathway, depending on their circumstances



IEA "World Energy Outlook 2025"

④ Commission takes action for clean and competitive automotive sector



エネルギー政策が単線的脱炭素から地域特性に応じた“マルチパス最適化”へと深化。欧州でも一部競争力を重視する方向。

（出所）令和7年度地球温暖化・資源循環対策等調査事業におけるポストコンサルティン グループ委託調査（IEA World Energy Outlook 2025に基づき作成）
<https://iea.blob.core.windows.net/assets/1438d3a5-65ca-4a8a-9a41-48b14f2ca7ea/WorldEnergyOutlook2025.pdf>

金融業界のトランジションへの見解

④ ウクライナ危機で皆目覚めた。安全保障とエネルギー供給への危機感が一気に高まった。日本の現実的なトランジションの考えは真つ当だ。

国際資本市場協会（ICMA）総会における参加者の発言（2025年6月）

LMA「トランジション・ローンガイド」（2025/10）、ICMA「クライメート・トランジション・ボンド・ガイドライン」（2025/11）の公表



金融業界においても、グリーン・ファイナンスと並ぶ重要性を持つものとしてトランジション・ファイナンスの議論が深化

（出所）省内部当事者が総会の場で聞き取った内容をまとめた作成
<https://www.lsta.org/content/transition-loans-guide/>
<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2025-updates/Climate-Transition-Bond-Guidelines-CTBG-November-2025.pdf>

「トランジション」と「アディクション」

④ What has been unfolding is not so much an 'energy transition' as an 'energy addition.'



Daniel Yergin
エネルギー専門家

Foreign Affairs (Feb 2025)
"The Troubled Energy Transition"

世界の成長にはエネルギーの“複線的拡張”が不可欠であり、「脱炭素」に加え「供給力確保と成長の両立」が当面の現実的課題

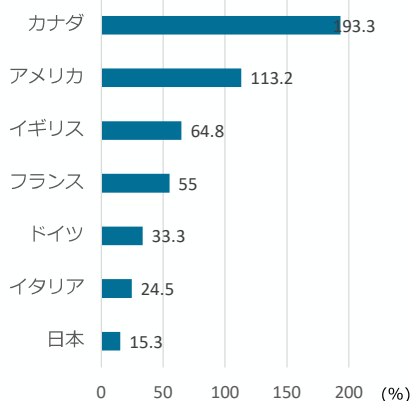
（出所）令和7年度地球温暖化・資源循環対策等調査事業におけるポストコンサルティン グループ委託調査
<https://www.foreignaffairs.com/united-states/troubled-energy-transition-yergin-orzag-arya>

危機管理投資としての「資源・エネルギー安全保障・GX」

- エネルギー自給率がG7諸国最低水準であり、中東からの原油輸入に大きく依存する我が国にとって「エネルギー安定供給強化」は急務。各国でも動きが加速する中で、脱炭素電源拡大等のGX投資は「危機管理投資」そのもの。
- 加えて、グローバルで「脱炭素」を軸にした新たなサプライチェーンの構築・製品の差別化が着実に進みつつあり、この流れに取り残されると今後のグローバルな経済活動の基盤を失う恐れ。
- 中東情勢に伴いエネルギー危機が顕在化した今こそ、「危機管理投資」としてのGX投資の重要性が増している。

エネルギーの自給自足

④ 我が国のエネルギー自給率はG7諸国で最低水準



（出所）IEA「World Energy Balances」、総合エネルギー統計に基づき作成。日本は2023年度、その他は2023年の数字

各国での対応の加速

④ 各国とも、アクセス可能な化石資源＋脱炭素電源で「エネルギー安定供給」を強化



④ 安全保障の観点より洋上風力の開発を再加速

ハンブルク宣言で洋上風力100GW導入へ連携
英国は洋上風力8.4GWのプロジェクト支援決定



④ 国産化石エネルギーを政策的には活用しつつも、市場ベースでは再エネの導入は着実に進展

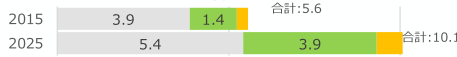
米国の26年度の電源新設は86GW、内訳は再エネ/蓄電池:80GW、天然ガス:6GWの見通し

（出所）U.S. Energy Information Administration, Preliminary Monthly Electric Generator Inventory, December 2025



④ 電力需要増を再エネ・原子力、石炭火力新設で対応

中国の電源別総発電量（単位千TWh）



（出所）IEA Monthly Electricity Statisticsを基に経済産業省作成

グローバルによる脱炭素SC構築の動き

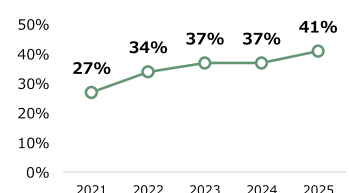
④ 民間企業もサプライヤーへの環境要件を厳格化

【サプライヤーへの環境要件の例】



- 主要サプライヤーには、2030年までにMicrosoft向け製品の製造工程での使用電力を100%脱炭素化すること等を要求
- 直接取引先サプライヤーには、Apple製品製造時の使用電力を2030年までに100%再エネとすること等を要求

【サプライチェーン全体のネットゼロ目標を有する企業の割合】



※売上上位2000社のうち、Scope1、2、3をカバーする目標を設定している企業の割合
 （出所）Accenture「Destination Net Zero 2024」、「Destination Net Zero 2025」、各社公表資料等を基に経済産業省作成。

GX重点16分野に関するこれまでの取組

- 成長志向型カーボンプライシング構想の下、支援と制度的措置を一体で講じ、GX投資を後押しするため、**GX重点16分野**において「**分野別投資戦略**」を策定し、官民の投資の方向性を示してきたところ。
- 日本成長戦略会議での総理指示含め、足下でGXの取組を一層加速させる必要がある中、**投資のボトルネックを特定し、研究開発→事業化→事業拡大→販路開拓・海外展開**といったフェーズで必要な取組の精査を行っている。



7

「資源・エネルギー安全保障・GX」分野におけるロードマップ

- 「エネルギー安定供給」の重要性の高まり、「脱炭素」を軸とした国際競争の進展といった足元の情勢を踏まえると、
 - ①エネルギー自給率向上に直結する脱炭素電源・エネルギーの供給拡大、
 - ②「脱炭素」を軸としたグローバル競争に勝ち抜ける国際競争力を有する新産業の創出、
 - ③地政学リスクに対する産業の自律性確保
 等の観点から、エネルギー・GX分野における「危機管理投資」を加速していく必要。

- とくに7つの製品・技術に注目してロードマップを具体化

※ ペロブスカイト、洋上風力、次世代型地熱、次世代革新炉、水素等、グリーン鉄、GXケミカル



8

日本のエネルギー需給構造強靱化に向けたGX

5月25日 高市総理中東情勢を踏まえた令和8年度補正予算等についての記者会見

また、**エネルギー需給構造を徹底的に強靱化するためGX（グリーン・トランスフォーメーション）を強力に推進いたします。**原子力や再生可能エネルギーなど脱炭素電源を現在の約3割から2040年度に最大7割程度を目指して引き上げていくとともに、省エネ・非化石転換を進めて、化石燃料依存の低減を図ってまいります。

その上で、縮み志向に陥ることなく、ペロブスカイト太陽電池や原子力、地熱発電など、わが国が強みを持つ危機管理投資を通じて、日本のエネルギー需給構造を強靱化するだけでなく、世界共通の課題であるエネルギー制約を乗り越える製品、技術、インフラの海外展開を強力に推進いたします。**日本成長戦略の中で日本の勝ち筋を明らかにし、GXを日本の成長にしっかりとつなげてまいります。**

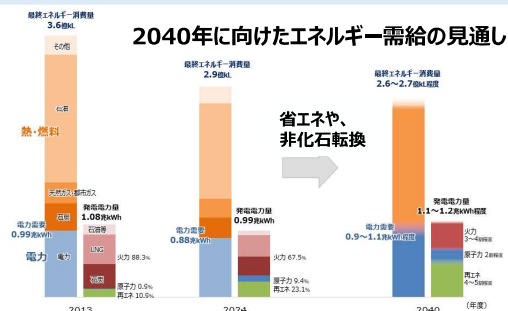
✓ 化石燃料輸入に頼る我が国として、「国産エネルギーの強化」、「化石燃料リスクからの脱却」に向けた構造的な取組を強力に推進し、「強い経済」へとつなげていく。

危機管理投資としてのGX

- 「徹底した省エネ」、「非化石転換」を進め、日本全体での化石燃料低減を推進。
- 原子力や再生可能エネルギーなどの「脱炭素電源」の拡大。

成長投資としてのGX

- 我が国が強みを持ち、エネルギー需給構造の強靱化に資する技術を世界に展開することで、日本の成長を実現。
- 研究開発からサプライチェーン強靱化、需要創出まで一体的支援。



「日本成長戦略」で目指すGXの姿



2. GX需要創出施策について

需要創出：製品の特性を踏まえた「需要創出戦略」

- 需要創出はGX製品の社会実装・民間企業の投資決断の鍵となるもの。製品の特性に合わせて、① **GX価値の見える化** / ② **GX製品・サービスの積極調達** / ③ 持続的な動きとなるための**制度整備等の仕組み作り**を有機的に連携させる必要。
- 具体的には、製品別に、以下の視点を検討しながら、**製品別に「需要創出戦略」を具体化**し、必要な取組を加速。
 1. 国際的な産業競争力やエネルギー・経済の安全保障確保、また排出削減のインパクト等の「**産業の特性**」
 2. 革新的な技術開発や追加性のある設備投資、またGX価値の評価方法のルール化等の「**GXの取組の進捗**」
 3. 政府の支援後の市場構造や、その中での競争力確保に向けた戦略等に関する明確な「**将来の出口戦略**」

需要創出の政策手法

需要創出の政策実施にあたり必要な要素

① GX価値の見える化

- **GX価値の特定**
 - 様々な種類があるGX価値のうち、主張したい価値及びその取得のためのプロセスの特定。
- **算定・表示ルールの策定**
 - 当該価値について、適切な範囲に適用する形で、算定・表示等に関するルールの策定。

② GX製品・サービスの積極調達

- **積極調達・購入支援**
 - GX製品・サービスを積極調達する企業・消費者へのインセンティブ付与。
 - 購入者の判断を促すためのGX価値の表示（建築分野における建材CFP表示等）。
 - 公共調達の推進（グリーン購入法等）。
- **初期・運用段階の費用面の支援**
 - GX製品・サービスの生産のコスト高が市場での実装に向けて一時的な障壁となる場合の支援。
 - GX製品・サービスの特性等に基づき、初期段階だけでなく、生産・販売段階においても支援。

③ 制度整備等の仕組み作り

- **規制・制度**
 - 一定の需要家を対象とした、GX価値の算定・表示、特定のGX製品・サービスの導入の原則化等に係る制度。
- **サプライチェーンでのGX価値の連鎖促進**
 - サプライチェーンが複雑で、個々の企業の成果が表面化しづらいものについて、サプライチェーンでのGX価値の移転等の仕組みの構築。

3. 将来の出口戦略

- ① 政府による支援後のあるべき市場構造の具体化
- ② 海外市場も視野に、競争力確保に向けた戦略の明確化

2. GXの取組の進捗

- ① 革新的な技術開発や実装への投資
- ② 追加性のある設備投資、エネルギー・製造プロセスの転換
- ③ 業界としてのGX価値の評価方法のルール化・国際標準化

1. 産業の特性

- ① 当該産業が有する国際競争力（市場規模等も含む）
- ② エネルギー安定供給や経済安全保障への寄与（国としての自律性確保）
- ③ 排出削減のインパクト（2050年カーボンニュートラルへの寄与度）
- ④ 官民のシナジー（ガバメントリーチ、他領域への波及性等）

11

（参考）脱炭素価値の見える化

- GXの一要素である**脱炭素を示す価値**は、一律ではなく**様々な種類が存在**。その**活用目的や方法、評価主体等に応じて目指すべき価値を特定**し、必要な**認証プロセス等**を経ることが重要。また、脱炭素価値には**組織単位と製品単位**があるため、価値を有する製品の調達により組織価値を向上させるなど、それらの**価値の連鎖の創出**が重要。
- これらの価値は、**国際基準（ISO、GHG Protocol等）**の考え方を参照していることが多い。このため、価値がより広く評価されるためには**国際基準への準拠**が重要。特に、新たな価値を主張する場合には**国際基準への積極的な組込**が有効。
- このため政府としては、GHG Protocolをはじめとする**国際イニシアティブの動向調査・情報提供**や**パブリックコメント等の機会を通じた意見表明・調整**、加えてガイドラインや事例集の策定などを通じた**脱炭素価値の特定や見える化等**を推進。

脱炭素価値の見える化の例

（価値を認めるプロセス）

		自己宣言	活用側（政府・企業等）の認定	第三者認証・レビュー	算定基盤
（価値の評価主体）	自身	CSR等			ISO、GHG protocol
	契約者間		金融機関への報告（融資等）、企業間取引、削減貢献量		
	公的主体	域内	日本：SHK、補助金要件、GX率先実行宣言、削減実績量 EU：PEFCR ¹ 、EU-CBAM ²	日本：J-クレジット、GX-ETS、非財務報告（日本基準） 各国：ETS	
		グローバル	SBTi ³ RE100 ⁴	カーボンフットプリント（CFP） J-クレジット（再エネ） 非財務報告（国際基準）	

組織単位で算定するもの、製品単位で算出するもの

- 1) 製品環境フットプリントのカテゴリールール（Product Environmental Footprint Category Rules）。EUバッテリー規則などの報告で用いられる。
- 2) EU炭素国境調整メカニズム。EUへの輸出の際に対応が求められる。
- 3) 企業・金融機関がパリ協定1.5°C目標と整合するGHG削減・ネットゼロ目標設定・認証を支援することを目的としたイニシアチブ。認定を得られるとCDP（投資家・顧客要請を背景に、企業がGHG排出量や電力調達状況を回答形式で報告する国際的枠組み）での加点要素となるインセンティブがある。
- 4) 企業のグローバルな事業運営に利用する電気について、100%再エネ電気で調達することを宣言するイニシアチブ。CDPと連携し、対応することで投資家等からの評価につながる。

12

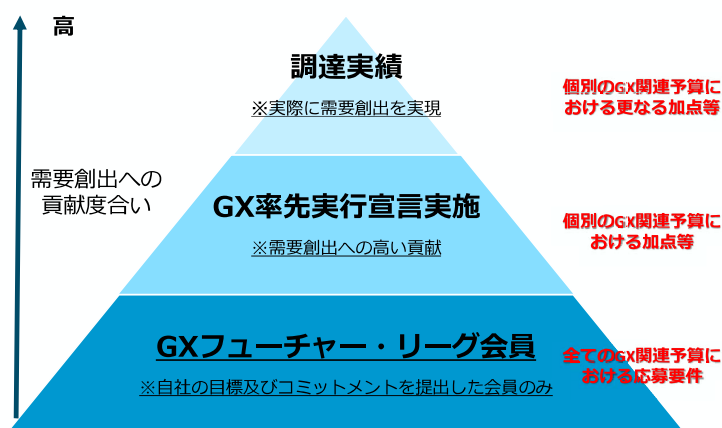
(参考) 需要創出に積極的に取り組む企業を後押しする仕組みの創設

- 2026年4月1日のGX-ETSの本格稼働とともに、GXリーグと、非財務情報開示に関する議論を担ってきたTCFDコンソーシアムの活動を改組し、GX推進機構を事務局とする「GXフューチャー・コンソーシアム」を立上げ。
- 同コンソーシアムにおいて、排出量の多寡を問わずGX需要創出や資金供給に意欲的に取り組む企業の枠組みとして、GXフューチャー・リーグを創設。参加企業はGX需要創出に係るコミットメントを行い、ルール形成等の活動に取り組む。
- 4月2日には、「GX需要創出に向けた研究会」を設置。GX製品・サービスの範囲、需要創出の取組とGX関連予算との連動、優れた取組を行う企業の公表について検討を深め、GX製品を積極調達し需要創出に貢献する企業を後押しする仕組みを具体化する。

GXフューチャー・リーグに参加する業種の範囲



GX需要創出の取組とGX関連予算における取扱い (案)



- ・ 2026年4月1日の創設時点で304社が参加。

13

(参考) グリーン鉄の事例

- 鉄鋼業界は、高炉から革新電炉への転換に向けた大規模な設備投資をはじめ、GXの取組が先行。他方、グリーン鉄の市場形成は不十分のため、公共・民間部門での需要創出・市場拡大に向けた施策を推進。
- 公共部門では、公共工事について、2026年度からの試行工事を経て2030年度以降に本格活用。今後、試行工事等を通じて、サプライチェーンにおけるグリーン鉄の流通やGX価値の共有のノウハウ等について調査し、結果を発信。
- 民間部門では、建築分野での制度措置、自動車分野での支援策に加え、新たに2026年度から建築分野（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）や造船分野（ゼロエミッション船）でも、グリーン鉄使用への補助を開始。

鉄鋼業界のGXの取組

製造プロセス等転換に向けた大規模投資
◆ 高炉から革新的な電炉への転換に向けた大規模な設備投資を実施。 ◆ 製鉄プロセスにおける水素活用に向けた技術開発を実施。
標準化・国際戦略
◆ 自らの排出削減活動について、業界統一的なGX価値の評価方法のガイドラインを策定。 ◆ 上記の考え方が国際ルール等に反映されるよう働きかけ。

政府による需要創出の取組

官需
● 2026年度以降に公共工事におけるグリーン鉄の試行工事を実施・順次拡大し、2030年度以降に本格活用。 ● 試行工事の期間からも地方公共団体等によるグリーン鉄の活用を促進する観点も踏まえ、試行工事等を通じて、サプライチェーンにおけるグリーン鉄の流通やGX価値の共有のあり方やノウハウ等について調査を実施し、結果を積極的に発信。 ● グリーン購入法（物品・役務）を通じた、公共調達におけるグリーン鉄の優先調達を推進。
民需
● 建築：建築物のライフサイクルカーボンの評価を促進する制度の2028年度開始に向け法案を提出。ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの建築におけるグリーン鉄使用への補助を2026年度より開始。 ● 自動車：グリーンエネルギー自動車導入補助金（CEV補助金）において環境負荷の低減及びGX推進に向けた鋼材の導入に関する自動車メーカーの計画・取組を評価する仕組みを2025年度より導入。 ● 造船：ゼロエミッション船等の建造時のグリーン鉄使用への補助を2026年度より開始。

14

シンポジウム

ライフサイクル思考が生み出す新たな環境価値

情 報 提 供 2

演 題：有価証券報告書におけるサステナビリティ情報開示・保証制度の導入
(改正金融商品取引法案)

ご講演者：小長谷 章人 氏 金融庁企画市場局企業開示課長

ライフサイクル思考が生み出す新たな環境価値
～建築物ライフサイクルカーボン評価制度の可能性～

有価証券報告書におけるサステナビリティ情報開示・保証制度の導入(改正金融商品取引法案)

2026年7月13日
金融庁企画市場局企業開示課長 小長谷 章人

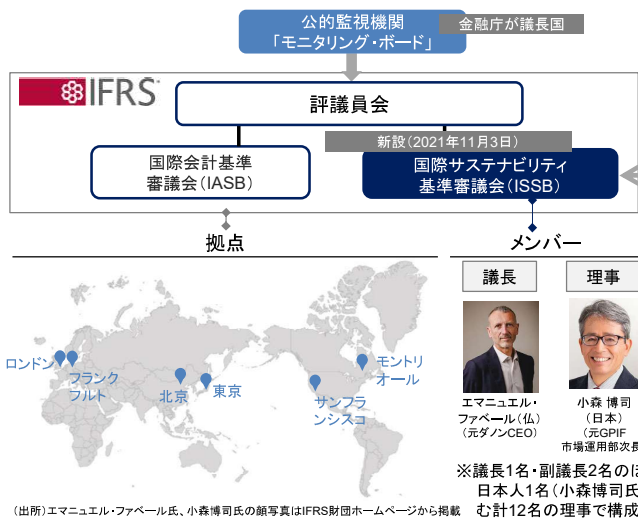


サステナビリティ開示基準の国際的な動向・日本の状況

- 2023年6月26日、国際会計基準財団(IFRS財団)が設置した「国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)」は、「全般的な開示要求事項(S1基準)」及び「気候関連開示(S2基準)」を最終化。
- 2025年3月5日、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)において、ISSB基準を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)を開発し、最終化。
- 2025年6月12日、ISSBは、各法域におけるISSB基準の導入状況をまとめた「法域スナップショット(Jurisdictional snapshot)」を公表。日本の法域スナップショットにおいて、SSBJ基準とISSB基準が機能的に整合である旨が記載。

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の概要

日本における基準開発及び意見発信



【参考】ISSB公表 法域スナップショット(日本)(抜粋)

JURISDICTIONAL SNAPSHOT:
Japan

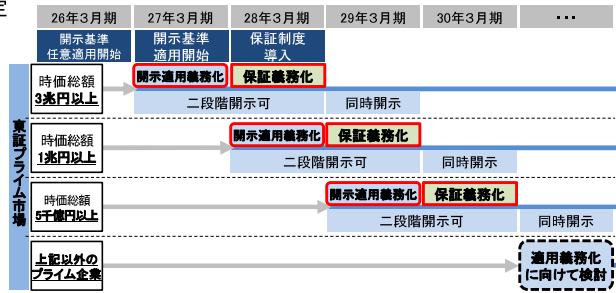
<基準の名称>
...SSBJとISSBは、SSBJ基準がISSB基準と機能的に整合した成果を提供するよう設計されていると結論づけた。

(出所)IFRS財団 "JURISDICTIONAL SNAPSHOT: Japan"より金融庁作成。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案

「2. 企業のサステナビリティ情報の開示・保証」

背景	- 気候変動や人的資本等に係る企業のサステナビリティ情報は、投資家が中長期的な企業価値を評価する観点で重要な情報 - 国際的には、2023年6月に国際サステナビリティ情報開示基準（ISSB基準）が開発され、日本においても、2025年3月、サステナビリティ開示基準（SSBJ基準）が開発された（ISSB基準と機能的に整合的）
課題	- 日本では、2023年3月期より、上場企業等に対しサステナビリティ情報の開示を義務付けているが、具体的な基準に基づいておらず、比較可能性を向上させる必要 - さらに、サステナビリティ情報に第三者による保証が義務付けられておらず、信頼性を確保し投資者保護を図る必要
改正事項	
開示基準の適用	□ 一定の企業に対し、一定の基準（SSBJ基準）に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付け【改正金商法第26条の4第1項】 （注1）具体的な適用対象企業については、グローバルな投資家との建設的な対話を志向するプライム市場上場企業、時価総額の大きな企業から順次適用を義務付けていくことを政令等で規定予定。具体的には、企業等の準備期間を考慮し、以下のとおり適用義務付け開始 i. 時価総額3兆円以上の企業：2027年3月期 ii. 時価総額3兆円未満1兆円以上の企業：2028年3月期 iii. 時価総額1兆円未満5千億円以上の企業：2029年3月期 □ 企業の積極的な情報開示を促す観点から、一定の場合に、将来情報等の虚偽記載に対する金融商品取引法上の民事責任を負わないこと（セーフハーバー・ルール）を規定【改正金商法第21条の2第3項等】
保証	□ 開示基準の適用開始時期の翌年から保証を義務付け【改正金商法第26条の5第1項等】 （注6）保証範囲は当初2年間は限定（3年目以降は国際動向等を踏まえて今後検討） □ 保証の提供業者に登録制を導入（監査法人・監査法人以外のいずれの者も登録要件を満たす場合は参入可）【改正金商法第26条の6等】 □ 守秘義務、業務執行担当者のローテーション等の行為規制を導入【改正金商法第26条の12、第26条の17等】 □ 金融庁が登録業者への検査・監督を実施【改正金商法第26条の24等】



Scope3のGHG排出量の開示

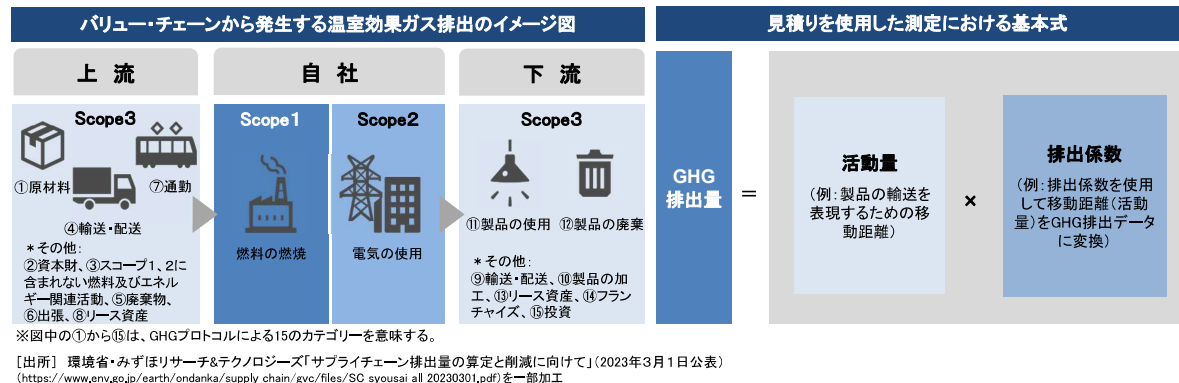
金融審議会資料
(2025年6月25日)

- SSBJ基準上、**バリューチェーンから発生する温室効果ガス排出量（Scope3 GHG排出量）の開示**が求められており、自社外（上流・下流）のデータを集計して開示する必要。
- ただし、一定の仮定を含む**見積りの方法**によることも認められている。

Scope3の温室効果ガス排出

（SSBJ基準「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号『気候関連開示基準』」における定義）

- Scope3 GHG排出は、報告企業の**バリュー・チェーンで発生する間接的なGHG排出**であり、**上流及び下流の両方のGHG排出を含む**。「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン基準（2011年）」における、15のカテゴリー別に分解して開示する必要がある。
- Scope3 GHG排出の直接測定には課題があり、**見積りを含むものと見込まれる**。見積りには、仮定及び適切な要素に基づきデータを概算することを伴う。見積りを使用する場合、次の要素を使用する可能性が高い。
 - ・ GHG排出をもたらす企業の活動を表現するデータ（活動量）
 - ・ 活動量をGHGに変換する排出係数



サステナビリティ情報の第三者保証制度

- 一定のプライム市場上場企業に対し、有価証券報告書等におけるサステナビリティ開示基準に基づく**情報開示及び第三者保証を義務付ける**。サステナビリティ情報の保証は、**国際基準^(注1)と整合性が確保された基準に準拠して実施することとする**。
- 保証業務実施者を**登録制(法人)**とし、**監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能**。

登録業者の規制概要

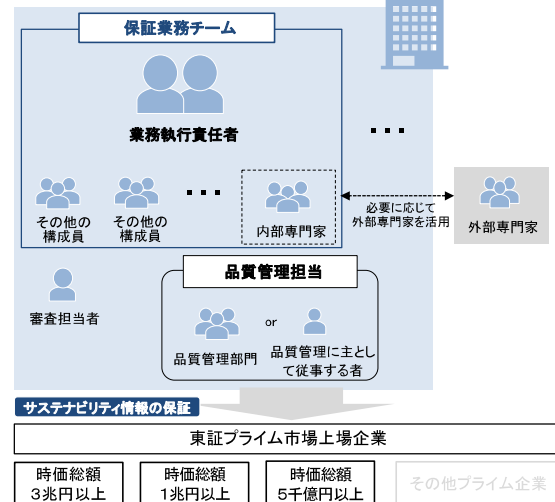
登録要件	□ 業務執行責任者の設置など人的体制整備 (業務執行責任者へサステナビリティ情報の保証に必要な専門的な知識・経験や能力を要求) □ 品質管理部門の設置など必要な業務体制の整備、一定の財産的基礎等
行為規制	□ 国際基準(倫理・独立性基準)で求められる義務の遵守 □ 具体的には、守秘義務、一定の非保証業務との同時提供禁止、業務執行責任者のローテーション等 □ 登録業者への検査・監督は当面(自主規制機関ではなく)金融庁において実施
エンフォースメント ^(注3)	□ 登録業者の法令違反等に対する行政処分(課徴金、業務改善命令等)を規定 □ 虚偽「保証」について故意過失の立証責任が転換された民事責任を規定^(注2)

(注1)保証基準(ISSA5000)、品質管理基準(ISQM1)、倫理・独立性基準(IESSA)を指す。

(注2)企業は一定の場合に虚偽記載に係る民事責任(立証責任が転換された責任)を負わないこととされている(いわゆるセーフハーバー・ルール)。この場合には保証業務実施者も同様に、虚偽の「保証」に係る民事責任を負わないこととする。

(注3)任意の保証(有価証券報告書等における義務的保証の対象でないサステナビリティ情報について保証を受けること等)については、①開示された情報がSSBJ基準に基づいていること、②登録された保証業務実施者による保証であること、③国際基準(ISSA5000等)と整合性が確保された基準による保証であることを満たす場合、有価証券報告書等に保証報告書を添付可能とする。

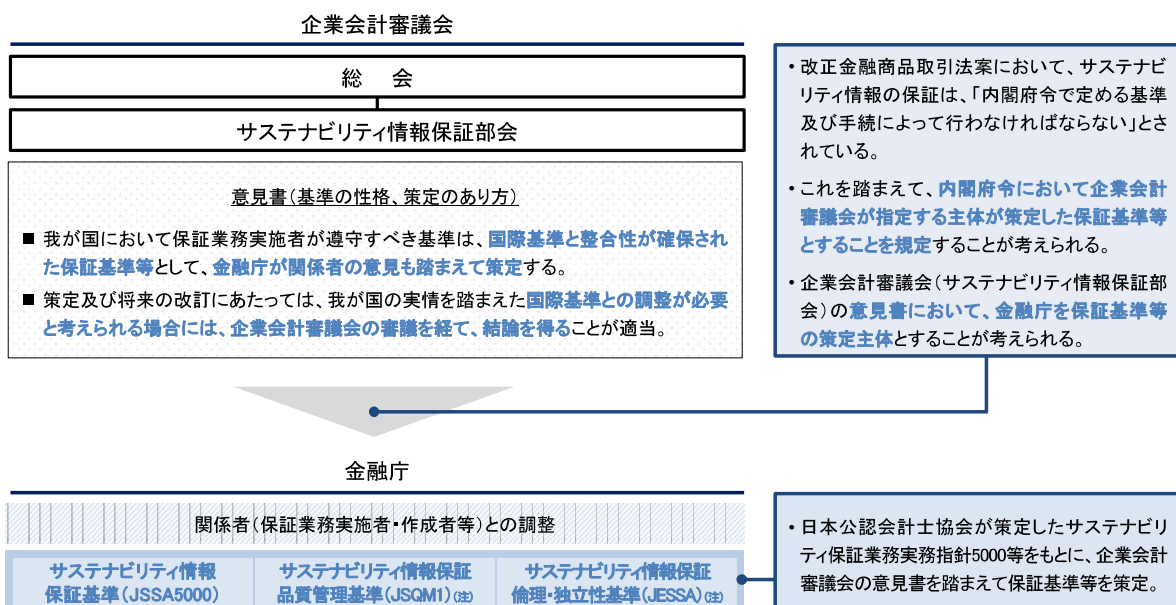
〔サステナビリティ情報の保証業務のイメージ〕



- 4 -

サステナビリティ情報保証部会の意見書と保証基準等の関係

企業会計審議会「サステナビリティ情報保証部会」(第2回)
事務局資料(2020年7月3日)



(注)サステナビリティ情報の保証に係る品質管理基準、倫理・独立性基準は、財務諸表監査における品質管理基準、日本公認会計士協会の倫理規則とは別途策定。

- 5 -

シンポジウム

ライフサイクル思考が生み出す新たな環境価値

情 報 提 供 3

演 題：建築物ライフサイクルカーボン評価制度の創設（改正建築物省エネ法案）

ご講演者：高木 直人 氏 国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

建築物ライフサイクルカーボン評価制度の創設 (改正建築物省エネ法案)

国土交通省 住宅局

令和8年7月13日

1. 背景・経緯

- 建築物の省エネルギー政策は、制度の導入効果や許容性に配慮しながらステップ・バイ・ステップで施策を講じ、概ね半世紀をかけて、令和7年4月、戸建住宅を含めた全ての新築建築物に係る省エネルギー基準適合の義務化の施行に至った

昭和54年 省エネ法制定

建築主の判断の基準となるべき事項、住宅の設計・施工に関する指針を制定

平成5年 大規模建築物（住宅を除く）に対する大臣による指示制度の導入

平成12年 [※品確法] 評価方法基準（告示）において、必須評価項目として省エネ対策等級1～4を設定

平成14年 大規模建築物（住宅を除く）に対する届出制度の導入 ※その後、対象建築物を拡大

平成20年 住宅トップランナー制度の導入 ※その後、対象建築物を拡大

平成21年 [※品確法] 省エネ対策等級について、相当隙間面積の削除や結露防止対策の明記等を行う

平成25年 省エネ表示制度（BELS）の導入

平成26年 [※品確法] 旧省エネ法に基づく住宅省エネ基準の改正等に伴い、省エネ対策等級1～4を断熱等性能等級1～4としつつ指標を変更（外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率に）併せて、一次エネルギー消費量等級1、4、5を創設（必須評価項目としてはいずれかの等級とする）

平成27年 建築物省エネ法制定

住宅を除く大規模建築物に対する省エネ基準適合義務 ※その後、対象建築物を拡大

令和元年 小規模住宅・建築物における建築士による説明義務制度の導入

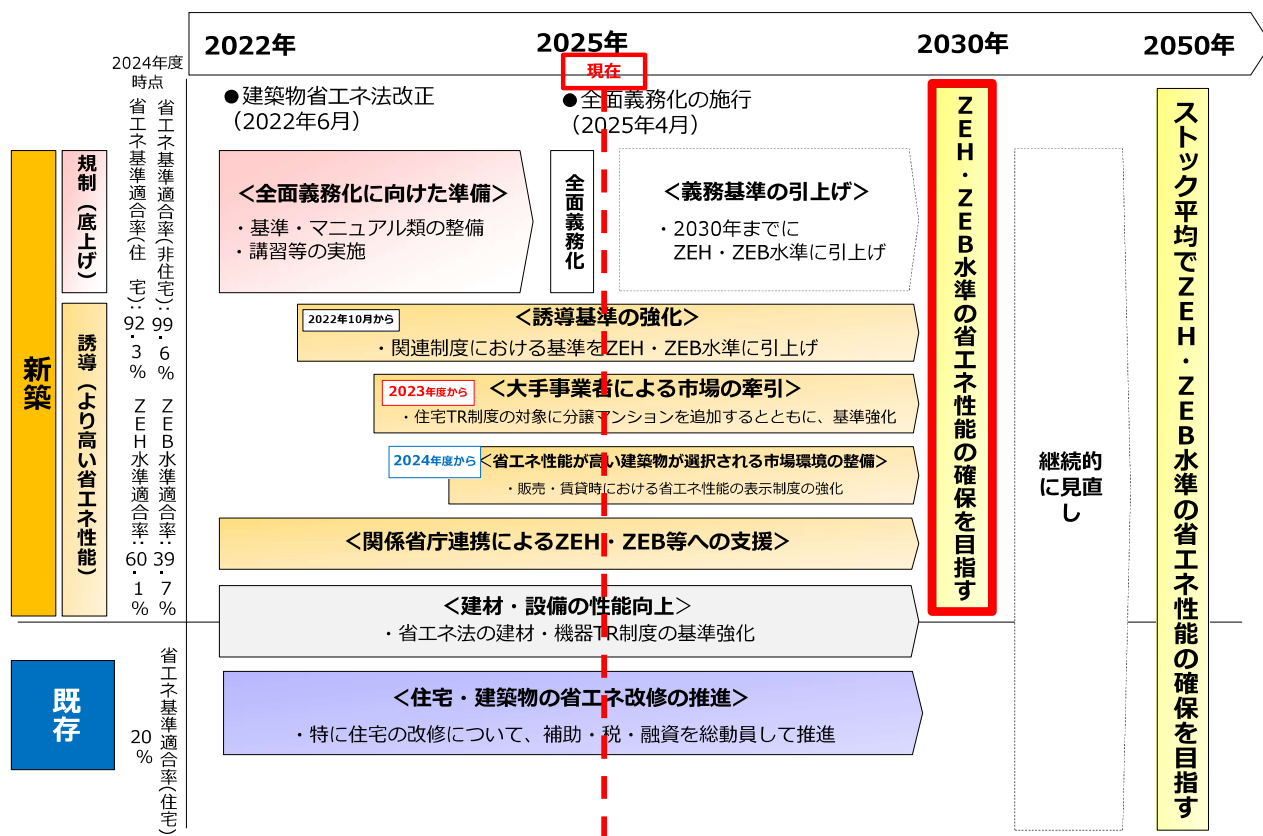
令和3年 [※品確法] 断熱等性能等級1～4に等級5を追加するとともに、一次エネルギー消費量等級1、4、5に等級6を追加

令和4年 [※品確法] 断熱等性能等級1～5に6及び7を追加するとともに、断熱等性能等級と一次エネルギー消費量等級の双方を必須評価項目とするよう見直し

令和7年 全ての住宅・建築物に対して省エネ基準適合義務

3

住宅・建築物分野の今後の省エネ性能確保のスケジュール



4

ライフサイクルカーボン評価 (LCCO2評価)とは？

- 建築物のライフサイクル全体におけるCO₂を含む環境負荷(温室効果ガス)を算定・評価すること。

現在の省エネ規制との違い

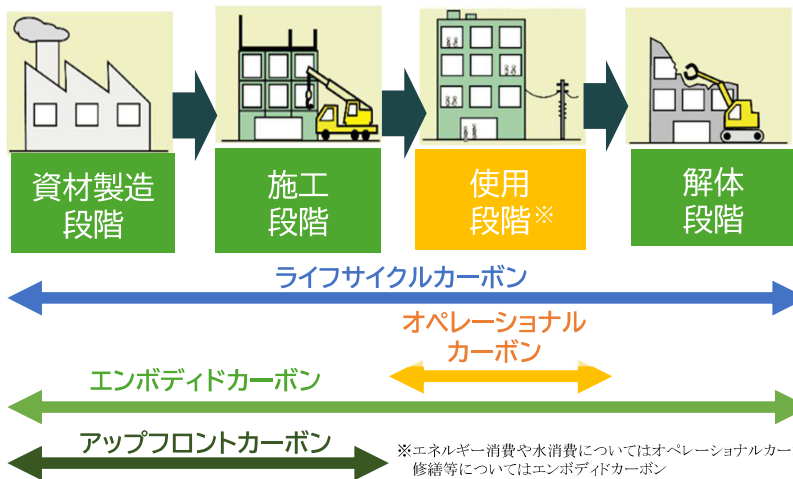
- 現在の省エネ規制は、「建築物使用時」の「エネルギー消費量」の削減を評価するものであるのに対して、建築物LCCO2制度は、「ライフサイクル全体」の「CO₂等排出量」の削減を評価する点異なる。

アップフロントカーボン(資材製造段階)の算定方法のイメージ

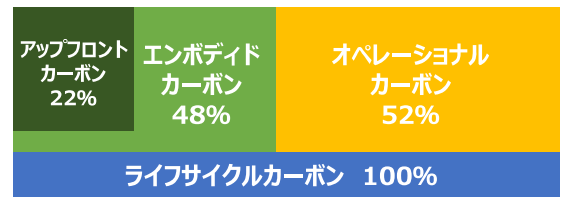
「資材等の使用量」×「当該資材のCO₂等排出量原単位」の足し合わせ

$$\Rightarrow \text{鉄の使用量} \bullet \text{kg} \times \text{〇kg-CO}_2\text{e/kg} + \text{コンクリートの使用量} \blacksquare \text{kg} \times \text{□kg-CO}_2\text{e/kg} \\ + \text{木材の使用量} \blacktriangle \text{kg} \times \text{△kg-CO}_2\text{e/kg} + \dots$$

建築物のライフサイクルのイメージ



ライフサイクルカーボンの構成イメージ

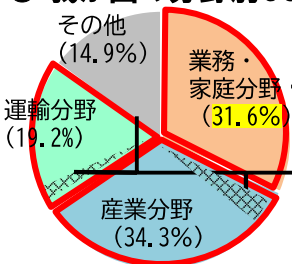


J-CATケーススタディ平均値(全用途) N=26

出典:令和6年度 ゼロカーボンビル(LCCO2ネットゼロ)推進会議 報告書(令和7年3月、5月、IBECs、JSBC)p.71 「図3.5-1. ケーススタディ算定結果の分布」のグラフをもとに作成

建築物のライフサイクルカーボン削減の背景

● 我が国の分野別CO₂排出量・・・建築物のライフサイクルカーボンが約4割



建築物使用時のエネルギー使用に伴うCO₂排出(オペレーショナルカーボン)

- これまで、建築物省エネ法により規制。
- 2025年に省エネ基準適合の全面義務化、2030年にZEH・ZEB水準への基準引上げなど、今後、さらに削減見込み。

建築物の建設・維持保全・解体に伴うCO₂排出(エンボディドカーボン)

さらなるCO₂排出削減のためライフサイクルカーボン全体の削減が必要。

出典:2023年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量について(2025年4月環境省)を元に国土交通省が作成

● 国際的な動き

- EU加盟国は、2028年から1,000㎡超の新築建築物のライフサイクルカーボンの算定・公表を義務付けることが必要
- EUの一部の国においては、ライフサイクルカーボンの上限値を設定した規制を導入

● 企業財務・金融・会計上の要請

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報としてScope3(注)の開示がプライム上場企業から段階的に義務付けられる予定
 - 建築物や不動産・建築事業者に係る国際的な環境性能評価の枠組みへの対応
- (注)企業のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出で、上流及び下流の両方の排出を含む。企業の直接的な温室効果ガス排出は、Scope1(燃料の燃焼)、Scope2(電気の使用)という。

● 国内での先行的な取組

- 不動産事業者が、先行してライフサイクルカーボンの算定に取り組み。2022年に業界団体((一社)不動産協会)で、建設時GHG排出量算定マニュアルを作成
- 2022年から産官学連携による「ゼロカーボンビル推進会議」においてLCA手法を検討。2024年にライフサイクルカーボン算定ツール(J-CAT)を公開

- 2023年G7環境大臣会合コミュニケ等において、**建築物のライフサイクルの脱炭素化の重要性**を指摘。
- 欧州委員会は、2024年4月にEU建築物エネルギー指令を改正し、加盟国に対して、**2028年から一定規模以上の新築建築物に対して、ライフサイクルGWP※の算定及び開示を義務付ける**ことを決定。
- 既に現時点で欧州 9 か国でエンボディカーボンやライフサイクルカーボンを算定することを義務付ける制度を導入。
※ ライフサイクルGWP（Global Warming Potential）：建築物のライフサイクル全体（50年）における温室効果ガスの影響を二酸化炭素量に換算したもの(kgCO2eq/m²)

G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ（2023年4月16日）
建築物のライフサイクル全体の排出量を削減する目標を推進することを推奨する。

G7都市大臣会合コミュニケ（2023年7月9日）
設計、建設から運用、管理、解体に至るまで、**ネット・ゼロの建築物のライフサイクルを推進する必要がある**ことに留意する。

EU建築物エネルギー性能指令の概要

算定フレームワークの策定

欧州委員会は2025年末までにライフサイクルGWPの算定に関するEUフレームワークを策定。

2028年：1,000㎡超建築物

1,000㎡超の新築建築物について、ライフサイクルGWPを算定し、開示しなければならない。

2030年：全建築物

全ての新築建築物について、ライフサイクルGWPを算定し、開示しなければならない。

ロードマップの策定

2027年初までに、各国は全ての新築建築物のライフサイクルGWP累積値に関する上限値の導入等のロードマップを策定しなければならない。

欧州各国における制度導入の状況

国	評価義務	CO2排出量上限値	備考
 オランダ	2013-	2018-	事務所及び住宅が対象、エンボディカーボンが算定範囲
 スウェーデン	2022-	2027-（検討中）	100㎡以上が対象、エンボディカーボンが算定範囲
 フランス	2022-	2022-	住宅、事務所、教育施設が対象
 デンマーク	2023-	2023-（1,000㎡〜）	全用途対象
 フィンランド	2025-	2025-	全用途対象
 ロンドン	2021-	なし	一定規模以上の全用途（建設地による）

出典：ゼロカーボンビル推進会議資料（2024年2月）をベースに時点修正

※表中の6か国のほか、

-  ノルウェー（2022年）
-  エストニア（2025年予定）
-  アイスランド（2025年予定）

の3か国においても制度導入。

時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業について、**遅くとも2028年3月期より、Scope 3の温室効果ガス排出量を含めたサステナビリティ情報の開示を求める**※案が現在、検討されている。

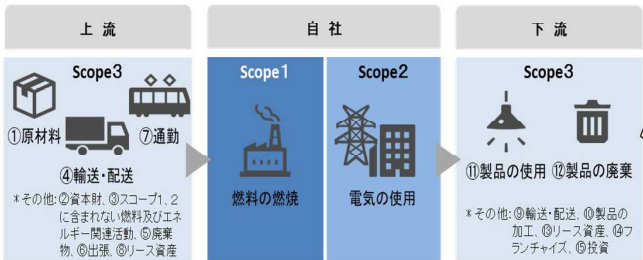
※時価総額3兆円以上の企業のサステナビリティ開示基準適用開始は2027年3月期からとなる方向で議論されているが、当基準において初年度はScope 3を開示しないことができる経過措置が設けられている。

Scope 3 GHG排出量開示の概要

IFRS S2号における定義（IFRS S2号 付録A）

Scope3の温室効果ガス排出
・企業のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出（Scope2の温室効果ガス排出に含まれないもの）であり、上流及び下流の両方の排出を含む。Scope3の温室効果ガス排出には、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン基準（2011年）」における、Scope3カテゴリを含む

（バリュー・チェーンから発生する温室効果ガス排出のイメージ図）（注3）



（注1）IFRS S2号及びSSB「サステナビリティ開示デマンド基準第2号」では、重要性の判断が適用され、基準の定めにより求められている情報であっても、重要性がないときには、当該情報を開示する必要はないとしている。
（注2）Scope1の温室効果ガス排出は、企業が所有又は支配する排出源から発生する直接的な温室効果ガス排出であり、Scope2の温室効果ガス排出は、企業が消費する、購入又は取得した電気、蒸気、蒸気又は冷熱の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出である。（IFRS S2号 付録A）
（出所）ISSB「IFRS S2号 気候関連開示」29頁、B19～B37、BC8、SSB「サステナビリティ開示デマンド基準第2号「気候関連開示基準」」47頁～63頁、BC22
グリーンバリューチェーンプラットフォームより金融庁作成

出典：金融庁 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第3回）資料から一部時点更新

サステナビリティ情報開示義務化スケジュール（案）

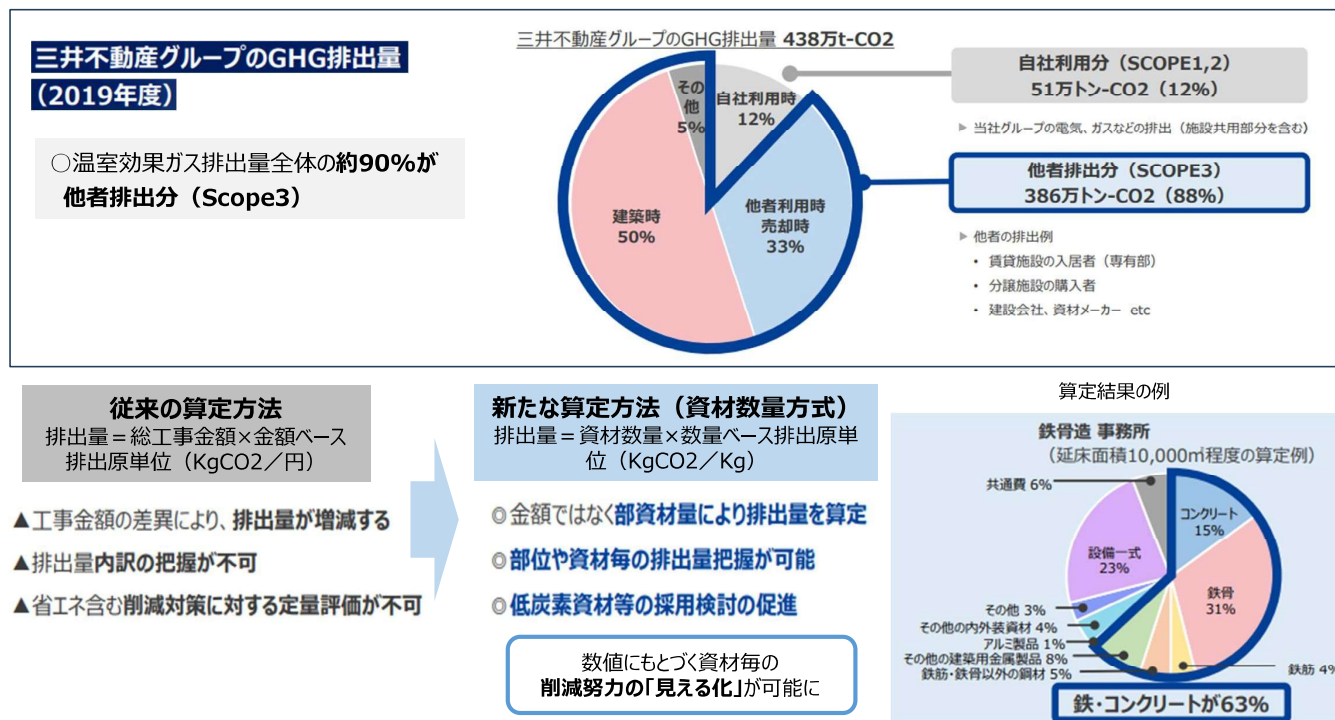
株式時価総額	基準適用開始時期※1	保証制度導入時期※2
3兆円以上	2027年3月期～	2028年3月期～
1兆円以上	2028年3月期～	2029年3月期～
5千億円以上※3	2029年3月期～	2030年3月期～
プライム全企業	適用義務化に向けて検討	

- ※1 経過措置として、適用開始から2年間は二段階開示を認める
- ※2 開示基準の適用開始時期の翌年から保証を義務付け
- ※3 国内外の動向等を注視しつつ引き続き検討

出典：金融庁「金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理の公表について」2025.7.17公表

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250717.html

- 2028年3月期より、大企業から順次、温室効果ガス排出量の開示が義務付けられる予定
※ 不動産事業者の場合、自社排出分に加えて、販売・賃貸したビル等の資材製造・施工・使用・解体段階での他社排出分を含めて開示する必要
- 建築設計上の削減努力を反映するには、**総工事金額**による従来の算定方法から、**資材数量の積み上げによる新たな算定方法**に移行する必要。



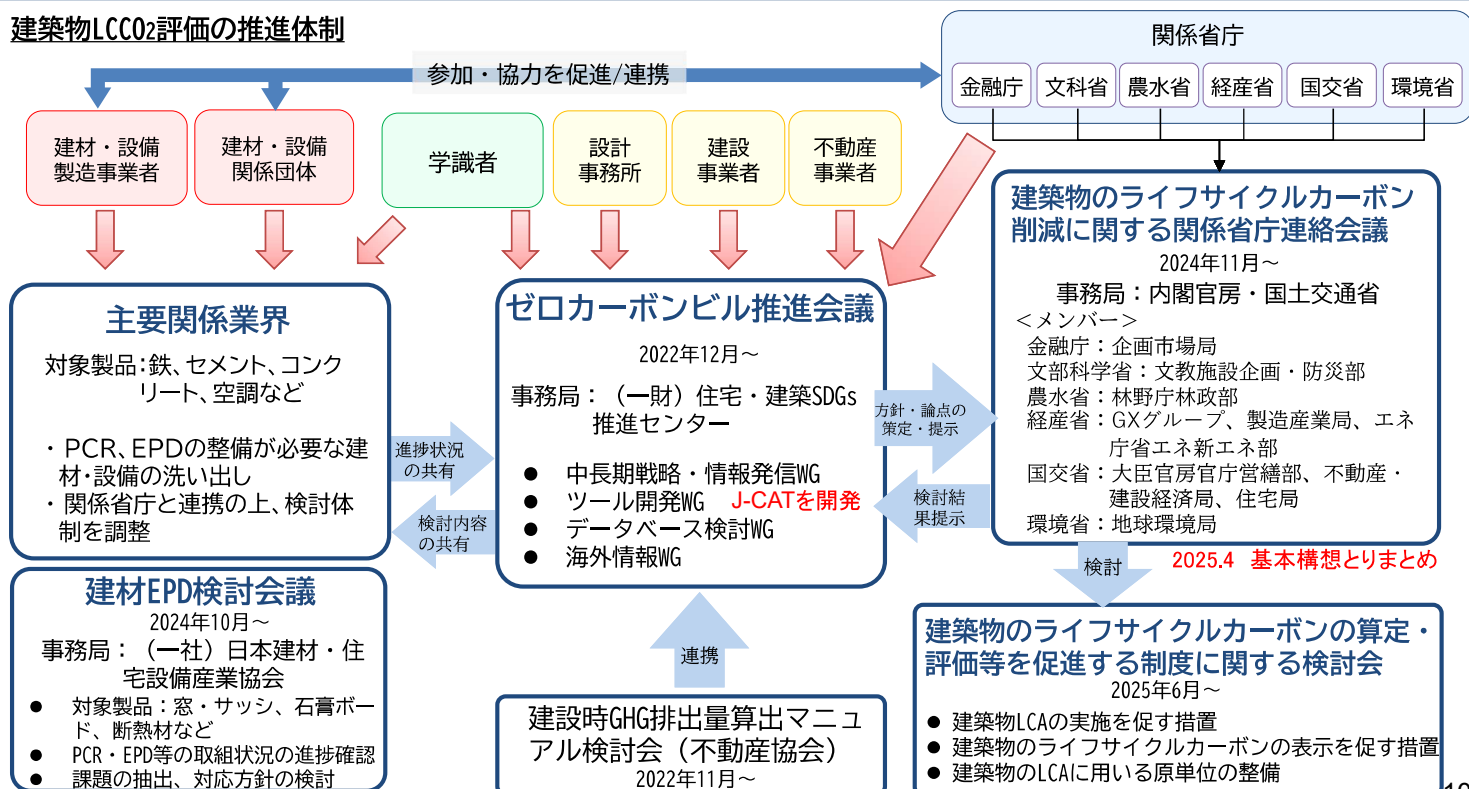
建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会 (第2回) (R7.6.19) 資料4-3 一般社団法人不動産協会資料より抜粋 (一部改)

9

建築物LCCO2評価手法の確立・制度化に向けた検討体制について

- ゼロカーボンビル推進会議での議論結果・方針を基本としつつ、関係省庁連絡会議で具体的な制度化に向けた議論を開始
- CO2等排出量原単位の整備に向け、建材関係団体の取り組みや技術力向上等を支援する建材EPD検討会議を設置。ゼロカーボンビル推進会議と同会議の連携によりCO2等排出量原単位の整備を加速化。

建築物LCCO2評価の推進体制



10

建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想

(令和7年4月25日 建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議決定)

1. 建築物LCA*の意義・目的等 ※ 建築物のライフサイクル全体におけるCO2を含む環境負荷を算定・評価すること。

背景

- 2050年カーボンニュートラルの実現のためには、製造から廃棄に至るまでの脱炭素化の取組を強化することが重要
- 我が国のCO2排出量の約4割を占める建築物分野の脱炭素化は重要
- 建築物使用時の省エネ施策のみならず、**ライフサイクル全体でのCO2排出量※削減に取り組むことが必要** ※ CO2換算したHFCsの排出量を含む。

意義

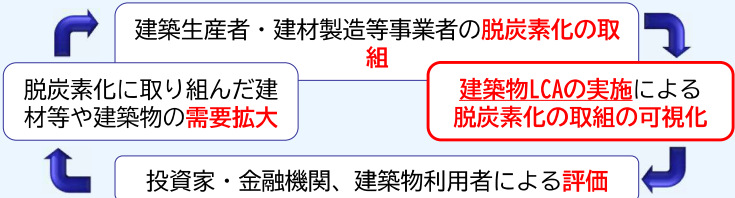
- 建築生産者（建築主、設計者、施工者等）の脱炭素化の取組の促進
- 建材製造等事業者（建材・設備製造事業者、リサイクル事業者等）の脱炭素化の取組の可視化、市場での適切な評価
- サステナビリティ情報開示、投資家・金融機関、建築物利用者による活用

➡ 建築物LCAに係る制度構築に向けて関係省庁が連携して実施すべき取組の方向性を示す

2. 目指すべき社会像とアプローチ

(1) 目指すべき社会像

建築物LCAが一般的に実施されることにより、建築生産者や建材製造等事業者の**脱炭素化の取組を導く好循環が生み出される社会を目指す**



(2) アプローチ(全体方針)

建築物LCAの現状

- 建築生産者の取組は限定的（大手事業者が中心）
- 建材・設備の原単位の整備は緒に就いたばかり

円滑に導入でき、実効性が確保できるよう、**段階的に制度を構築**

制度

- まずは建築物LCAの実施を促進、結果を可視化
- 規模・用途等を絞って制度を開始。その後対象拡大を検討

原単位

- 削減効果が大きい主要な建材・設備を優先して整備
- 積み上げ型の原単位（CFP、EPD）の整備を推進
CFP等が未整備の場合は、統計ベースの原単位を使用

3. 建築物LCAに係る制度の構築に向けた取組等

2028年度を目途に建築物LCAの実施を促す制度の開始を目指す

(1) 建築物LCAに係る制度の構築に向けた取組

- 建築物LCAの実施を促す措置の検討
- 算定方法の統一化
- 支援制度の検討・実施
- 国が建設する庁舎等における先行実施 等

(2) 建築物LCAに用いる原単位の整備に向けた取組

- 整備すべき原単位種別等の特定
- 原単位整備の促進
- 原単位データベースの検討 等

(3) 建築物のライフサイクルカーボンの表示に係る取組

- 表示を促す措置の検討
- 表示方法の統一化

4. 留意が必要な事項

- 国際的な標準を意識。他方、企業の取組を適切に評価する取組、そのための日本の手法等を国際標準とする取組
- 地震等への対応の必要性など我が国固有の実情の発信
- 建材・設備製造事業者にとって二度手間とならない制度設計
- 有価証券報告書におけるサステナビリティ開示(Scope3)への活用
- 国が建設する庁舎等における脱炭素化に取り組んだ建材の活用

11

2. 有識者会議における提言

設置概要

○ 目的：建築物の脱炭素化に向けて、建築物LCAの制度に係る論点整理や検討を行う。

○ 事務局：国土交通省住宅局

実施方針

・ 以下の（１）及び（２）を検討事項とする。

（１）LCA実施・促進のための以下に関する制度的枠組み

○ 建築物LCAの実施を促す措置について

○ 建築物のライフサイクルカーボンの表示を促す措置について

○ 建築物のLCAに用いる原単位の整備について

（２）その他

・ 会議は公開とし、議事要旨、議事録及び会議資料も全て公表する。

・ 対面とオンラインのハイブリッド方式で開催し、リアルタイムでの動画配信を行う。

委員等

＜委員＞

・有識者18名

座長：伊香賀俊治（慶應義塾大学 名誉教授、（一財）住宅・建築SDGs推進センター 理事長）

副座長：稲葉 敦（（一社）日本 LCA 推進機構 理事長）

＜関係省庁＞

・農林水産省（林野庁林政部）

・経済産業省（イノベーション・環境局、製造産業局、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部）

・国土交通省（大臣官房 官庁営繕部、不動産・建設経済局）

・環境省（地球環境局）

＜オブザーバー＞

・建築主、設計者、施工者、建材・素材メーカー等の業界団体等

スケジュール

○ 2025年6月から9月まで集中的に議論（全6回）。

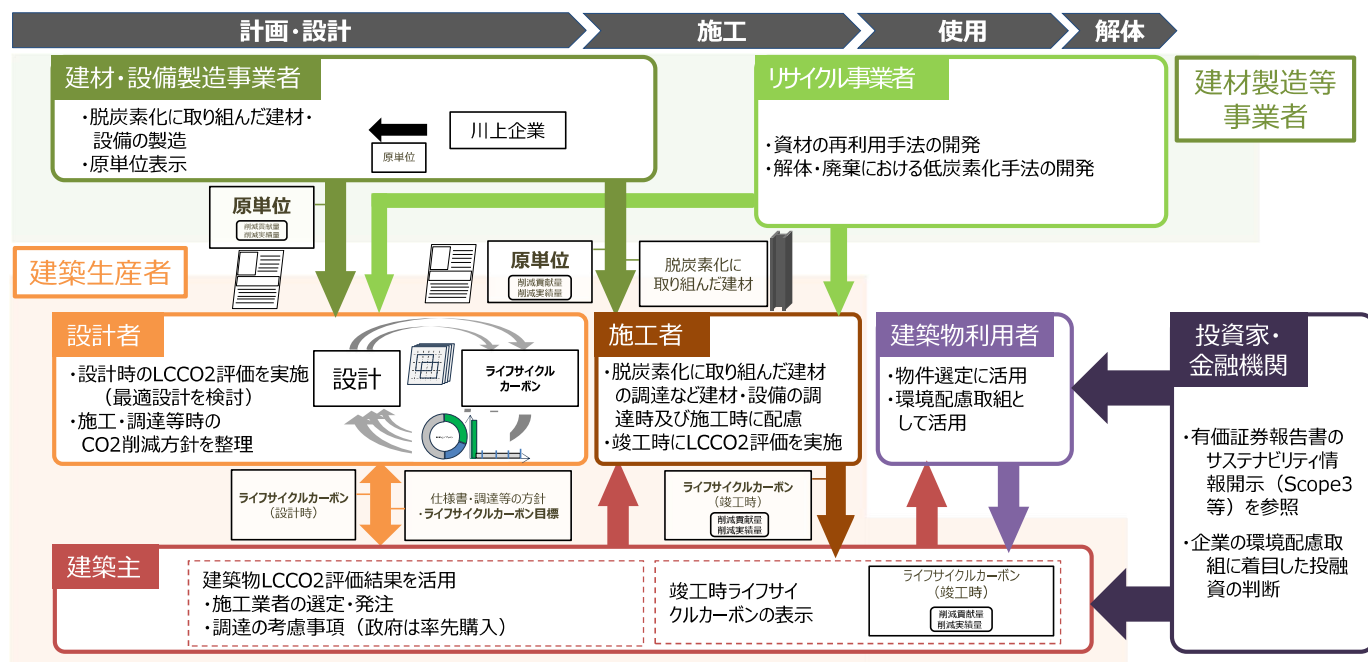
○ その後は必要に応じて開催。



委員		◎座長 ○副座長
	秋元 孝之	芝浦工業大学建築学部長 教授
◎	伊香賀 俊治	慶應義塾大学 名誉教授 (一財) 住宅・建築SDGs推進センター 理事長
○	稲葉 敦	(一社) 日本 LCA 推進機構 理事長
	玄地 裕	(国研) 産業技術総合研究所エネルギー・環境領域副領域長 (兼務) 研究推進本部 CCUS実装研究センター 研究センター長
	小山 師真	(一社) 日本冷凍空調工業会 政策審議会長
	清家 剛	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
	高井 啓明	(一社) 日本建設業連合会 建築設計委員会カーボンニュートラル設計専門部会 主査
	高橋 正之	(一社) セメント協会 生産・環境幹事会幹事長
	高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
	辻 早人	(株) 日本政策投資銀行 アセットファイナンス部長
	堂野前 等	(一社) 日本鉄鋼連盟 国際環境戦略委員会委員長
	中川 雅之	日本大学経済学部 教授
	中村 幸司	帝京科学大学 総合教育センター 教授
	服部 順昭	東京農工大学 名誉教授
	久田 隆司	(一社) 板硝子協会 建築委員会技術部会長
	松岡 公介	東京都環境局 建築物担当部長
	柳井 崇	(株) 日本設計常務 執行役員 環境技術担当
	山本 有	(一社) 不動産協会 環境委員会 副委員長

オブザーバー（62団体）	
○建築主	(一社) 不動産協会
○設計者	(一社) 建築設備技術者協会、(公社) 日本建築家協会、(一社) 日本建築構造技術者協会、(公社) 日本建築士会連合会、(一社) 日本建築士事務所協会連合会、(公社) 日本建築積算協会、(一社) 日本設備設計事務所協会連合会
○施工者	(一社) 住宅生産団体連合会、(一社) 全国建設業協会、全国建設労働組合総連合、(一社) 日本空調衛生工事業協会、(一社) 日本建設業連合会
○建材製造等事業者	ウレタンフォーム工業会、(一社) ALC協会、押出発泡ポリスチレン工業会、火山性ガラス質材料工業会、キッチン・バス工業会、(一財) 建材試験センター、国産材製材協会、(一社) 石膏ボード工業会、(一社) セメント協会、せんい強化セメント板協会、(一社) 全国LVL協会、(一社) 全国コンクリート製品協会、全国生コンクリート工業組合連合会、(一社) 全国木材組合連合会、断熱建材協議会、(一社) 日本アルミニウム協会、(一社) 日本インテリア協会、(一社) 日本エクステリア工業会、(一社) 日本ガス石油機器工業会、(一社) 日本建材・住宅設備産業協会、日本建築仕上材工業会、日本合板工業組合連合会、(一社) 日本サッシ協会、(一社) 日本産業機械工業会、(一社) 日本CLT協会、日本集成材工業協同組合、(一社) 日本伸銅協会、日本繊維板工業会、(一社) 日本鉄鋼連盟、(一社) 日本電機工業会、(一社) 日本電線工業会、(一社) 日本壁装協会、(一社) 日本防水材料協会、(一社) 日本冷凍空調工業会、(一社) 日本レストルーム工業会、(一社) 日本窯業外装材協会、発泡スチロール協会、(一社) リビングアメティ協会、ロックウール工業会
○宅地建物取引業者	(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会、(公社) 全日本不動産協会、(一社) 不動産流通経営協会
○地方公共団体等・評価機関	(一社) 住宅性能評価・表示協会、(独) 都市再生機構、日本建築行政会議設備部会
○その他関係団体	(一社) ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会、(国研) 建築研究所、(一財) 住宅・建築SDGs推進センター、(公社) 全国ビルメンテナンス協会

- 建築物LCCO2評価が一般的に実施されることにより、**建築生産者や建材製造等事業者の脱炭素化の取組を導く好循環**が生まれ出される社会を目指す
- 各主体による脱炭素化の取組の促進のための制度の構築を目指す



15

(参考)建築物LCCO₂算定結果の表示(J-CATの場合)

- ・ 建築物LC02の算出は、基本的には以下の方法で行う。
[資材製造段階] 使用する建材・設備の使用量に対して各建材・設備のCO2等排出量原単位を乗じて算出
[施工、維持保全や解体等] 一定のシナリオ・仮定（工事分倍率、修繕率、更新周期、リユース率等）を置いて算出
- ・ 結果表示では、CO2等排出量が多いプロセスが明示されるため、脱炭素に向けた検討を効率的に行うことができる。また、木材の炭素貯蔵量等も可視化されるため、その効果を定量的に分析できる。更に、建築物の時系列に従ったCO2等排出量が可視化されるため、長寿命な建材の調達などによる効果を定量的に分析できる。

J-CATへの入力事項例

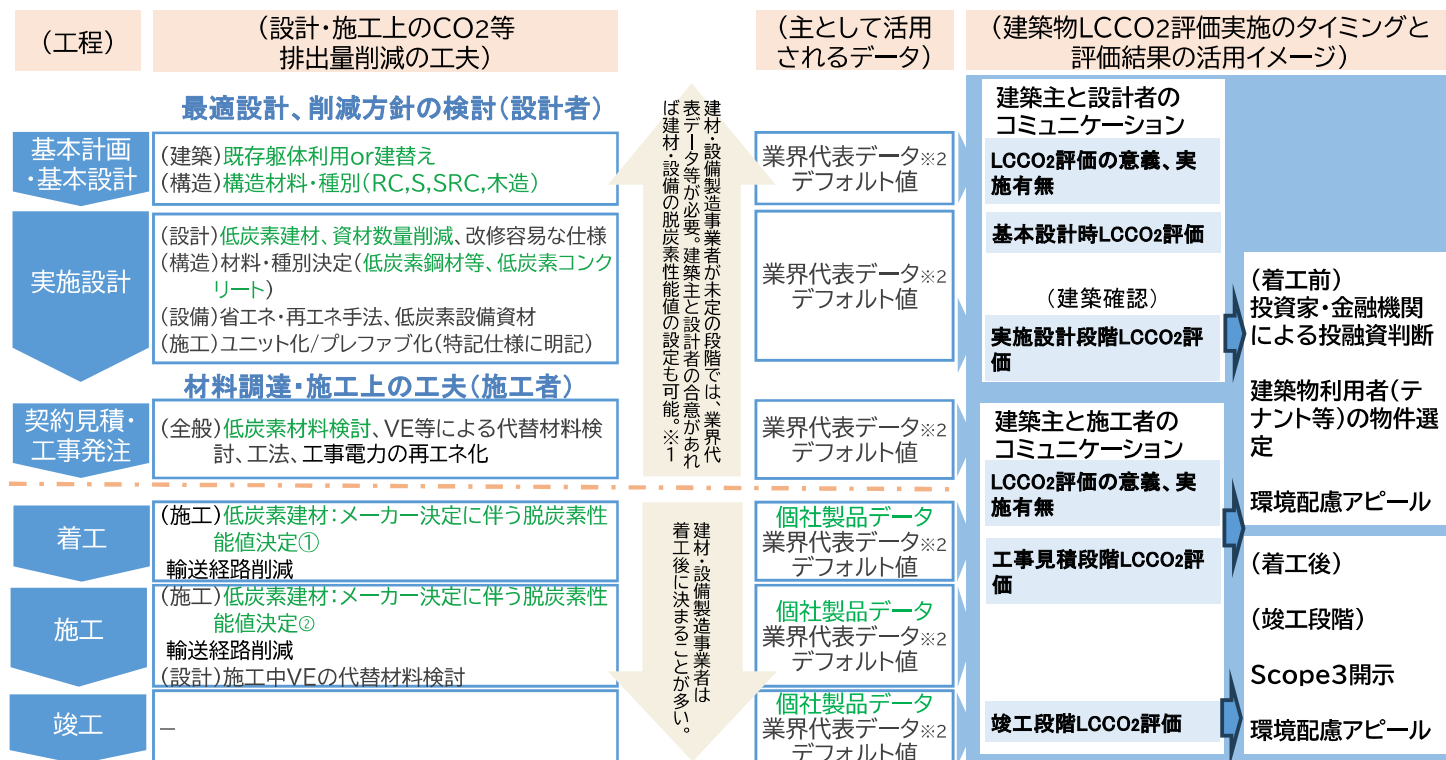
主な入力事項

資材 製造 段階	A1	原材料の調達	資材量×C02原単位
	A2	工場への輸送	
	A3	製造	
施工 段階	A4	現場への輸送	工事分倍率
	A5	施工	
使用 段階 (資材 関係)	B1	使用※ ※冷媒・断熱材からの フロン漏洩等を指す	フロン充填量×想定漏 洩率
	B2	維持保全	—
	B3	修繕	修繕率×更新周期(初期 値又は個別入力)
	B4	更新	
	B5	改修	
解体 段階	C1	解体・撤去	端材率/廃材リユース率、 廃棄物リサイクル率 (初期値又は個別入 力)
	C2	廃棄物の輸送	
	C3	中間処理	
	C4	廃棄物の処理	

結果表示イメージ



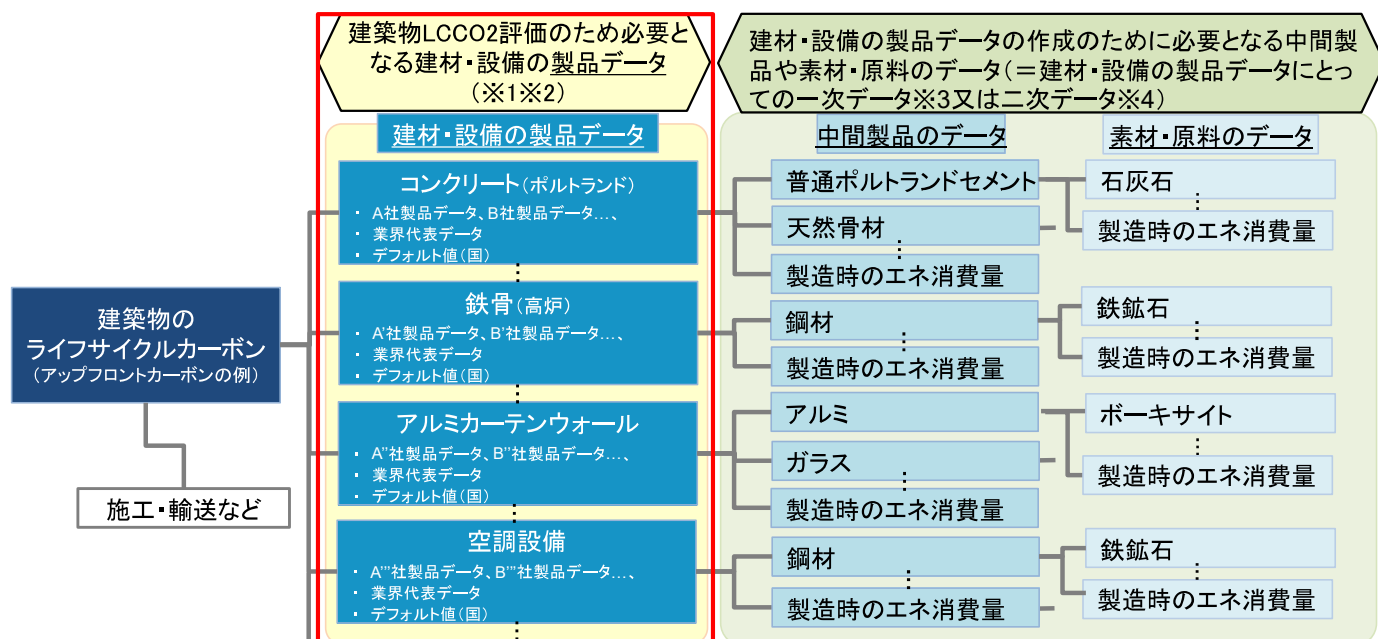
- 建築物の設計・施工の各工程により、CO₂等排出量削減の工夫の余地、主として活用されるデータ（CO₂等排出量原単位）は異なる。また、LCCO₂評価実施のタイミングに応じて、算定結果の活用先も異なることが想定される。



17

建築物LCCO2評価実施に必要な建材・設備の製品データ等の例

- 建築物LCCO₂評価実施のためには、個々の建築物の建築設計・施工において採用される**建材・設備の製品データ(個社製品データ及び業界代表データ)**が必要(※製品カテゴリーによっては、**建材・設備の製品データの不足を補うためのデフォルト値も必要**)
- 建材・設備の製品データの作成のためには、**中間製品や素材・原料のデータ**が必要となる



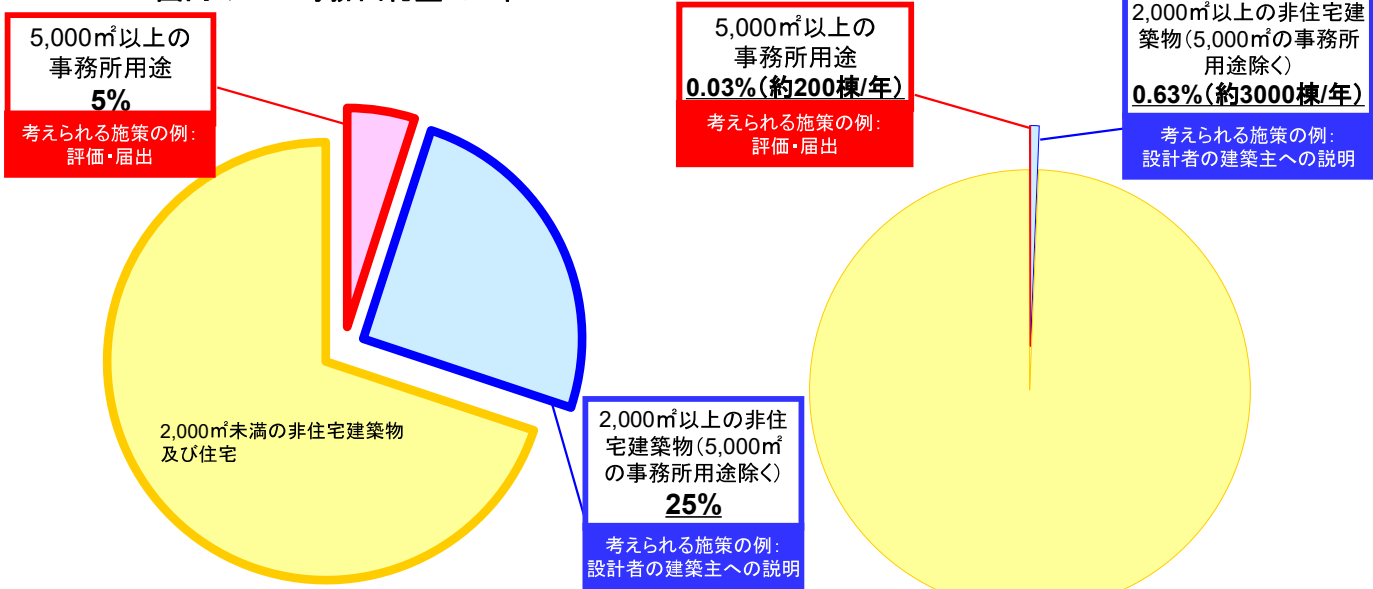
- ※1 個社製品データおよび業界代表データともに、通常製品に加えて低炭素製品のデータが揃っていることが望ましい
- ※2 個社製品データおよび業界代表データともに、EPDやCFPとして作成される
- ※3 作成する建材・設備の製品データが個社製品データの場合は、当該製品に紐づく中間製品や素材・原料のデータを全て直接収集することが考えられる。
- ※4 作成する建材・設備の製品データが業界代表データの場合、中間製品や素材・原料のデータは適切に管理されたデータベースを参照することが考えられる。また、製品データが個社製品の場合であっても、中間製品や素材・原料の一部又は全部のデータについて、適切に管理されたデータベースを参照することが考えられる。(AIJ-LCA、3EID、AIST-IDEA等)

18

- 5,000㎡以上の事務所用途は
着工棟数は全体の約0.03%(約200棟/年)であるが、CO2等排出総量(ライフサイクルカーボン)で約5%。
- 2,000㎡以上の非住宅建築物(5,000㎡以上の事務所用途除く)は
着工棟数は全体の約0.63%(約3,000棟/年)であるが、CO2等排出総量(ライフサイクルカーボン)で約25%。

建築物のライフサイクルカーボンに関連する
国内のCO2等排出総量※/年

国内の建築物の着工棟数/年



※評価期間については、60年を原則として計算
【出典】[着工面積/年]×[CO2等排出原単位]にて推計
[着工面積/年]令和5年度建築着工統計 [CO2等排出原単位]建築物ホールライフカーボン算定ツール(J-CAT)ケーススタディ

【出典】令和5年度建築着工統計

J-CAT、One Click LCAの用途別の算定実績

- ・ LCCO2算定の実績(J-CAT等)において、事務所用途の算定事例が多い
 - 収集件数179件のうち、用途では事務所が最多(51件)
 - 特に、J-CAT事例のうち事務所用途は約3割(101件中34件)を占め、突出して多い

用途×主構造	S造	RC造	SRC造	木造	木造+その他構造	混構造	合計
事務所	32	8	2	3	1	5	51
集合住宅	0	38	0	2	2	0	42
庁舎	3	7	1	2	0	4	17
物流施設	14	1	0	0	0	1	16
学校	4	1	1	3	1	1	11
商業施設	7	0	0	2	0	0	9
病院	5	2	0	1	0	0	8
ホテル	3	2	0	0	0	0	5
その他(複合用途含む)	9	5	1	4	1	0	20
合計	77	64	5	17	5	11	179

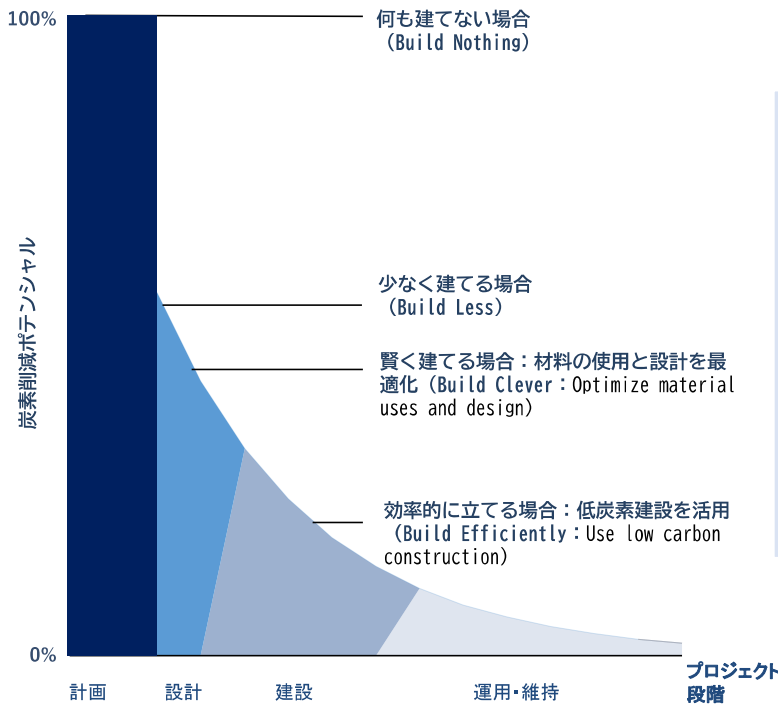
用途×主構造	S造	RC造	SRC造	木造	木造+その他構造	混構造	合計
事務所	32	8	2	3	1	5	51
集合住宅	0	38	0	2	2	0	42
庁舎	3	7	1	2	0	4	17
物流施設	14	1	0	0	0	1	16
学校	4	1	1	3	1	1	11
商業施設	7	0	0	2	0	0	9
病院	5	2	0	1	0	0	8
ホテル	3	2	0	0	0	0	5
その他(複合用途含む)	9	5	1	4	1	0	20
合計	77	64	5	17	5	11	179

用途×算定ツール	J-CAT	不動協	OCL	合計
事務所	34	14	3	51
集合住宅	13	6	23	42
庁舎	17	0	0	17
物流施設	5	7	4	16
学校	8	2	1	11
商業施設	3	4	2	9
病院	8	0	0	8
ホテル	1	4	0	5
その他(複合用途含む)	12	3	5	20
合計	101	40	38	179

用途×規模	①2000㎡未満	②2000㎡～5000㎡	③5000㎡～10000㎡	④10000㎡～50000㎡	⑤50000㎡以上	不明	合計
事務所	11	7	14	10	7	2	51
集合住宅	2	21	11	8	0	0	42
庁舎	5	3	0	6	3	0	17
物流施設	0	0	0	5	10	1	16
学校	3	2	4	2	0	0	11
商業施設	3	1	0	2	2	1	9
病院	2	1	1	3	1	0	8
ホテル	0	0	3	2	0	0	5
その他(複合用途含む)	3	7	2	7	1	0	20
合計	29	42	35	45	24	4	179

※データ提供協力団体等:
不動産協会、日本建設業連合会、
大手設計事務所8社等

・**エンボディドカーボン削減効果はプロジェクトの初期段階で最も高く、進行に従って減少**。計画段階を過ぎると炭素削減の可能性は急激に低下するため、意義ある効果を得るには早期の対応が重要である。



- エンボディドカーボンを削減する効果的なタイミングは、計画および設計段階であり、建設が始まると、削減の余地は減少してしまう
- フィンランドのヘルシンキ市やスウェーデンのマルメ市などの都市では、設計段階と完成段階の両方で基準値の遵守と提出を求めている
- 持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）も、プロジェクトの初期段階で炭素削減に取り組むことの重要性を強調している

出典) OECD Urban Studies (2025), “Zero-Carbon Buildings in Cities: A Whole Life-Cycle Approach” より事務局作成

出典) Source: Global ABC(2021), “Decarbonizing construction: Guidance for investors and developers to reduce embodied carbon” より事務局作成

建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた制度のあり方 中間とりまとめ 概要

建築物LCA制度検討会
令和8年1月28日公表

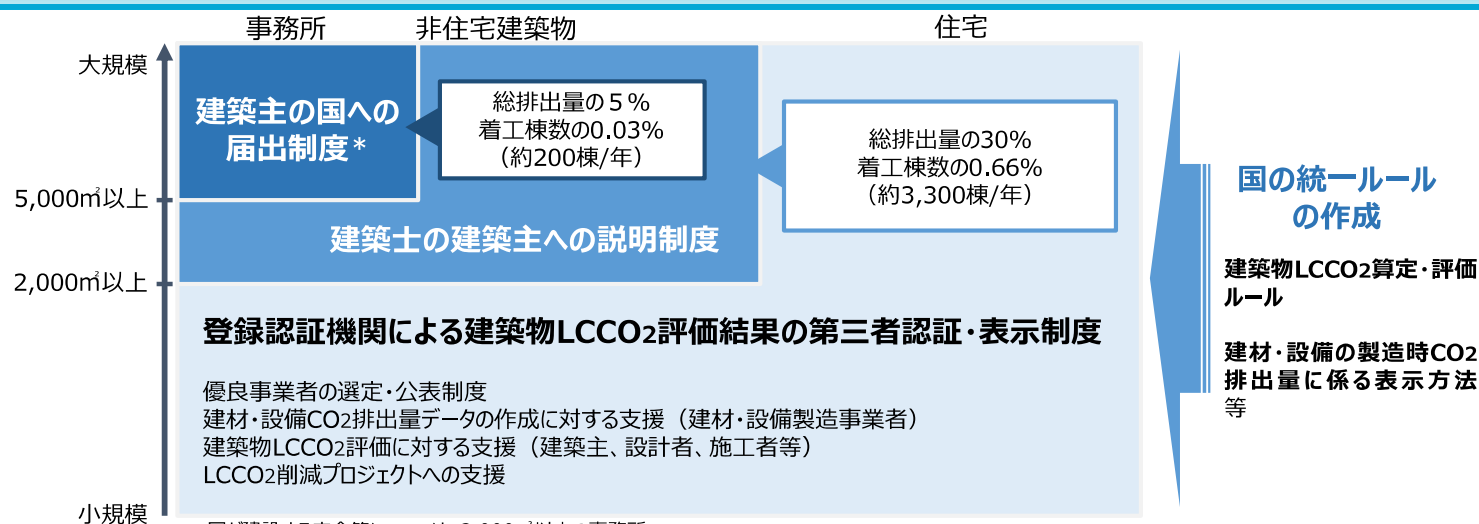
内閣官房に設置された「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」において「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」（2025年4月）が策定・公表され、**2028年度を目途に建築物のLCCO₂評価の実施を促す制度の開始を目指す**こととされたことを踏まえ、**早急に講ずべき施策**及び**ロードマップ**についてとりまとめた。

■ 早急に講ずべき施策の方向性

1. 各ステークホルダーの責務・役割の明確化	建築物LCCO₂評価及び削減に係る建築主、設計者、施工者、建材・設備製造事業者の責務・役割を明確化し、取組事項に係る指針の策定を検討すべき
2. 建築物のライフサイクルカーボン評価に係るルール策定	建築物のLCCO₂の算定ルール及び算定結果の評価基準を策定すべき
3. 建築物ライフサイクルカーボン評価の実施を促す措置	- 比較的CO₂等排出量の大きい大規模建築物※1は、建築士が建築主に対して、設計する建築物においてLCCO₂評価を実施する意義等について説明した上で、建築主の求めに応じてLCCO₂の算定に適確に対応することを義務付けることを検討すべき ※1 例：2,000㎡以上の住宅を除く建築物の新築・増改築 - 特にCO₂等排出量の大きい建築物※2については、建築主に対して、国へのLCCO₂評価結果（自主評価）の届出を義務付け、設計時から自主的削減の検討を促す仕組みを検討すべき ※2 例：5,000㎡以上のオフィスビルの新築・増改築 - 国の庁舎等におけるLCCO₂評価の先行実施を検討すべき - LCCO₂評価に取り組む優良事業者の選定・公表の実施を検討すべき
4. 建築物のライフサイクルカーボン評価結果の表示を促す措置	- 建築物のLCCO₂評価結果に係る表示ルールの策定を検討すべき - LCCO₂評価結果に係る第三者認証・表示制度の創設を検討すべき
5. 建材・設備のCO ₂ 等排出量原単位の整備	建材・設備CO₂等排出量原単位の整備方針の策定及び建材・設備における表示ルールの策定を検討すべき
6. 建築物ライフサイクルカーボン評価を促進するための環境整備	- LCCO₂評価及び建材・設備CO₂等排出量原単位整備に対する支援等を検討すべき - 産学官が連携して人材育成、体制整備を実施

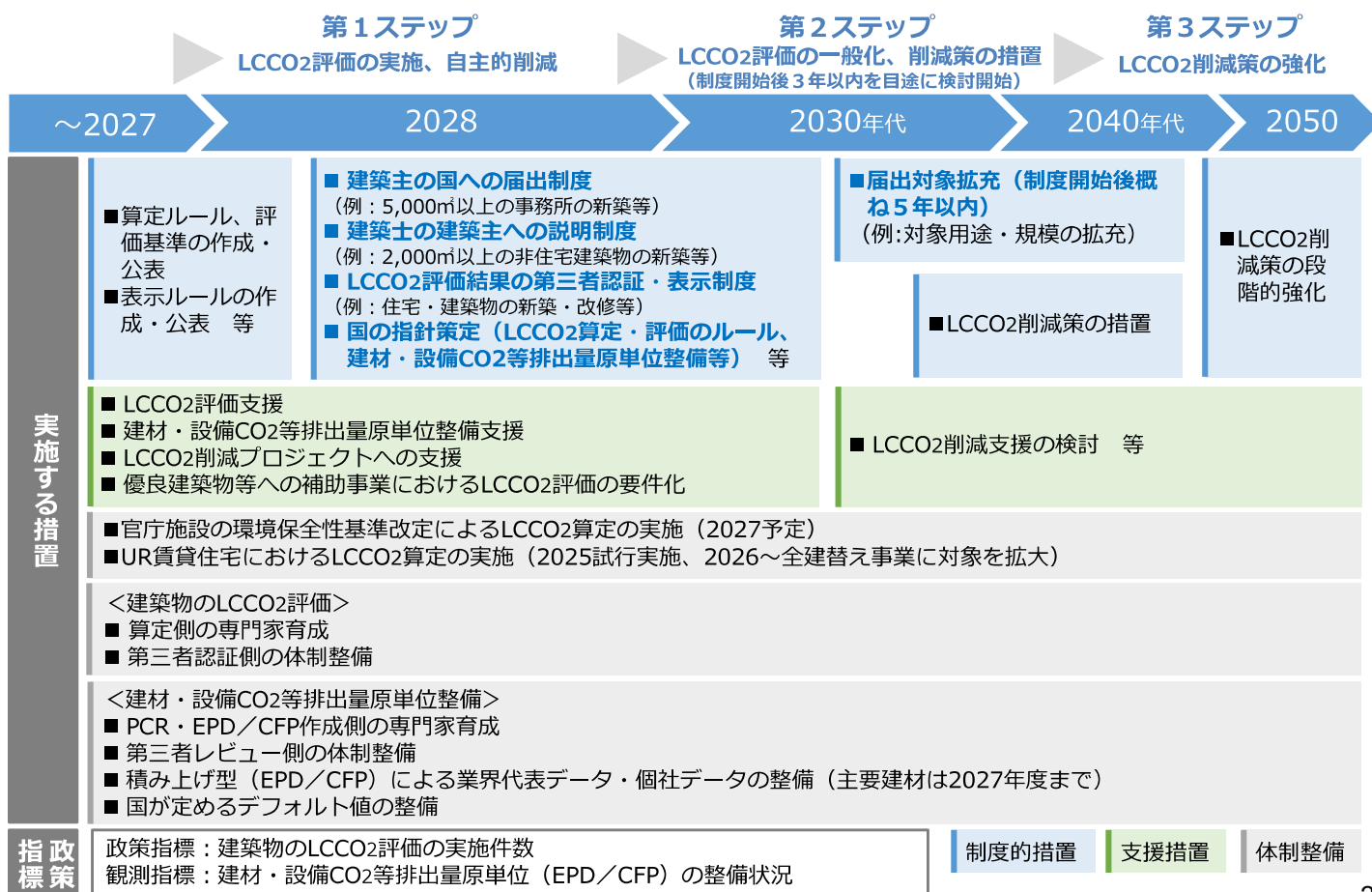
（参考）建築物LCCO₂評価制度と削減取組のイメージ

建築物LCA制度検討会
令和8年1月28日公表



建築物のライフサイクルカーボン(LCCO₂)の削減に向けたロードマップ (抜粋)

建築物LCA制度検討会
令和8年1月28日公表



データ種類		作成主体・作成方法	建築物LCAにおけるデータ活用用途など
製品データ 【企業・業界 団体】	個社製品 データ	- 建材製造等事業者※1が 個社として作成。 - 積上法によりCFPやEPDと して作成。	- 建築プロジェクトにおいて、実際に調達する 建材・設備のCO₂等排出量原単位として、主 に着工後・建材・設備調達後に活用されるこ とを想定※2。 - 建材・設備製造事業者個社の脱炭素の取組 み努力が反映される。
	業界代表 データ	- 建材製造等事業者が業界 団体等として製品カテ ゴリー別に作成。 - 積上法によりCFPやEPDと して作成。	- 建築プロジェクトにおいて、使用建材・設備 の建材・設備製造事業者や製品が決まって いない建材調達前段階の基本設計時や実 施設計時に活用されることを想定※2。 - また、個社製品データが整備されていない 製品カテゴリーで活用されることを想定。
デフォルト値 【国】		国が作成。 - 既存データに基づいて、個 社製品データおよび業界代 表データの値よりも大きくな るように設定。	個社製品データ／業界代表データが製品カ テゴリーごとに十分に整備されていない状況 を鑑み、これを補完するものとして国が整備。

※1 建材・設備製造事業者やその川上企業を含めたサプライチェーンの各構成企業やリサイクル事業者などの建築物の生産を支える主体

※2 現状の建築設計、見積・発注実務において、採用する建材・設備のメーカーは着工後に決まることが一般的。なお、建築主、設計者の合意があれば、実施設計段階で建材・設備のメーカーや性能値の指定も可能であり、その場合は、個社製品データ(EPD・CFP)・性能値が活用される。

主要建材等の原単位データの優先的な整備方針

○ LCCO₂において設計者等のCO₂等排出量削減努力を適切に評価するため、LCCO₂算定に大きな影響を与える主要建材等について、次の点に留意しつつ、優先的にCO₂等排出量原単位の整備を進める。

◆ 第1カテゴリー

特に建築物LCCO₂全体に占める割合の大きい**主要建材**については、**2027年度までに主たる製品カテゴリーのCO₂等排出量原単位の整備を完了させることを原則**とする。主要建材としては、建築物LCCO₂全体の概ね過半を占める**躯体に用いられる建材(鉄鋼材料、コンクリート、木材)**とする。

◆ 第2カテゴリー

様々な建築物において共通して使用される頻度が高く、建築物LCCO₂全体に占める割合の大きい等(※)の建材については、**2027年度までに可能な範囲で主たる製品カテゴリーのCO₂等排出量原単位の整備を完成させるものとする**。具体的には、大規模事務所の外装・内装に用いられる主な建材(**屋根:長尺金属板**など、**外壁:メタルカーテンウォール、PCカーテンウォール、サイディング、セラミックタイル、断熱材**など、**外部開口部:ガラス、アルミニウム製建具、樹脂製建具、アルミ樹脂複合建具**など、**内部床:OAフロア、タイルカーペット、ビニル床シート・タイル**など、**内壁:せっこうボード、木質ボード、軽量鉄骨壁下地**など、**天井:ロックウール化粧吸音板、軽量鉄骨天井下地**など、**耐火被覆材:吹付けロックウール**など)について優先的に整備を進めることが考えられる。なお、その他の建材についても建築生産者と製造事業者の対話を通じて、その整備ニーズと対応可能性を勘案しつつ、可能な範囲で制度開始までの整備を目指す。

◆ 第3カテゴリー

多様な製品で構成される設備などそのCO₂等排出量原単位作成のハードルが高いものや**建築物LCCO₂に占める割合が極めて小さい内装材**等については、**整備する製品カテゴリーの絞り込み**(例:大規模事務所で主として使用される空調機器の整備を優先する等)を行うことや**整備スケジュールに配慮**(2028年度以降の整備を含める等)することを許容しつつ、順次、CO₂等排出量原単位の整備を進める。

(※)建築物LCCO₂全体に占める割合が不明なものでも、一部の建築物において使用頻度が高い、あるいは今後需要が拡大することが見込まれる建材を含む。

3. 法案概要



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案 国土交通省

令和8年3月27日：閣議決定

背景・必要性

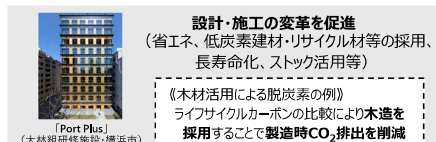


これまでは使用段階の省エネに着目。2025年4月に省エネ基準適合を全面義務化。

→ 資材製造から解体までのライフサイクル全体の省エネ・省資源・脱炭素の取組を評価する仕組みを創設

→ 2030年の新築ZEH・ZEB水準、2050年のストック平均ZEH・ZEB水準の目標に向けて、進展する省エネ技術に対応する仕組みを創設

※ ZEH：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、ZEB：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル



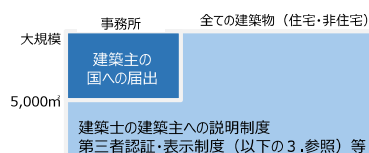
省エネ・低炭素建材・設備の投資・イノベーション、日本の技術の海外展開を促進
《新技術の例》ペロブスカイト太陽電池

建築物のライフサイクルでの省エネ・省資源・脱炭素の取組を通じ、エネルギー安全保障にも貢献

法案の概要

1. 建築物のライフサイクルカーボン評価制度

- 建築主、建築士、建設業者、建築材料・建築設備の製造事業者等の関係者の役割を明確化
- 国が建築物ライフサイクルカーボン評価の指針（統一の算定ルール）を策定
- 一定の建築物の新築等について、建築主は、着工前の建築物ライフサイクルカーボン評価結果を国に届出



2-①. 先導的な省エネ技術の評価する大臣認定

- 先導的な省エネ技術を用いた建築物において、大臣が個別にZEH・ZEB水準適合を認定
- 【先導的な省エネ技術の例：自然換気システム】
-
- 自然風の風向き
- 外気
- 自然換気
- 気象センサー
- 風向・風速、室内外の温度差等をセンサーで検知して窓を開閉し、自然通風を利用して空調エネルギーを削減

2-②. 上位住宅トップランナー制度

- 概ね市場の1/4を占める住宅供給事業者は、中長期計画を策定し、取組状況を毎年度報告
-
- ZEH水準超
- ZEH水準程度
- 省エネ基準
- 住宅トップランナー（上位1/2を占める事業者）
- 上位住宅トップランナー（上位1/4を占める事業者）

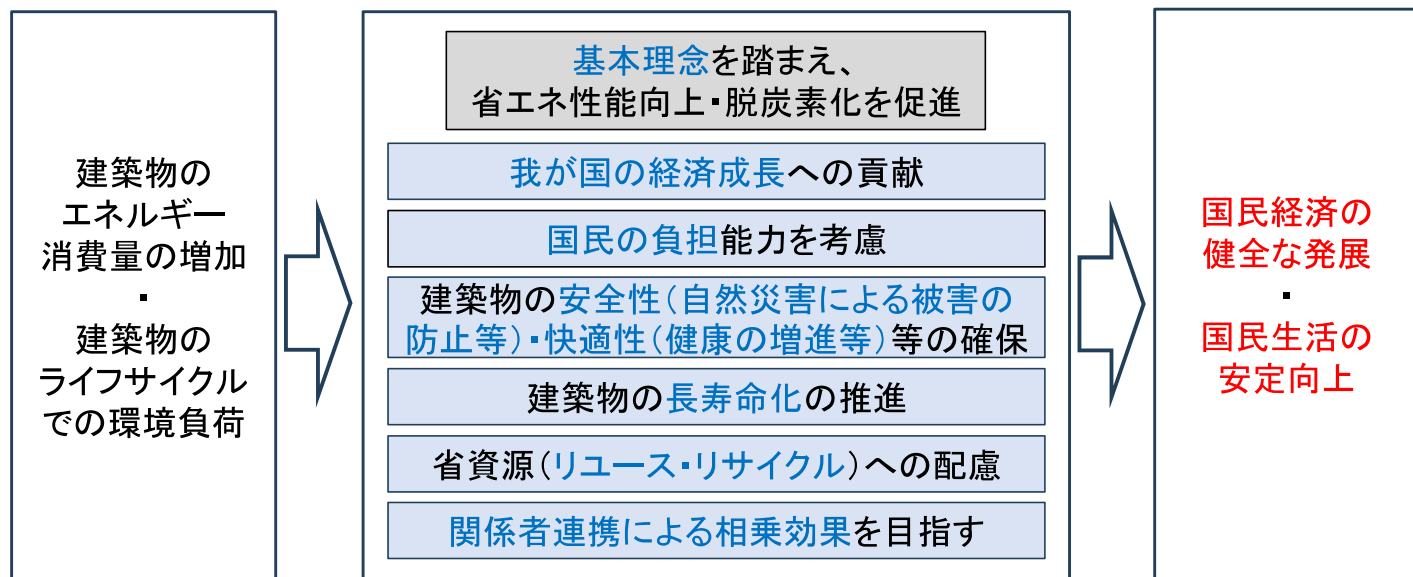
3. 建築物の環境性能の第三者認証・表示制度

- 建築主等は、建築物のライフサイクルカーボン評価結果及び省エネ性能について、登録機関による第三者認証を受け、標準を表示することができることとし、紛らわしい表示を禁止

4. その他

- 法律名を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」とする等の措置を講じる

- 建築物の省エネ性能向上・脱炭素化は、**国民経済の健全な発展、国民生活の安定向上**に寄与することが目的。
- このため、以下の**基本理念**に基づき取り組むことを法定化。
 - ① **我が国の経済成長**に資すること
 - ② 建築物の取得・賃貸に当たっての**国民の負担能力**を考慮すること
 - ③ 建築物の**安全性**（自然災害による被害の防止等）・**快適性**（健康の増進等）等の必要な性能を確保すること
 - ④ 良好な状態での建築物の**長寿命化**を図ること
 - ⑤ 設計・施工にあたり、省資源（建材設備の**リユース・リサイクル**）に配慮すること
 - ⑥ 建築主、設計・施工事業者、建物所有者、建材設備製造事業者等の**関係者連携**による**相乗効果**を目指すこと

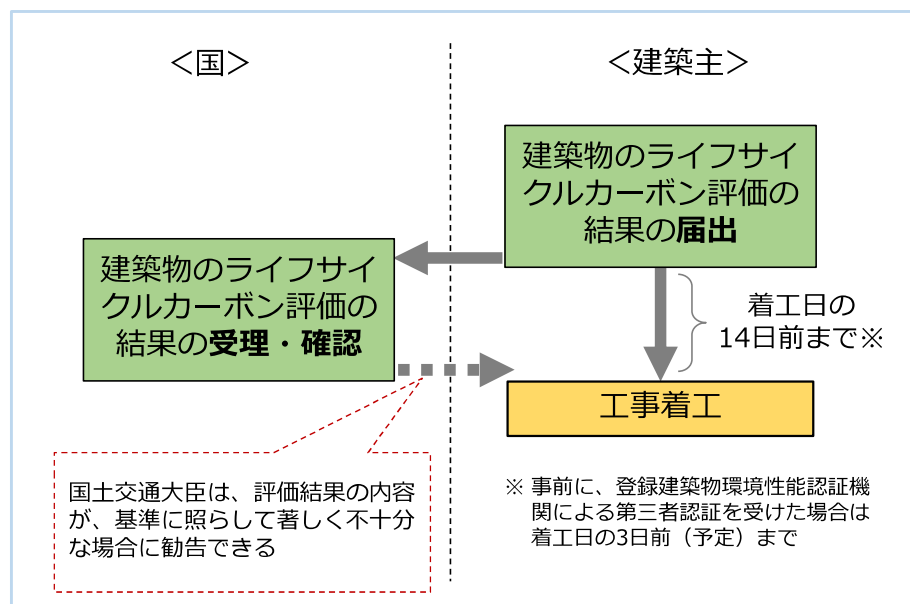


29

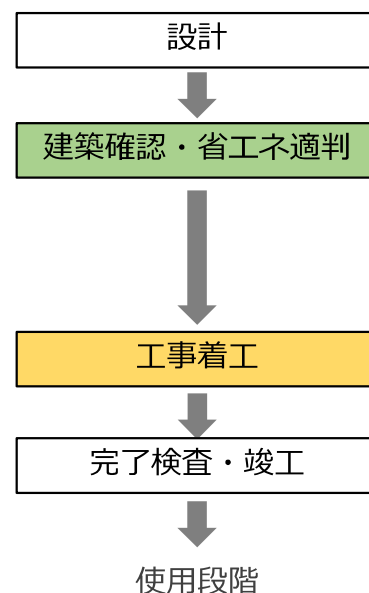
建築物ライフサイクルカーボン評価結果に係る建築主の届出制度（法第64条の6）

- 建築主は、**5,000m²以上の事務所（政令で規定予定）の新築・増改築**を行う場合、建築物のライフサイクルカーボン評価の結果について、「**着工の14日前まで**」※に国土交通大臣に届出。
 - ※ 事前に、国に登録された機関による**第三者認証**を受けた場合は「**着工の3日前まで（省令で規定予定）**」に国土交通大臣に届出。
- 国土交通大臣は、評価結果の内容が、建築主の判断基準※に照らして著しく不十分な場合に勧告できる。
 - ※ 法案成立後、有識者検討会議において定量的基準、定性的基準について検討予定

〈手続フロー〉



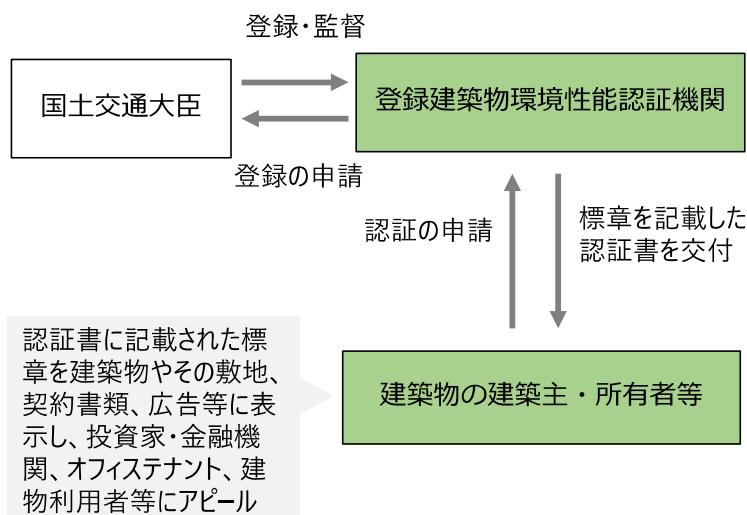
建築に係る手続の流れ



30

- 建築主等は、建築物環境性能の評価結果について、登録建築物環境性能認証機関による第三者認証を受けることができる。
※ 建築物環境性能：建築物のエネルギー消費性能又はライフサイクルカーボン評価の結果
- 認証の基準、認証書の記載事項及び標章は国土交通大臣が定める。
- 登録建築物環境性能認証機関から認証書の交付を受けていない者がその標章を付すことやこれと紛らわしい標章を付すことを禁止。

〈手順フロー〉



【既存の表示制度の例（標章のイメージ）】



省エネ性能ラベル

販売・賃貸事業者が建築物の省エネ性能を広告等に表示することで、消費者等が建築物を購入・賃借する際に、省エネ性能の把握や比較ができるようにする制度

31

4. 支援措置等

ライフサイクルカーボン評価に係る国土交通省の主な支援措置

建築物のライフサイクルカーボンの評価及び削減を促進するため、ライフサイクルカーボン評価の実施、削減に資する先導的な事業、削減に向けた取組に関する周知啓発、人材育成等への支援を実施

①建築物ライフサイクルカーボンの算定に対する支援

建築GX・DX推進事業【R8当初予算：73億円の内数】
支援対象、補助対象経費：住宅・建築物のライフサイクルカーボン評価の実施に要する費用
補助率・補助限度額：定額（上限額：650万円/件以内の定額（BIMモデルを作成した上でLCCO2評価を行う場合、上限500万円/件））

②建材等のCO2等排出量原単位の策定に対する支援

CO2原単位等の策定に係る支援【R8当初予算：73億円の内数】
支援対象、補助対象経費：建材・設備に係るCO2原単位等策定に係る経費
補助率・補助限度額：定額（上限額：400万円/件等）

③建築物ライフサイクルカーボンの評価及び削減に取り組む先導事業に対する支援

サステナブル建築物等先導事業（LCCO2評価先導型）【R8当初予算：36億円の内数】
支援対象：ライフサイクルカーボン削減に向けて先導性の高い住宅・建築物のプロジェクト
補助対象経費：設計費、建設工事費等のうち、先導的と評価された部分
補助率・補助限度額：補助率：1/2等、限度額：3億円/件等

④建築物ライフサイクルカーボンの評価促進のための環境整備に対する支援

カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業【R8当初予算：4.59億円の内数】
支援対象：民間事業者等
補助対象経費：ライフサイクルカーボンの削減に向けた取組に関する周知啓発、人材育成
補助率・補助限度額：定額、限度額なし

33

優良建築物等への補助事業におけるLCCO2評価実施の要件化

建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けて、2028年度を目途に建築物ライフサイクルカーボン評価の実施を促す制度の開始を目指しているところ。制度の円滑な開始に向けた環境整備及び今後の制度の更なる拡充・強化に向けた検討に必要な事例・データ等の収集を行うため、優良建築物等への補助事業においてライフサイクルカーボン評価の実施を要件化する。

要件化の内容・対象事業

【内容】

（１）ライフサイクルカーボン評価実施の要件化

延べ面積が2,000㎡以上の建築物の新築（※）の場合には、ライフサイクルカーボン評価を実施すること

※環境・ストック活用推進事業については、延べ面積が2,000㎡以上の建築物の新築・増改築・改修

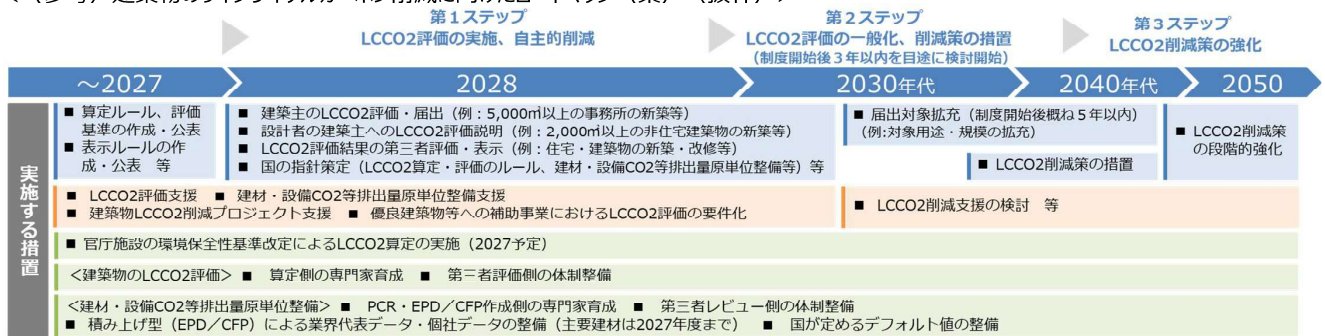
（２）ライフサイクルカーボン評価結果の報告

ライフサイクルカーボン評価結果を国土交通省へ報告すること

【対象事業】

- ・環境・ストック活用推進事業（サステナブル建築物等先導事業、既存建築物省エネ化推進事業）
- ・市街地再開発事業
- ・優良木造建築物等整備推進事業

＜（参考）建築物のライフサイクルカーボン削減に向けたロードマップ（案）（抜粋）＞



出典：建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会資料（2025年10月）を一部編集

34

5. 建築物ライフサイクルカーボン評価制度がもたらす新たな価値

建築物ライフサイクルカーボン評価実施の目的等

- 建築物LCCO₂評価の促進により、建築物の脱炭素化に留まらない、多方面での効果を期待

目的	これまで	これから
脱炭素 エネルギー安全保障	暖冷房・給湯等の使用時の省エネ・再エネ促進	使用時の省エネみならず、建材・設備の製造、施工等から解体までの各段階での省エネ・省資源・脱炭素化
サーキュラーエコノミー・ 資源効率性の向上	設計段階での考慮希薄	設計段階から、リユース材・リサイクル材の活用や廃棄段階での3Rを意識した設計・施工
低炭素技術・製品の イノベーション促進	設計・材料調達時に低炭素材料選択の考慮希薄	建材・設備の調達時に低炭素材料・再利用材等を選択 GX価値の見える化による投資・イノベーション誘発
国内建設・建築事業者の 海外展開促進	省エネ技術が売り	グリーン鉄や環境配慮型コンクリート含むサプライチェーン全体の脱炭素技術を売りに海外市場での不動産、建設、建材・設備事業者の事業機会が拡大
投資家による 環境不動産への投資活性化	Scope 3への対応、国際動向への対応が不十分	不動産の環境対応・情報開示・国際対応が進むことで、環境意識の高い投資家からの不動産投資が拡大
地域経済の活性化	材料輸送時のCO ₂ 排出について考慮希薄	地場産材など地域内調達による環境負荷低減効果が認められることで、国内地場メーカーの事業機会が拡大

建築物のライフサイクルカーボン評価における設計上の工夫の例

- これまでは、高断熱窓や高効率空調設備の採用など、建物使用時の省エネの観点から設計上の工夫が行われてきた。
- 建築物のライフサイクルカーボン評価により、従来の設計上の工夫に加えて、資材製造・施工に関連した、**既存ストックの活用**、**低炭素材料・GX製品**や**リユース材・リサイクル材**の採用、維持管理・解体に関連した、**長寿命建材**の採用や**更新・解体の容易性への配慮**などの設計上の工夫が期待される。

<資材製造・施工段階（アップフロントカーボン）>

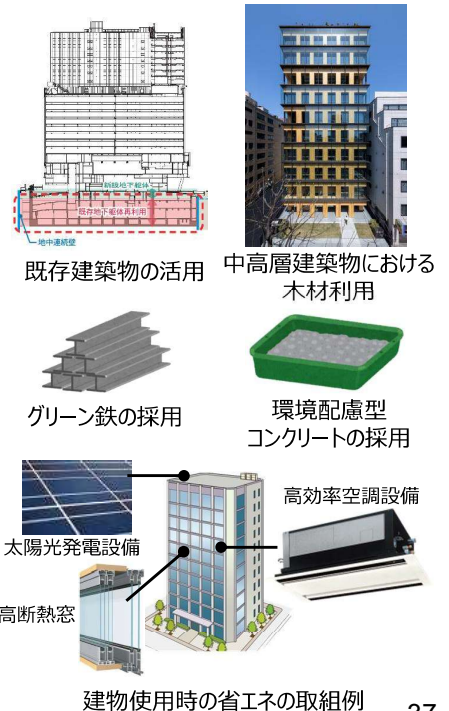
- **既存建築物・既存基礎等**の活用
- **低炭素材料・GX製品**の採用（グリーン鉄、環境配慮型コンクリート、木材など）
- **リユース材・リサイクル材**（再生冷媒含む）の活用
- **資材数量の削減**
- 第三者検証を受けた建材・設備の**EPD/CFP**の採用

<維持管理・解体段階（アップフロントカーボン以外のエンボディッドカーボン）>

- 耐久性の高い建材・設備（**耐用年数が長い建材・設備**）の採用、**長寿命化のための措置**
- **地球温暖化係数の低い冷媒**を用いる設備機器の選択
- **冷媒漏洩防止措置**の活用
- **解体容易性に配慮した設計**

<使用段階（光熱水関連）（オペレーショナルカーボン）>

- **空調・暖冷房負荷等の削減**（高断熱材の採用、日射遮蔽等）
- **エネルギー効率の高い機器の採用**（高効率空調・暖冷房・給湯機等）
- **再生可能エネルギー設備の設置**（太陽光発電設備等）
- **再生可能エネルギーの採用**



建物使用時の省エネの取組例

37

建築物LCCO₂評価制度におけるストック型社会への対応

● 建築物LCCO₂評価制度の目的・波及効果

建築物LCA制度検討会 中間とりまとめ（令和8年1月28日公表）より抜粋

【制度の目的】

建築物の LCCO₂ 削減に向けて、LCCO₂ 評価の実施及び削減を促進するための施策を講じることにより、関連するデータ・事例を蓄積し、**既存ストックの活用**や低炭素製品（リユース材・リサイクル材を含む）・GX 製品等の活用など、建築物の設計・材料調達・施工等における変革を促すとともに、建材・設備、それらの素材や原材料（以下単に「建材・設備」という。）における投資・イノベーションを促進し、レジリエントな脱炭素社会・循環型社会の実現を図ることを目的とする。

【制度の波及効果】

本制度によって建築物におけるライフサイクル思考が定着すると、**建替と改修を比較検討することによる既存ストックの活用の推進**、建築物の**長寿命化に向けた設計・施工・維持管理の実施の推進**、竣工後のコミショニングの実施の推進、解体・リユース・リサイクルしやすい設計の推進など、建築物に係る設計、材料調達、施工、維持管理、解体・廃棄に新たな視点・変革をもたらすことになり、ひいては、**スクラップアンドビルド型社会から既存の建築物を長く大切に使うストック型社会への移行に資することになる**。LCCO₂ 評価においては、**既存ストックの活用やリユース材・リサイクル材の活用が評価される**ことから、省資源にも資するとともに、サーキュラーエコノミーの実現にも寄与するものである。

建築士の建築主への説明制度

- ✓ 設計の初期段階において建替・改修の比較が行われる
- ✓ 既存躯体の再活用への対話がなされる

建築主の国への届出制度

- ✓ 改修、リサイクル材採用、躯体再活用、建材の長寿命化などの効果がLCCO₂で可視化

第三者認証・表示制度

- ✓ 既存躯体活用や長寿命化含む脱炭素に取り組んだ建築物について定量的・定性的に、施主がアピール可能

支援措置

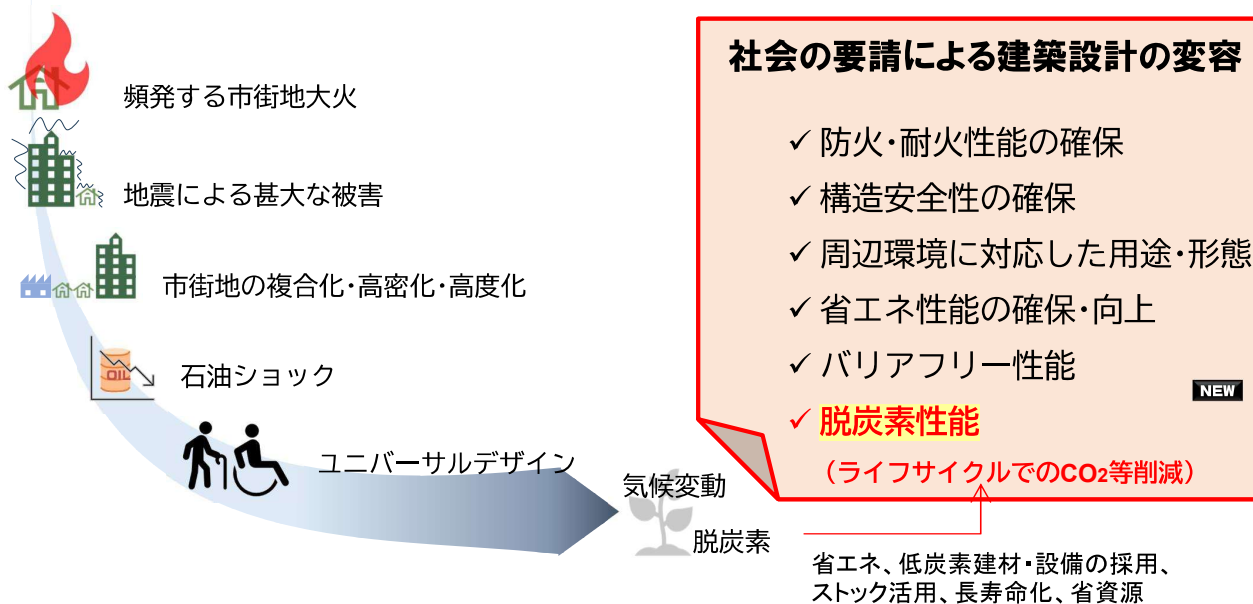
- ✓ 建替・改修時の環境負荷の比較を目的としたLCCO₂評価の支援措置／優良事業者の選定・公表

LCCO₂評価の促進

スクラップアンドビルド型社会からストック型社会への移行

38

- 社会の変革・要請に応じて必要となる建築物の質も変化。これに対応するため建築設計のあり方も絶えず変化。
- LCCO₂削減の取組も、建築設計の変革を促すものと位置づけ、制度を検討。



シンポジウム

ライフサイクル思考が生み出す新たな環境価値

パネルディスカッション

テーマ：建築物ライフサイクルカーボン評価が生み出す新たな価値

モデレーター：清家 剛 氏 東京大学大学院教授、ゼロカーボンビル推進会議 WG 主査

- | | | |
|--|------|----------|
| (0) はじめに | (前出) | 清家 剛 氏 |
| (1) セメント産業の現状とカーボンニュートラルに向けた取り組み
太平洋セメント（株）執行役員 研究開発本部副本部長 | | 江里口 玲 氏 |
| (2) 建築物ライフサイクルカーボン評価の活用に向けた
サイプレス・スナダヤの取り組み
(株) サイプレス・スナダヤ 代表取締役社長 | | 砂田 雄太郎 氏 |
| (3) 日本製鉄のカーボンニュートラルに向けた取り組み状況
日本製鉄（株）環境政策企画部 上席主幹 | | 平川 智久 氏 |
| (4) 「見える化」から始める、環境価値の創出
～建設時 GHG 排出量算定と&EARTH for Nature～
三井不動産（株）サステナビリティ推進部長 | | 松野 健太郎 氏 |
| (5) 建築物ライフサイクルカーボン評価の活用に向けた〈みずほ〉
および金融機関の取り組み
(株) みずほ銀行 サステナビリティ企画部 担当部長 | | 山我 哲平 氏 |
| (6) ディスカッション | | パネリスト全員 |

パネルディスカッション

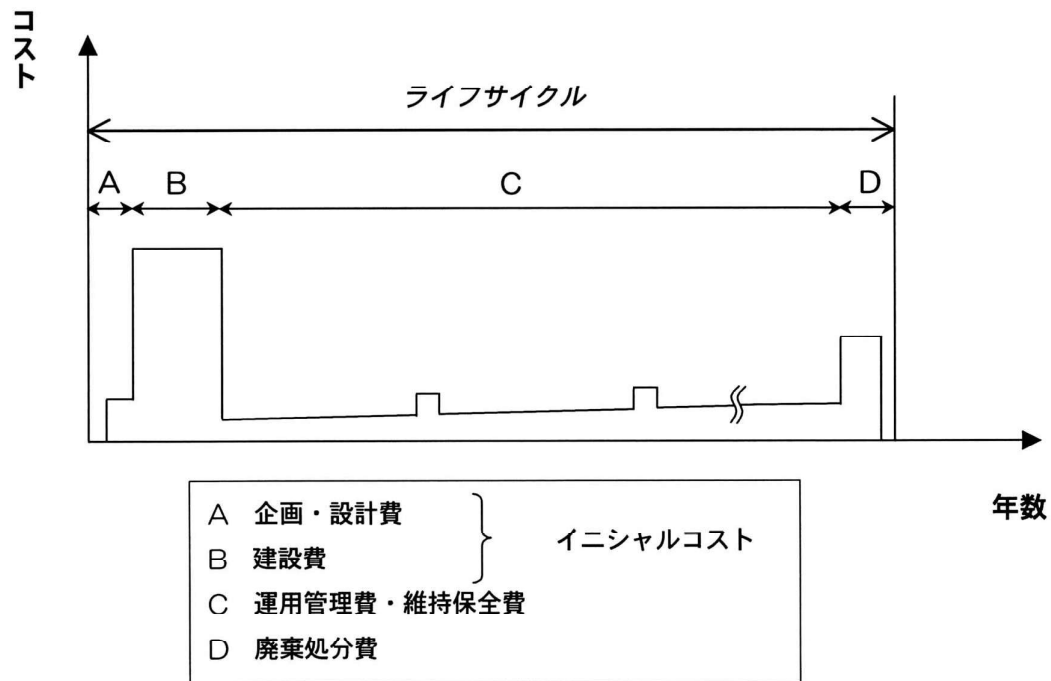
建築物ライフサイクルカーボン評価が 生み出す新たな価値

東京大学大学院
新領域創成科学研究科
社会文化環境学専攻
清家剛

建築のLCAについて

- LCAとは**原材料を採取するところから建築を作り
使って壊すまでの建築の一生のライフサイクル全体で
何がどれくらい出入りがあるかを計算すること。**
- ライフサイクルコスト、ライフサイクルCO₂等
対象はいろいろある。
本日はおもに **CO₂=カーボン** が話題。
- **寿命が長い建築**のLCAの結果は運用時が大きくなる。
 - 運用時の削減が大事(=省エネが大事)
 - ライフサイクル全体を把握することで
建材の努力にも目が向けられている

建築のライフサイクルでおきること(コスト)

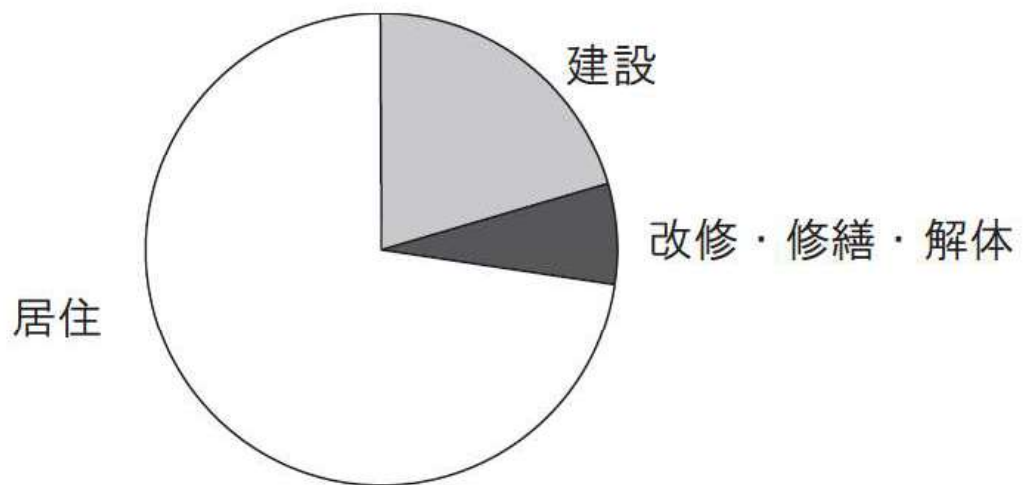


建物のライフサイクル概念図

3

戸建て住宅のLCA(CO₂)

寿命の長い一般的な建物では居住時のCO₂排出量が多い



戸建住宅のライフサイクルCO₂の内訳
(CASBEE戸建の標準計算における一般的な木造住宅の例: 参照値)

4

国際動向とゼロカーボンビル推進会議

- **2021年**: WBCSDにより考え方が示された

WBCSD: World Business Council for Sustainable Development
(持続可能な開発のための世界経済人会議)

→ 次の用語が示された **ホールライフカーボン**
エンボディドカーボン
アップフロントカーボン

- **2023年**: ゼロカーボンビル推進会議スタート
日本の建築業界としてとして削減に取り組む動き
- **2024年**: ホールライフカーボン算定ツールJ-CAT開発

5

国際動向とゼロカーボンビル推進会議

背景: 世界経済人会議(WBCSD)によるネットゼロ
ビルディングの概念図の記載 (2021年)

Whole life carbon ≡ ライフサイクルカーボン

Upfront carbon

Embodied carbon

Operational carbon

「(仮称) 建設時GHG排出量算出マニュアル」検討会
 <A1-5 (アップフロント)> 【事務局: 不動産協会】が先行

Figure 7: Whole life cycle stages, EN15978 (2011)¹⁰

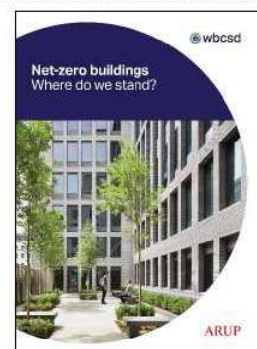
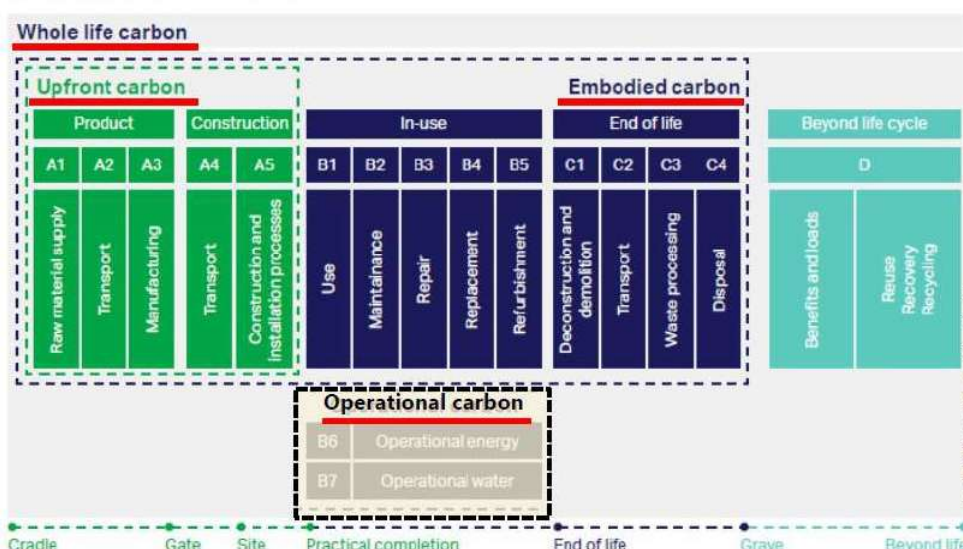


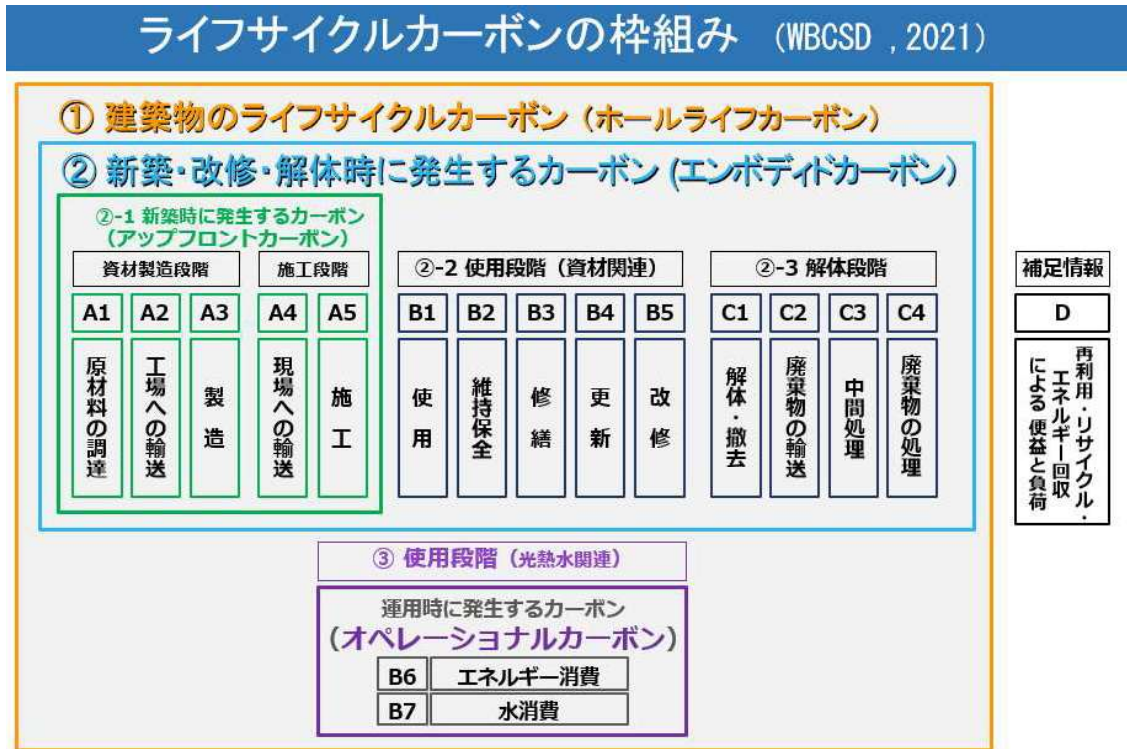
図7の出典: 持続可能な開発のための世界経済人会議: Net-zero buildings: Where do we stand? EN15978(2011)とISO21930(2017)には記載されていない Upfront/ Embodied/ Operational/ Whole life Carbon の用語が追記されている。

6

国際動向とゼロカーボンビル推進会議

WBCSD, Net-zero buildings: Where do we stand?

Figure 7: Whole life cycle stages, EN15978 (2011)日本語訳(素案)



7

エンボディドカーボンを計算するために

建築物に採用される建材は多い

積水ハウスの戸建住宅の例

部品はネジまで数えて6万点といわれている



8

建築のLCAについて

- ・建築物は多数の建材で構成されている。
(戸建住宅で数万点、種類は数百から千種類程度)
- ・このうち構造躯体が重量でもアップフロントカーボンでも半分以上(7割~9割)を占めている。

一構造躯体に使用される建材:コンクリート、鉄、木材
(コンクリートのうち製造時のCO₂排出量が大きいのはセメント)

→本日はセメント、木材、鉄のお話をさせていただく
その後不動産、金融それぞれの業界からの視点でお話をさせていただく。



セメント産業の現状と カーボンニュートラルに向けた取り組み

執行役員 研究開発本部副本部長
江里口 玲

太平洋セメント株式会社

セメント製造工程における廃棄物・副産物の活用方法



原料利用

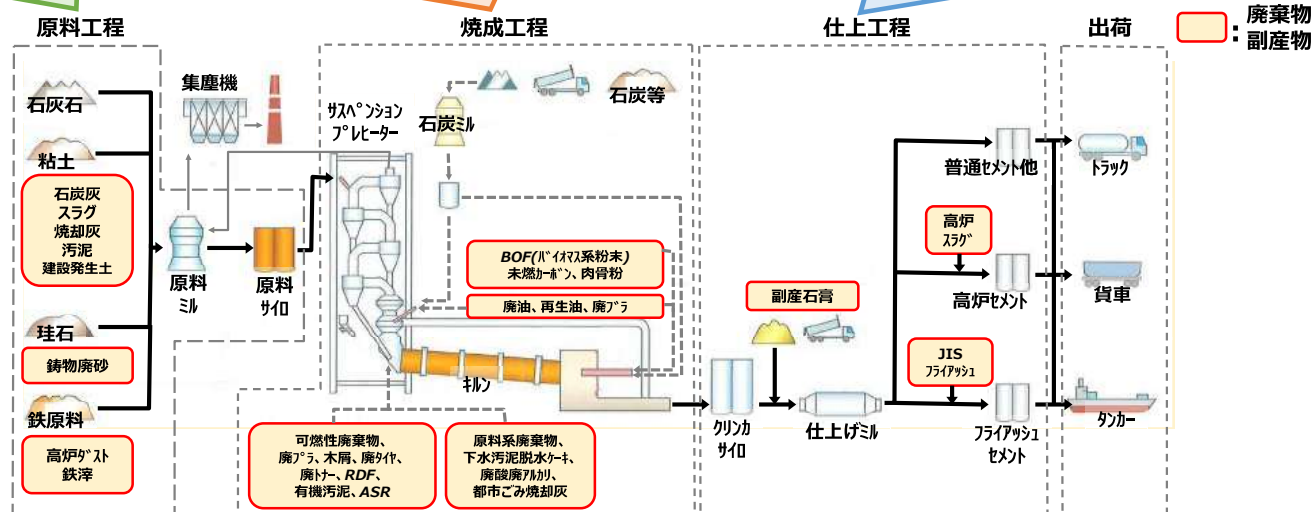
天然原料を無機系廃棄物で置き換える

熱エネルギー代替利用

高温焼成に必要な熱エネルギーを可燃性廃棄物で置換える

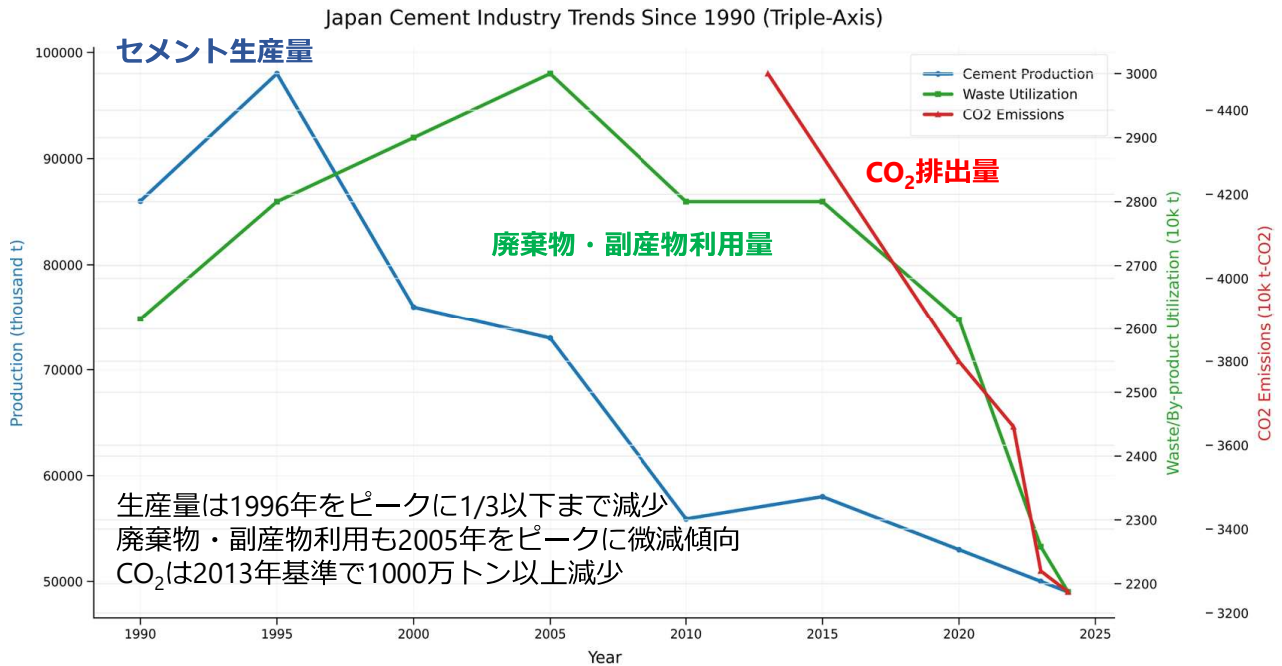
混合材利用

焼成後の仕上工程で添加する少量混合成分、石こう、混合材への利用

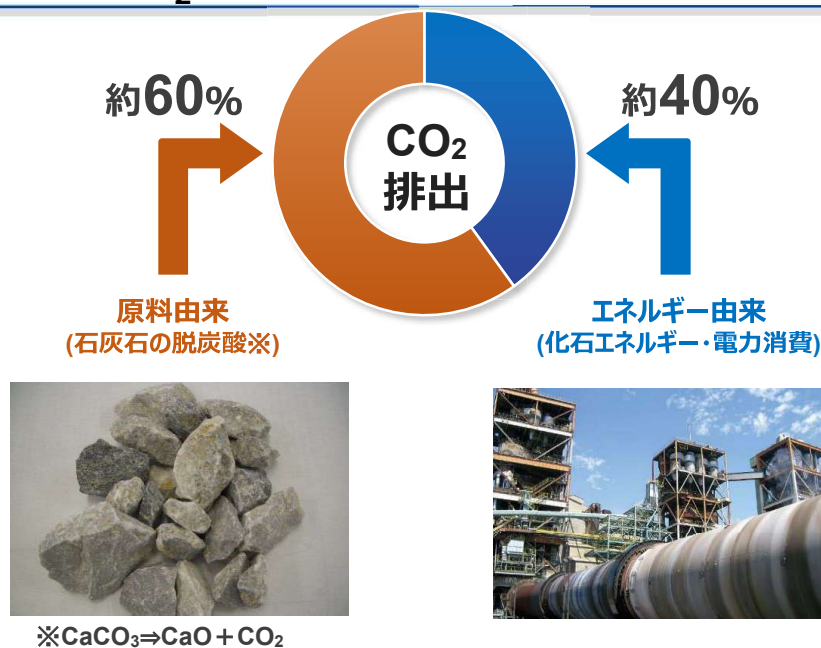


廃棄物を処理する静脈産業・社会に必要な基礎素材であるセメントを製造する動脈産業の2つの側面を持つ

セメント生産量と廃棄物処理とCO₂の排出推移

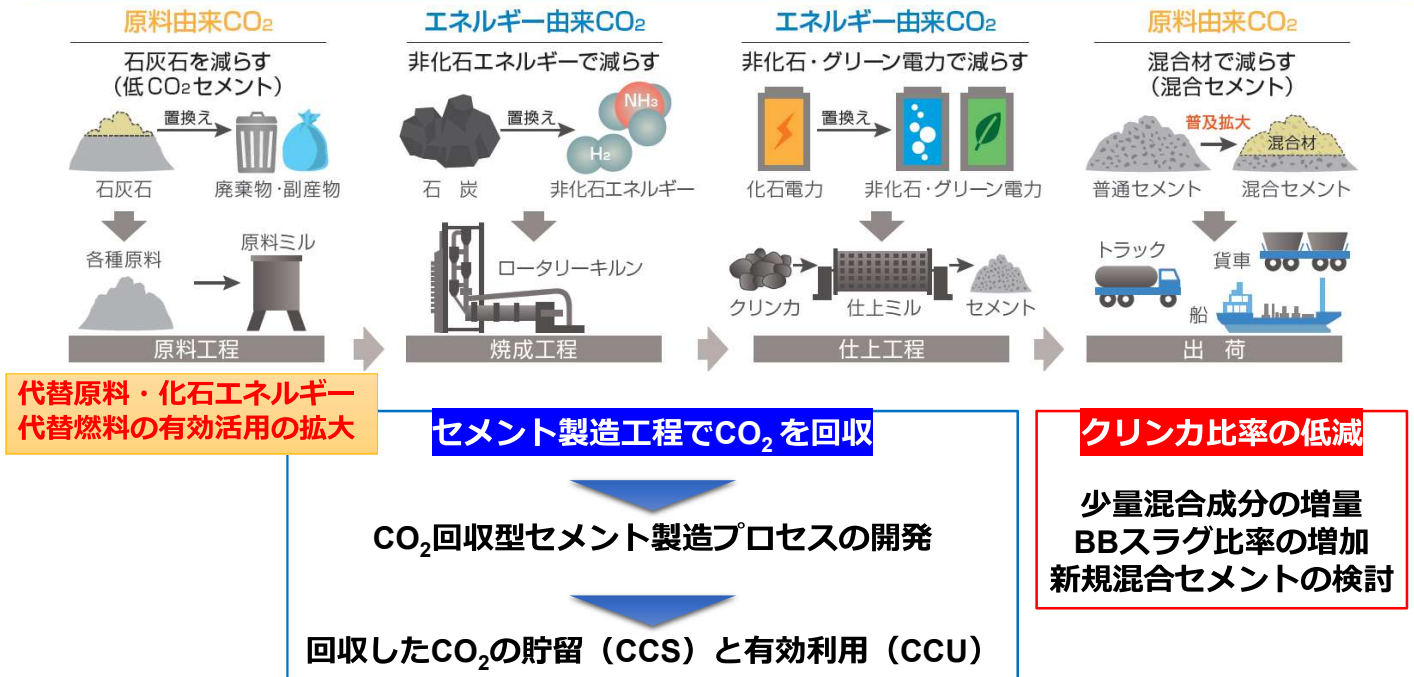


セメント製造工程からのCO₂排出



廃棄物活用による社会的・環境的な貢献を維持しながら、CO₂の削減を図っていく必要がある

CO₂削減に向けた様々なアプローチ



コンクリートのライフサイクルに踏まえた “Low Carbon Cement ”

- 製造する際のCO₂が少ない
混合セメントの活用拡大、新たな混合セメントの規格化
CO₂回収型製造プロセスによるCO₂の回収、化石燃料代替の最大活用、再生エネルギーの活用
- 施工する際のCO₂が少ない
高強度化による容積減、軽量化等による運搬・施工に関わる省エネルギー化
- 維持する際のCO₂が少ない
高耐久化・長寿命化・老朽化対策の確実な実行、激甚化する災害にも耐えうるインフラの提供
- CO₂吸収・固定化等のCCU技術の展開
- 提供する際のCO₂が少ない
マスバランス法等を活用した、CO₂削減証書の有効的な活用

まとめ

セメント産業は、その製造過程において廃棄物・副産物の活用を進め、資源循環やエネルギーの安定供給に貢献している。動脈産業であるセメント製造の役割と静脈産業の資源循環を両立させながら、カーボンニュートラルを目指す責務がある。

様々なカーボンニュートラルへの取組みが進められているが、その効果を適切に評価することが必要。

混合材の活用（混合セメント）については、欧米同様に新たな規格を視野に選択肢の充実が求められる。

・地域性・流通を鑑みた混合セメントの選択など

喫緊の課題である激甚災害、インフラ老朽化に我々が応えていくことも忘れてはいけない。長きに渡り社会基盤を支える材料であるコンクリートの構造性能や耐久性を棄損することは論外。ライフサイクル（時間軸）を考慮した削減効果も検討すべきである。

本制度が経済合理性を踏まえたカーボンニュートラルに向けた施策として機能することに期待



株式
会社

サイプレス・スナダヤ

SPEED
×
QUALITY

木と人のみらい、変えてゆく。

建築物ライフサイクルカーボン評価の活用に向けた サイプレス・スナダヤの取組

ライフサイクル思考が生み出す新たな環境価値
～建築物ライフサイクルカーボン評価制度の可能性～

サイプレス・スナダヤ概要

●企業DATA

- ・社名／株式会社サイプレス・スナダヤ
- ・所在／愛媛県西条市
- ・創業／1892年10月（明治25年、創業134年目）
- ・資本金／1億円
- ・売上高／約123億円（2026年3月期）
- ・従業員数／196名
- ・事業内容／製材、集成材、CLTの製造加工販売
- ・大林組 連結対象子会社（大林グループ）

◎当社の特徴

- ・日本最大の国産ヒノキ原木の取扱事業者
 - ・木造住宅向け構造材（土台・柱）などを主に販売
 - ・大規模建築物向けの新・木質構造材CLTの製造
- ※大阪万博大屋根リングの大屋根の7割を供給



木材利用のメリットと課題

●木材利用のメリット

- ・木材は成長する際にCO₂を吸収
- ・成長後、伐採して建築物や家具として利用する事で、地上に炭素を貯蔵
- ・伐採後に植林を行うことで、更なるCO₂吸収を促進
- ・加工時のエネルギー消費が比較的少なくアップフロントカーボンを抑制
- ・日本の豊富な森林資源は「伐る、使う、植える、育てる」のサイクルで利用し続けられる循環型資源

◎課題

- ・非住宅の木造化・木質化の環境は整ってきたが、限定的
- ・林業の採算性が低く、再造林が十分に行われないケースも
- ・木材産業は中小企業が多く個社の原単位整備に遅れ

※SuMPO EPDでの木材関係キーワード検索結果：製材3件、集成材6件、CLT3件（合計12件）2026年6月現在



サイプレス・スナダヤの取組

●SuMPO EPDの取得

- ・当社はCLT、集成材（スギ・ヒノキ）、製材（ヒノキ）でSuMPO EPDを取得
- ・今後も、2×4製品など、その他の当社製品においても順次取得予定
- ・ライフサイクルでの環境負荷を客観的かつ定量的に把握可能
- ・EPDにおける算定結果を利用し、建材の選択による低炭素効果の確認にも役立てることが可能

◎今後の木材業界の取組

- ・単に「木材は環境に優しい」と訴えるのではなく、「根拠となるデータを提供できる製品」になる事が重要
- ・業界を挙げて、排出原単位の平均データ整備と個社の原単位整備を推進

SuMPO EPD
JAPAN
VERIFIED

株式会社
サイプレス・スナダヤ
Cypress Sunadaya CO., Ltd.

SuMPO EPD
タイプIII環境宣言（EPD）
登録番号：JR-CF-24004E

一般社団法人サステナブル経営推進機構
東京都千代田区内神田1-14-8
KANDA SQUARE GATE
<https://ecoleaf-label.jp>

株式会社
サイプレス・スナダヤ
Cypress Sunadaya CO., Ltd.

直交集成板（CLT）
Cross Laminated Timber (CLT)



①ライフサイクル影響評価結果		
気候変動 IPCC 2013 GWP 100a	290	kg-CO ₂ eq
酸性化	0.41	kg-SO ₂ eq



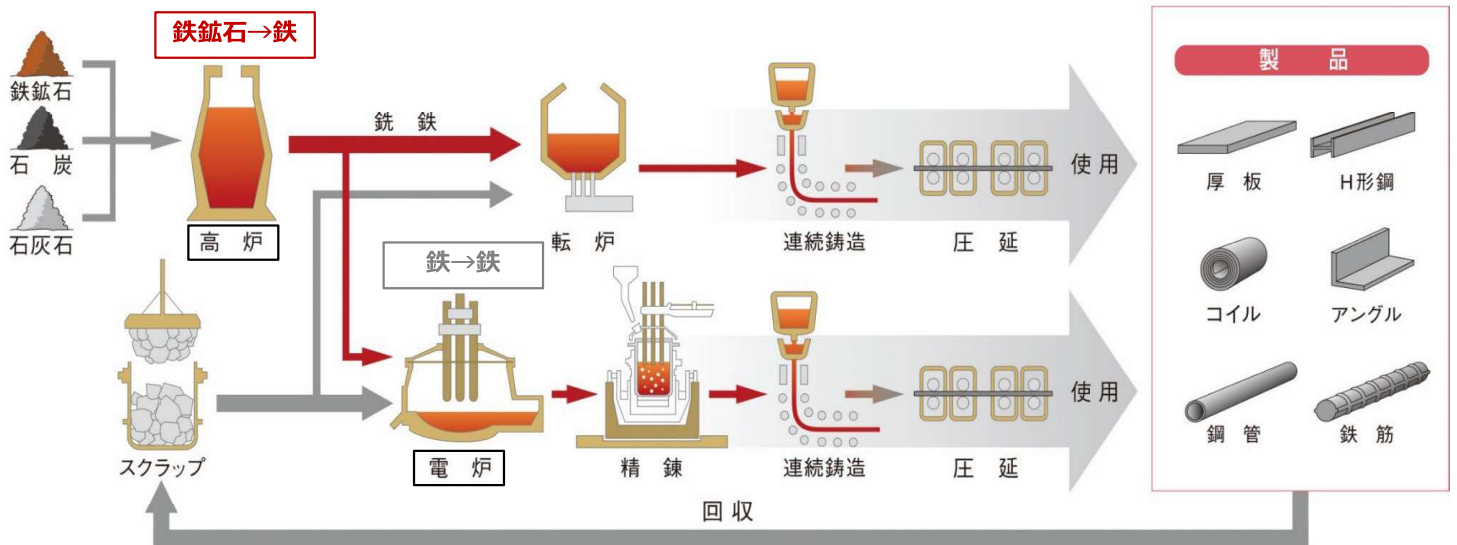
ライフサイクル思考が生み出す新たな環境価値 ～建築物ライフサイクルカーボン評価制度の可能性～
パネルディスカッション「建築物ライフサイクルカーボン評価が生み出す新たな価値」

日本製鉄のカーボンニュートラルに向けた取り組み状況

日本製鉄株式会社
環境政策企画部 平川 智久

鉄鋼製造プロセスの概要（高炉法と電炉法）

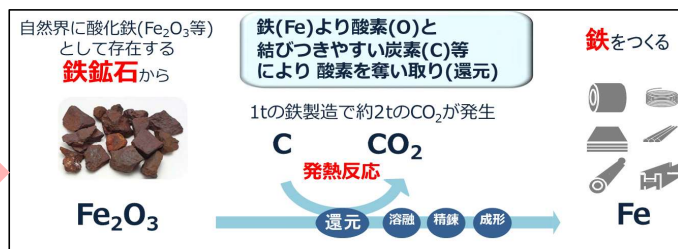
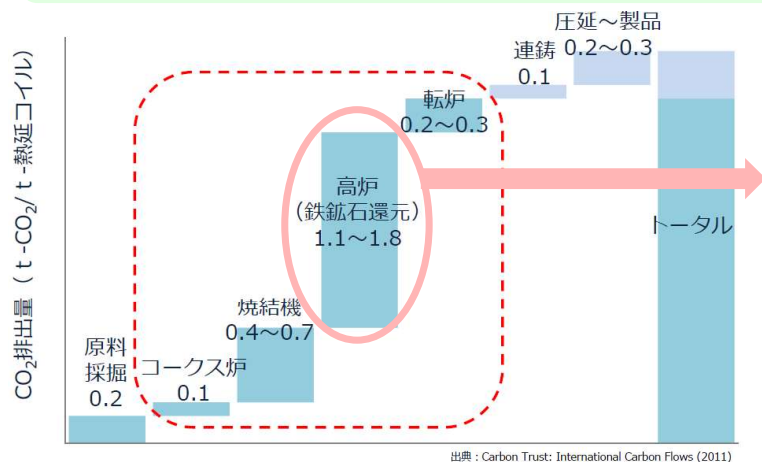
- ・ 高炉法：高炉で鉄鉱石をコークス（石炭）で還元して銑鉄を作り、転炉で炭素を除去して鋼にする。
- ・ 電炉法：電炉で鉄スクラップをアーク熱で融解し成分を調整する。鉄鉱石の還元は行われない。



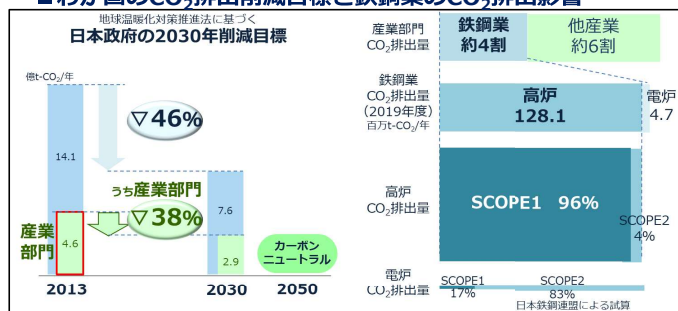
出典：日本鉄鋼連盟 建設環境研究会パンフレット「鉄の輪がつなぐ人と地球」

鉄鉱石から鉄をつくる時に起こること（鉄鉱石の還元反応とCO₂の発生）

- ・鉄鋼製造プロセスでのCO₂発生の大部分は、高炉工程における炭素による鉄鉱石の還元による。
- ・カーボンニュートラルの実現に向け、従来の鉄鋼製造プロセスを抜本的に見直す必要が出てきた。



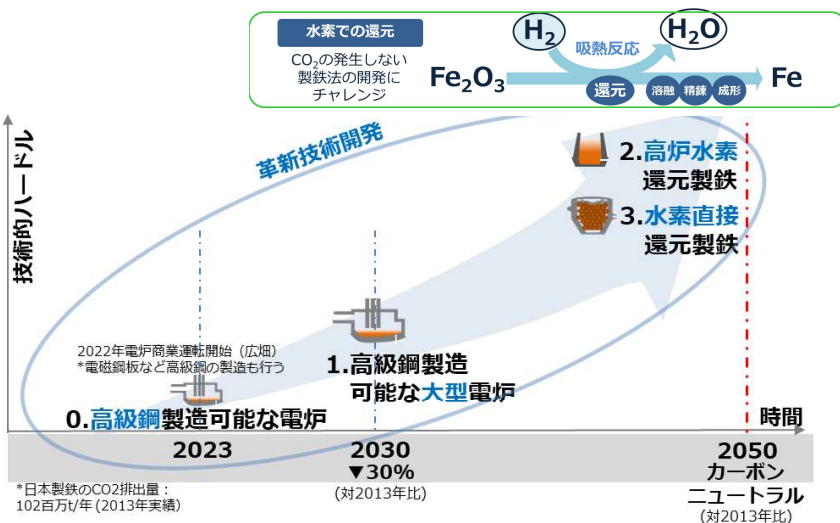
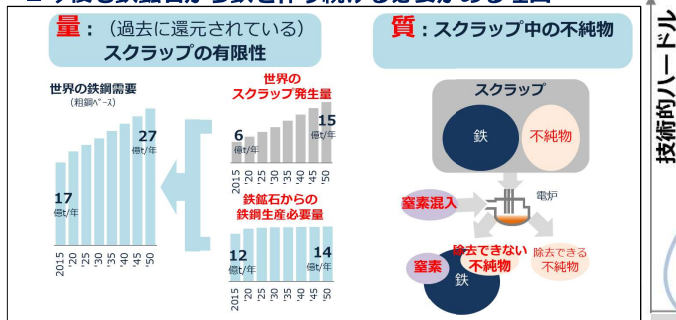
■わが国のCO₂排出削減目標と鉄鋼業のCO₂排出影響



日本鉄鋼業におけるカーボンニュートラルへの課題と当社の取組み

- ・鉄スクラップの有限性や品質維持の困難さから、今後も鉄鉱石から鉄を作り続ける必要がある。
- ・当社は革新技术開発を伴う抜本的な**製造プロセス転換**を実行。2050年に設備導入までの完了を目指す。

■ 今後も鉄鉱石から鉄を作り続ける必要がある理由



日本製鉄の革新技術開発 - 高級鋼製造可能な大型電炉（革新電炉）へのプロセス転換

2029年度までに九州製鉄所八幡地区の電炉転換を実行。2030年CO₂削減▽30%目標の確実な達成を目指す



近代製鉄発祥の地を刷新する一大プロジェクト
八幡地区総面積の約5割を作り変え：八幡地区敷地総面積：約700万m²（東京ドーム約150個分相当）



NIPPON STEEL

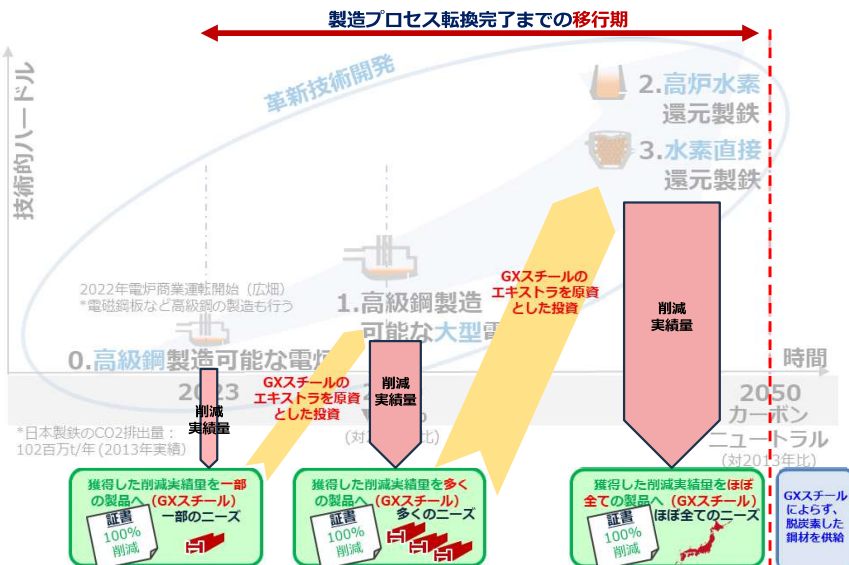
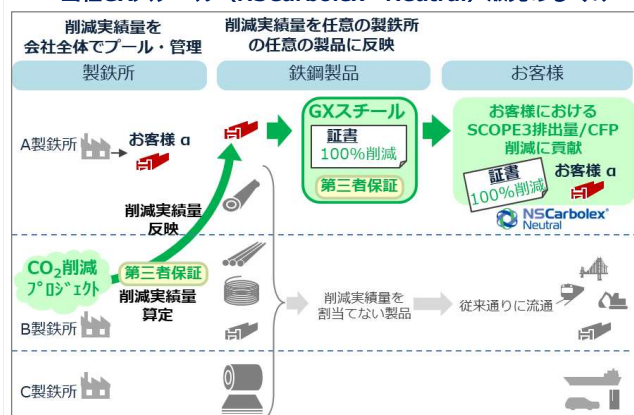
5

© 2026 NIPPON STEEL CORPORATION All Rights Reserved.

製造プロセス転換完了までの移行期におけるGXスチールの重要性

製造プロセス転換完了までの移行期の間、その過程で獲得した削減実績量にGX価値を与え、その価値を有する当社GXスチール「NSCarbolex® Neutral」を販売、ここで得られたエキストラを原資として革新技術開発と設備導入を推進。

■当社GXスチール（NSCarbolex® Neutral）販売のしくみ



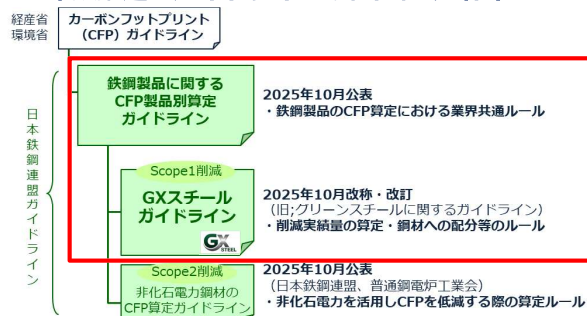
NIPPON STEEL

6

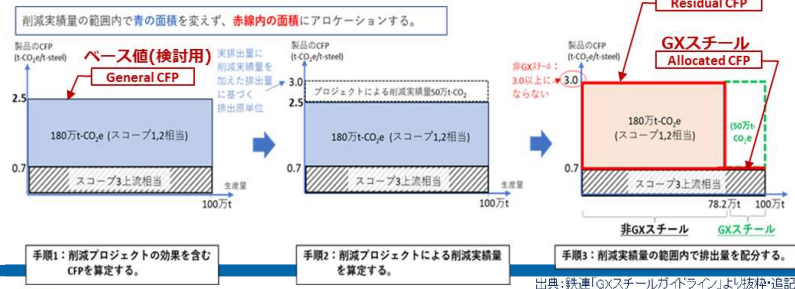
© 2026 NIPPON STEEL CORPORATION All Rights Reserved.

鉄連のCFPガイドラインに基づき、当社鉄鋼製品のCFP（76件）を算定。今年4月より当社HPで公開中

■ 第三者検証済のCFP算定報告書の例（H形鋼）



最新版 / Latest Version	2026年4月1日 / April 1, 2026
	日本製鉄株式会社 / Nippon Steel Corporation
CFP算定報告書 (Carbon Footprint of Product Quantification Report)	
製品名 / Product name	H形鋼 / Wide flange shapes
算定単位 / Functional unit	1 t
検証機関 / Verifier	(一財) 日本海事協会 / NIPPON KAIJI KYOKAI (ClassNK)
検証合図日 / Verification date	2024年3月16日 / March 16, 2026
データ収集期間 ^(*)	2024年4月11日 ~ 2025年3月31日
Time period for data collection	April 1, 2024 to March 31, 2025
準拠規格等	日本製鉄連盟、鉄鋼製品に関するカーボンフットプリント製品別算定ガイドラインおよび GXスチールガイドライン
Compatible Standards	The Japan Iron and Steel Federation, "Guidelines for Calculating CFP for Steel Products" and "GX Steel Guidelines" ISO 14040:2006, ISO 14044:2006, ISO 14067:2018, ISO 20915:2018, ISO 21930:2017 SuMPO EPD JI-AR-24049E-A
(参考) EPD登録番号 / (Ref.) EPD No.	



<https://www.nipponsteel.com/product/cfp/certificate.html>

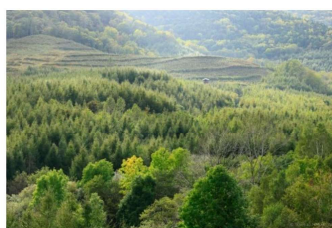


本資料は、金融商品取引法上のディスクロージャー資料でなく、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に記載された将来の予測等は、説明会の時点で入手可能な情報に基づき当社が判断したものであり、不確定要素を含んでおります。従いまして、本資料のみに依拠して投資判断されまことはお控えくださいますようお願い致します。本資料利用の結果生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負いません。

三井不動産の取組事例 &EARTH for Nature 環境価値を、街づくりの価値へ

▶ 街づくりにおける環境との共生宣言 「&EARTH for Nature」

- ・自然と人・地域を一体で「環境」と捉え、持続可能で豊かな環境を次世代へつなぐ
- ・5つの重点課題：緑を守り育む／水の魅力を生かす／生態系を豊かにする／地域の想いをつなぐ／自然資源を循環させる
- ・建築物LCAにおいても、CO2削減に加え、自然資源の循環、地域とのつながり、働く人の快適性、街の魅力を統合して考える
- ・北海道に約5,000haの森林を保有し、「植える・育てる・使う」の循環による“終わらない森”創りを推進



三井不動産グループ保有林（美瑛町）

Copyright © 2026 Mitsui Fudosan Co., Ltd. Confidential

▶ 木造賃貸オフィスビル2棟の取り組み ～日本橋に森をつくる～



日本橋本町三井ビルディング &forest
竹中工務店様
2027年1月竣工予定



日本橋本町一丁目5番街区計画
大林組様／サイプレス・スナダヤ様
2028年2月竣工予定

- ・希少性が高く、お客様からの引き合いが強い
- ・社会的価値が経済的価値へ

※炭素固定価値は、制度上・国際的な算定ルール上の位置づけが今後の論点

▶ 顧客共感・経済合理性の両立による 排出量削減貢献・取組み拡大への期待

- ・低炭素鉄/低炭素コンクリート等の環境価値の評価を通じ、普及に繋げていくことができるかが今後の課題

ライフサイクル思考が生み出す新たな環境価値

建築物ライフサイクルカーボン評価の活用に向けた 〈みずほ〉および金融機関の取り組み

みずほフィナンシャルグループ

サステナビリティ企画部

山我 哲平

2026年7月13日

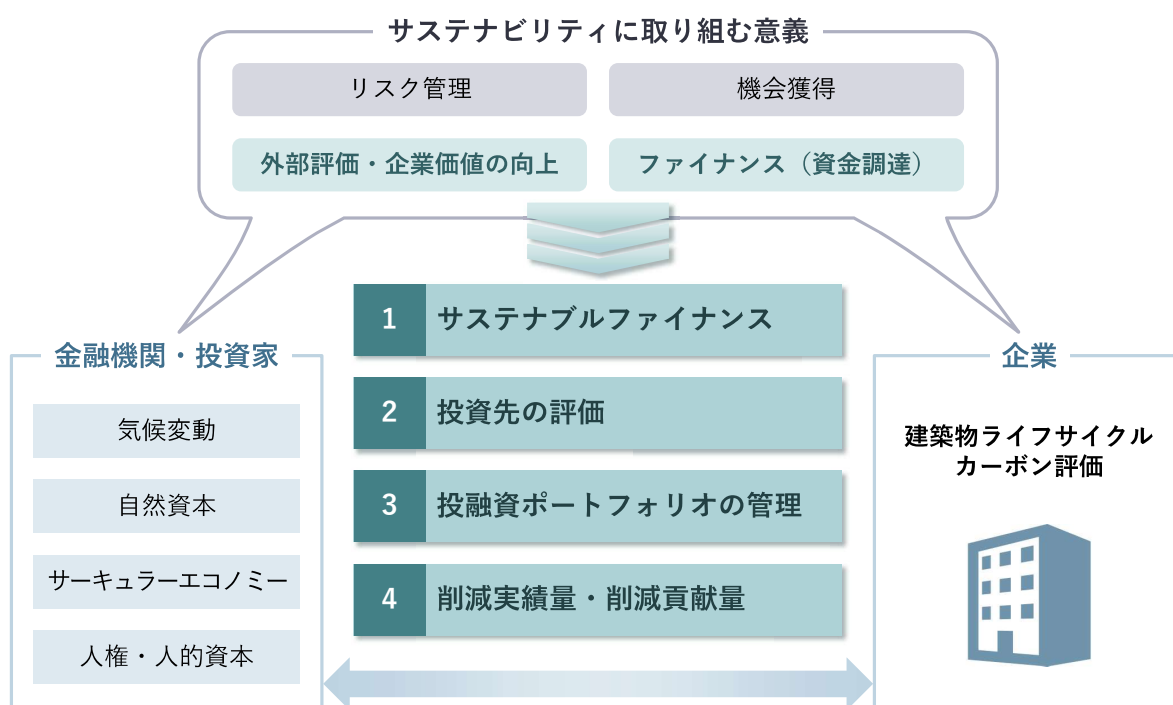
ともに挑む。ともに実る。



© 2026 Mizuho Financial Group, Inc.

サステナビリティに対する〈みずほ〉および金融機関の取り組みの全体感

1



サステナビリティに対する〈みずほ〉および金融機関の具体的な取り組み（1/2）

2

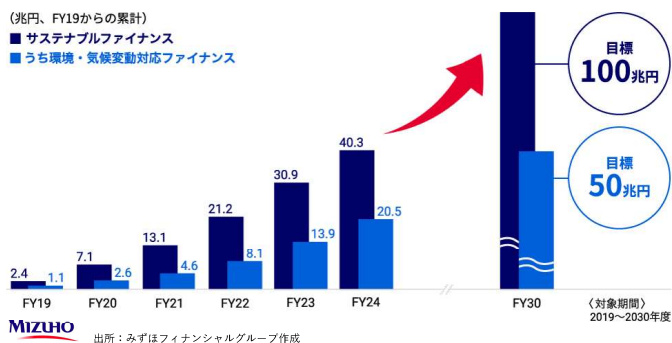
サステナブルファイナンス

銀行、証券等

サステナビリティ情報を指標・目標として活用するファイナンス

- 1 サステナビリティ情報をインパクトKPI・目標とする
「インパクトファイナンス」
- 2 サステナビリティ情報をSPTsとする
「サステナビリティ・リンク・ファイナンス」
- 3 サステナビリティ情報をレポート指標とする
「サステナブルファイナンス」

〈みずほ〉のサステナブルファイナンス目標



投資先の評価

運用会社、保険等

投資先評価におけるサステナビリティ情報の活用手法

パッシブ運用

✓ サステナビリティ関連の指数
に連動したリターンを目指す
運用

定性的/
非財務評価



定量的/
財務評価

アクティブ運用

✓ サステナビリティ情報等を
もとに銘柄を選定し、指数を
上回るリターンを狙う運用

- A サステナビリティ情報に基づいた
テーマ投資
- B サステナビリティ情報に基づいた
ネガティブ/ポジティブスクリーニング
- C サステナビリティ情報に基づいた
インパクト評価
- D サステナビリティ情報に基づいた
スコアリング/レーティング
- E サステナビリティ情報を
バリュエーションのパラメータに直接反映

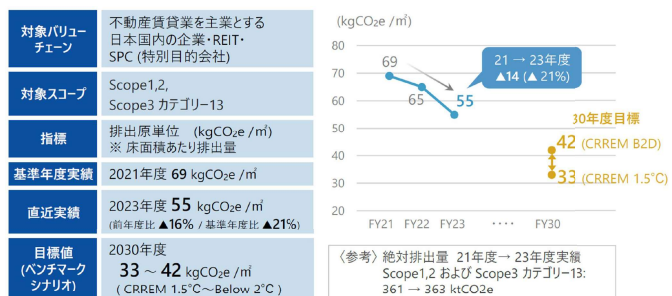
サステナビリティに対する〈みずほ〉および金融機関の具体的な取り組み（2/2）

3

投融资ポートフォリオの管理

金融機関全般

〈みずほ〉Scope3 中期目標管理（不動産セクター）



〈みずほ〉取引先の移行リスクへの対応状況（不動産セクター）*1



- ① 移行リスクの認識/対応戦略がない
- ② 移行リスク対応戦略/定量目標あり
- ③ パリ協定整合目標を設定/具体的な取組を実施
- ④ 目標に対する一定のGHG削減実績あり
- ⑤ 目標と実績が1.5度経路に整合/第三者認証等あり/目標達成が確実

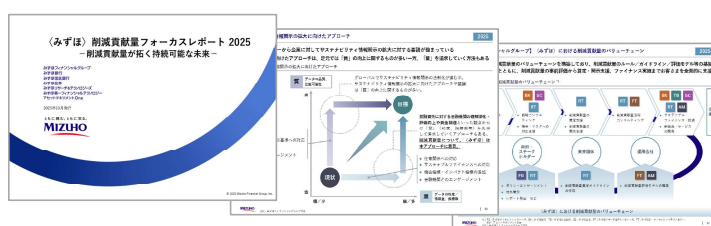
MIZUHO

*1: 2025年3月末時点、Exp金額ベース、①が低水準⑤が高水準 *2: みずほ総合研究所はみずほ銀行内の組織の名称
出所：みずほフィナンシャルグループ（2025）「気候・自然関連レポート 2025」「〈みずほ〉削減貢献量フォーカスレポート 2025」よりみずほフィナンシャルグループ作成

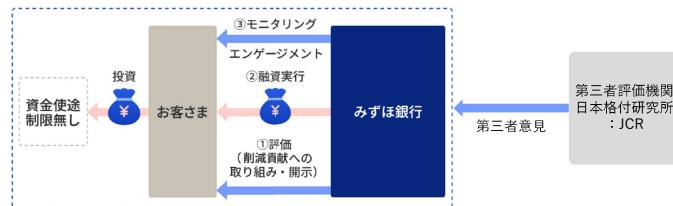
削減実績量・削減貢献量

〈みずほ〉

〈みずほ〉削減貢献量フォーカスレポート



Mizuho削減貢献量インパクトファイナンス



〈みずほ〉の削減実績量・削減貢献量に関する支援実績

- みずほ総合研究所*2は、削減実績量・削減貢献量の算定支援や算定結果レビュー、ガイドライン作成などにおいて、多様な支援サービスを提供しており、多数の実績あり

本資料に記載されているデータ、意見などはみずほフィナンシャルグループが信頼に足り、かつ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、みずほフィナンシャルグループはその正確性、確実性を保証するものではありません。また、ここに記載された内容は、事前連絡なしに変更されることがあります。本資料に記載された条件等はあくまでも仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。また、貴社決算・税務申告あるいは第三者への報告・情報開示の目的等に利用されることを想定したものではありません。投資および取組みの最終決定に際しては、貴社ご自身の判断でなされますよう、また必要に応じ弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえでお取り扱いいただきますようお願い申し上げます。

本資料の著作権はみずほフィナンシャルグループに属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。また、みずほフィナンシャルグループの書面による許可なくして再配布することを禁じます。

シンポジウム

ライフサイクル思考が生み出す新たな環境価値

閉 会 挨 拶

内閣官房 内閣審議官
今村 敬 氏

